

平成30年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月23日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成30年3月8日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 町道路線の認定及び廃止について
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (5) 壮警町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (6) 壮警町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 壮警町国民健康保険条例及び壮警町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 壮警町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 壮警町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- (10) 壮警町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (11) 土地改良施設の災害復旧について
- (12) 平成29年度壮警町一般会計補正予算（第15号）について
- (13) 平成29年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- (14) 平成29年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- (15) 平成29年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

て

- (16) 平成30年度壮瞥町一般会計予算について
- (17) 平成30年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- (18) 平成30年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- (19) 平成30年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- (20) 平成30年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- (21) 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（9名）

1番 佐藤 恣君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

7番 高井 一英君

9番 松本 勉君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

8番 長内 伸一君

○不応招議員（0名）

平成30年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年3月8日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 6 議案第3号ないし議案第23号（提案理由説明）

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君		
副	町	長	杉	村	治	男	君
教	育	長	田	鍋	敏	也	君

会計管理者

小松正明君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 庵 匡君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 小林一也君

経済環境課長（兼） 阿部正一君

商工観光課長 齊藤英俊君

建設課長 工藤正彦君

生涯学習課長 山本貴浩君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 阿部正一君

監委事務局長（兼） 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまより平成 30 年壮瞥町議会第 1 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
5 番 真鍋盛男君 6 番 加藤正志君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 9 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 3 月 16 日までの 9 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結
果報告、各団体からの陳情、要望等、一部事務組合議会報告につきましては、お手元に配
付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 21 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成 29 年第 4 回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第 4 回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。1 月 11 日に、室蘭市等に所在する国、北海道の出先機関など関係機関の代表、幹部を訪問し、新年の挨拶とともに、本町町政運営について必要な支援等の要請を行いました。なお、訪問に際し、松本議長にもご同行をいただいております。

次に、ユネスコ世界ジオパークの再認定審査結果についてご報告申し上げます。平成 29 年 9 月 16、17 日に開催されたユネスコ世界ジオパークカウンスル会議において、4 年に 1 度のユネスコ世界ジオパークの再認定の可否について審議され、平成 30 年 1 月 31 日付で洞爺湖有珠山ジオパークを 2 年間の条件つき再認定とする通知をいただきました。このたびの通知で示された勧告では、地球科学を専門とする学術専門員を常勤で雇用していないことについて強く改善を求められており、このことが最も重要な指摘事項として再認定が 2 年間の条件つきとされたところです。当地域では、学術顧問により強力なサポートをいただきながら活動を続けてきたところであり、このたびの再認定審査においても既存の体制が当地域において効果的であることについて審査員に理解を求めてまいりましたが、今回このような指摘が出されたことに対し残念であり、また重く受けとめているところです。今後引き続きジオパーク推進協議会を構成する 1 市 3 町の連携のもと、地域の皆さんとともに課題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、壮瞥温泉地区における企業進出についてご報告申し上げます。壮瞥温泉地区にありました旧新日鉄住金保養所跡地を取得した企業が富裕層をターゲットとした高級リゾートホテルを新築する運びとなりました。事業主体は東京都に本社を置く外資系企業で、台湾に拠点がある企業の系列企業であります。この外資系企業は、これまでも日本のホテル 100 選に選ばれた伊豆の高級旅館の経営等の実績がある企業であります。当町としては、ホテル進出により洞爺湖圏域全体の観光振興や経済効果、また当町の定住人口、雇用、税収の拡大、地域産品活用の促進などの効果を期待しているところであり、町として協力していきたいと考えております。

次に、国及び北海道が平成 30 年度に予定しております事業の概要についてご報告申し上げます。国は、経済財政運営と改革の基本方針 2017 を踏まえ、引き続き経済財政運営と改革の基本方針 2015 で示された経済・財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり平成 25 年度予算から平成 29 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な指針としており

ます。また、北海道開発予算では、第8期北海道総合開発計画に基づき、世界の北海道を目指して、食料供給基地としての持続的発展、観光先進国実現をリードする世界水準の観光地の形成及び強靱な国づくりと安全、安心な社会基盤の形成を推進するための社会資本整備等を重点事項とするとともに、北海道の強みである食と観光を戦略的産業として位置づけ、食と観光を担う生産空間を支えていくため、我が国の経済成長を支える北海道の戦略的産業の振興やその前提となる北海道の国土強靱化等の分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、安定的、持続的な社会資本整備を推進するため、対前年度1.02倍の5,551億円が配分されたところであります。

壮瞥町内の国の事業では、国道453号の蟠溪道路整備事業についてであります。蟠溪市街地の第2工区では、平成29年度に引き続き用地買収と物件補償を継続して進める予定と聞いております。蟠溪市街地から上久保内までの第3工区では、白水川の橋梁下部工と橋梁前後の擁壁工事の実施と長流川にかかる橋梁の設計を行う予定と聞いております。次に、国道453号の滝之町の道道洞爺公園洞爺線との交差点改良及び線形改良工事（延長約600メートル）につきましては、平成29年度に引き続き継続して実施し、平成30年度内に完成する予定と聞いております。

次に、北海道が実施する事業の概要についてご報告申し上げます。道路整備事業の道道洞爺湖登別線のうち、壮瞥温泉地区の（仮称）サンパレス工区（約1.8キロメートル）区間につきましては、平成30年度には設計及び流末排水の整備を計画していると聞いております。次に、（仮称）有珠山外環状線整備事業についてであります。東湖畔から滝之町をトンネルで結ぶ洞爺公園洞爺線（延長約1.6キロメートル）においては、トンネル本体工事が平成29年度に完成し、平成30年度にはトンネル前後の滝之町側と東湖畔側の改築工事を実施し、平成30年度内には完成予定と聞いております。また、立香から伊達市志門気に抜ける滝之町伊達線（延長約4.2キロメートル）では、橋梁下部工及び上部工と排水工等を計画していると聞いております。次に、昨年9月の台風18号で被災した幸内地すべり地区の長流川に設置した帯工及び護岸工について、災害復旧事業として復旧事業を行う予定と聞いております。次に、地すべり関連の事業であります。室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による集水井の整備や長流川の帯工や護岸整備により、上久保内地区におきましては比較的安定しておりますが、幸内地区におきましては昨年9月の台風以降に変位が見られたものの、現在は安定に向かっております。今後も各機関の観測を継続しながら、学識者や関係機関による連絡調整会議等で情報共有を図るとともに、連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が室蘭開発建設部及び北海道が平成30年度において予定しております事業概要であります。壮瞥町内では、国、北海道にて多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路、河川、防災対策は、住民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤であります。地域の実情に応じた整備について、より一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいり所存であります。

次に、3月1日から2日かけて発生した爆弾低気圧の概要についてご報告申し上げます。3月1日に北海道を通過した爆弾低気圧は、当町においても多大なる影響を及ぼしました。壮瞥町では、3月1日午後2時51分から最大約10時間に及ぶ停電が発生し、一時は2,240戸が停電いたしました。冬期間の停電ということ踏まえ、大雪警報発令と同時に緊急課長会議を招集して、町内2カ所に避難所を開設することを決定し、対応いたしました。避難所は、山美湖と久保内農村環境改善センターの2カ所にて3月1日午後5時半から3月2日午前8時まで開設しております。避難者については、久保内はおりませんでした。山美湖には合計4名の方が避難され、2名が一夜を過ごしております。また、壮瞥町周辺の道路網も国道276号や国道230号において一部通行止めとなり、通勤や観光客等にも影響が出ております。町としましても、これからも起こり得る災害対応において職員一丸となって迅速に対応できるよう尽力していきたいと考えております。

以上、平成29年第4回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（松本 勉君） 日程第5、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成30年第1回定例会に当たり、町政執行に対する私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初め町民の皆様にご理解とご支援を賜りたいと存じます。

私が、壮瞥町長として町政執行の重責を担い、2期目の任期も残すところ1年となりました。この間、温かいご支援をいただきました町民の皆様を初め、議員各位に心より感謝を申し上げます。

「住民協働のまちづくり」、「人に優しいまちづくり」、「産業力向上のまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」のため、より多くの町民の皆様からご意見をいただく機会を設けてきたほか、子育て環境の充実や各種ソフト事業を含めた定住対策事業など、各種政策に取り組んでまいりました。その結果、死亡数が出生数を上回る自然減の状況はいまだ改善していませんが、転入数が転出数を上回る社会増の年がふえてきました。しかし、総体的には人口減少は依然として続いており、将来的な人口推計も厳しい予測となっていることから、今後も各種ソフト事業を継続し、人口減少の抑制に努めてまいります。

昨年、12月22日に閣議決定された平成30年度政府予算では、過去最高の97兆7,128億円となっておりますが、地方財源である地方交付税が前年度比2%減少の16兆85億円となっており、本町にとって引き続き大変厳しい財政運営が続くものと予想しております。今後も、本町を持続させていくために、老朽化が進んでいる上下水道施設などの社会インフラの計画的更新や利用頻度の少ない公共施設のスリム化など、行政改革実施計画に基づいた大胆な取捨選択に取り組む必要があると考えております。

その中で、今後も一定程度の人口減少が進むことを念頭に、現在のまま役場組織を継続していくことは難しいと思っており、短期間では無理なものの5年先、10年先を見越した職員数の抑制とあわせ、平成29年度に一部実施した組織機構の見直しを引き続き第2弾として進めてまいります。

情報館iに配置している商工観光課を本庁舎に戻した上で、建設課と経済環境課を統合する中に組み入れて3課を1課とし、結果、現在の町長部局6課体制を4課体制に変更いたします。他の小規模町村の組織機構を参考とさせていただき、少人数配置の課編成をやめ、行政事務運営の効率化を図るものであります。現在の課長職は、課長職のまま参事として、担当課の中で業務を横断的かつ柔軟に対応していくことを考えております。

行政改革実施計画につきましては、2月から順次町政懇談会を開催し町民の皆様にご説明を行ってまいりました。可能なものは平成30年度から取り組んでいくことを基本とし、以後、計画に基づきながら取り進めてまいり所存であります。

平成30年度は、これまでの行政改革の懸案事項であった久保内出張所の年度内廃止、蟠溪ふれあいセンター浴場の用途廃止、壮警町研修センターの用途変更、民間事業者が事業展開している中で継続して町が助成してきた、壮警町社会福祉協議会の居宅支援事業所の年度内廃止、近隣自治体の状況を見て長寿祝金99歳対象分の廃止、表彰条例に基づく永年在住功労表彰の廃止、害虫駆除の一部受益者負担の導入、独立採算が基本であるもの的一般会計からの繰り入れによって事業運営を行っている特別会計の上下水道について、段階的な料金見直しなどを含んでおり、町民の皆様にも一定のご負担をいただく次第であります。将来に向けて壮警町を継続させるため、避けることができないものと考えております。どうかご理解の上ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

政府は、平成30年度を「経済・財政計画」の集中改革期間の最終年度として、経済再生と財政健全化を両立する予算と位置づけ、「人づくり革命」、「生産性革命」、「財政健全化」の3点を柱として、過去最高額の予算編成としております。しかし、地方交付税では前年度比2%の減少、臨時財政対策債では前年度比1.5%の減少となっており、自主財源に乏しい小規模町村にとっては大変厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。

本町の平成30年度予算では、これまでの交付実績を参酌し、普通交付税で前年度比4.7%減の14億3,000万円、特別交付税で2億円、臨時財政対策債で8,000万円を予定いたしました。今後の日本経済の不透明感や地域経済の好転予想も難しい折、引き続き健全な財政運営を念頭に置きながら、まちづくりの基本となっている第4次壮警町まちづくり総合計画の進行管理・検証などを進め、町民の皆様が安心して豊かさを感じることのできるまちづくりを目指していく所存であります。

これまで取り組んできました定住対策事業において、一定の効果があったものと認識しておりますが、報道発表のとおり首都圏や主要都市部への人口集中が進む中、依然として本町の人口減少に歯どめがかからない状況が続いております。今後も継続して各種ソフト的な助成制度を広くPRするなど、定住政策に取り組んでまいります。さきの行政報告で

申し上げましたが、旧新日鉄住金保養所跡地への新たな高級志向のホテル建設が決定されたことから、圏域全体の観光振興はもとより、町内での従業員宿舎建設による人口流入、町内産品活用による経済効果の創出などにも取り組んでいきたいと考えております。

昨年度に引き続き、平成 30 年度も主たる大型の事業がない中で、一般会計予算では前年度当初予算との比較で 4.2%減少の 38 億 5,700 万円といたしました。

主なもので申し上げますと、防災行政無線のデジタル化設計や全国瞬時警報システム機器の更新で 990 万円ほど、公営住宅の建設並びに改修で 1 億 8,900 万円ほど、公営住宅の用地購入で 1,670 万円ほど、民間大規模建築物耐震改修で 8,900 万円ほど、橋梁改修と滝之町中島 1 号線道路改良などの道路新設改良で 1 億 9,800 万円ほど、平成 12 年導入のじんかい収集車更新で 1,600 万円ほど、などを計上いたしました。各施設等の保守管理経費の圧縮にも努めましたが、地方交付税の削減額が 1 億円と大きく、当初予算での収支不均衡額が 1 億 8,700 万円となることから、財政調整基金を取り崩して補填し、限られた自主財源を有効活用することを念頭に、有利な補助金・交付金制度の活用や過疎債ソフト事業の活用を含めて予算編成をさせていただきました。

その予算編成の概要について、ご説明申し上げます。

平成 30 年度の予算規模は、一般会計歳入歳出予算総額では、38 億 5,700 万円で、対前年度当初と比較して 1 億 6,700 万円、4.2%の減少。5つの特別会計の合計は 13 億 3,540 万円で対前年度当初と比較して 2,440 万円、1.8%の減少。一般会計、特別会計の歳入歳出予算総額では、51 億 9,240 万円で、対前年度当初と比較して 1 億 9,140 万円、3.6%の減少を予定しております。

一般会計歳出について、経費別に申し上げます。

人件費では、平成 29 年度の人事院勧告の実施や 1 月定期昇給等により、対前年度比 76 万 9,000 円、0.1%の増加を見込んでおります。

物件費では、ふるさと納税特産品の減少や堆肥センター管理運営委託業務の終了などの減少により、対前年度比 4.5%の減少を見込んでおります。

維持補修費では、予算と決算の費目別整理統合を行ったため、対前年度比 2.0%の増加を見込んでおります。

扶助費では、近年増加傾向にありました医療扶助費や障害者の訓練等給付扶助費等について実績等を勘案し、対前年度比 0.7%の減少を見込んでおります。

補助費等では、西胆振行政事務組合が整備する消防指揮車両の導入等の増加分もありますが、堆肥センター堆肥の利用拡大を図るため緑肥作物振興事業補助金や強い農業づくり事業補助金の終了、西いぶり広域連合負担金等の減少により、対前年度比 11.9%の減少を見込んでおります。

建設事業費では、町道中島 1 号線道路改良事業や公営住宅の用地購入等の増加分もありますが、民間大規模施設耐震改修事業補助金の大幅な減少や黄溪地区地熱資源開発調査事業の終了等により、対前年度比 13.5%の減少を見込んでおります。

一般会計歳入では、自主財源である町税収入において、インバウンドの入り込み状況も落ちつきが見られることなどから、町民税で対前年度比 0.4%の減少、固定資産税では評価がえの年に当たることから、対前年度比 4.5%の減少、入湯税では耐震化によるホテル建てかえに伴い、対前年度比 6.9%の減少を見込み、町税全体では対前年度比 3.6%の減少を見込んでおります。

地方交付税では、平成 29 年度に交付された普通交付税額 15 億 6,048 万円と、当初予算額 15 億円との比較で 6,048 万円の増額となっておりますが、国の平成 30 年度地方財政計画で対前年度比 2%の減少となっていることや歳出特別枠の廃止を考慮し、14 億 3,000 万円を見込んでおります。なお、繰入金では、財政調整基金繰入金について対前年度比 1.6%減少の 1 億 8,700 万円を見込んでおります。

このため、平成 30 年度末の基金残高は約 15 億 9,800 万円になると予想しております。近年継続して財政調整基金を取り崩しての予算編成となっておりますことは、大変厳しいことであり、平成 30 年度から第 5 次行政改革に積極的に取り組まなければならないものと決意したところであります。

費目別と特別会計の説明につきましては、さきの所管事務調査の際にご説明申し上げておりますので省略させていただきますが、人口の減少は今後も一定程度続くものと思っておりますし、増加に転じさせることは至難なことと思っておりますが、民間とも連携し、将来に向けて壮警町を継続することができるよう、また町民の皆さんが安心して豊かさを感じながら暮らせるまちづくりに、全力で取り組んでまいり決意であります。

議会議員の皆様並びに町民の皆様にも、今後とも一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 我が国は、グローバル化の進展により世界全体が急速に変化中であって、産業の空洞化や生産年齢人口の減少など、深刻な諸課題を抱えています。

これらの課題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、教育による「人づくり」が重要と言われております。

子供たちは地域の宝です。「教育こそ未来の創造」です。

本町は、中学校を統合し、昨年 4 月から新たな壮警中学校がスタートしました。統合を契機に、2つの学校のよき伝統・校風を融合し、子供たちの育成に取り組むとともに、より望ましい教育環境づくりを検討・推進してまいります。

また、本町は、開拓当初から子供たちの教育を大切にしてきた伝統があり、その基盤を生かし、高校を含む町内全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、子供たちの生きる力を育む社会の形成に向け取り組んでいるところであります。

教育委員会といたしましては、「人づくり」が地域社会・国をつくる基本であるとの認識のもと、全ての教育関係者が役割と責任を自覚し、教育行政を推進してまいり所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

まず、学校教育についてでございますが、今学校教育に求められているのは、「社会で生きる力」の確実な育成です。教育は、子供たちの一生を左右する重要な仕事で、教師力を高める不断の取り組みが大切です。

このため管理職のリーダーシップのもと、校内研修や研さん機会の充実を図り、教師力を高める取り組みを推進してまいります。

「確かな学力の育成」については、全国学力・学習状況調査や公費負担で実施している標準学力調査などをきめ細かく分析し、学習の定着度や望ましい生活習慣の確立に向け、個に応じた成長を促す指導を充実してまいります。

「豊かな心の育成」については、平成30年度から順次教科化される「特別の教科 道徳」の充実を図り、「自尊感情や他者との協働」、「規範意識や倫理観」を育成する取り組みを進めてまいります。

また、いじめの根絶・不登校のゼロを実現するため、これまでの取り組みを基盤として、教育相談の充実や学校内での体制を強化し、「未然防止」と「早期発見」を図るとともに、引き継ぎの徹底、スクールカウンセラー等との連携など、きめ細かな配慮のもと取り組みを一層強化してまいります。

「健やかな体の育成」については、スポーツは体力の向上とともに、集中力、判断力、最後までやり遂げる力を育むなどさまざまな効果があります。学校はスポーツに接する最も身近な場であり、運動の大切さ、楽しさについて理解を促すとともに、外部人材の協力を得ながら、食育や運動習慣の定着を図る取り組みを実践してまいります。

「特別支援教育」については、一人一人のニーズに合った適切な支援を行うため、教師の研修の充実や関係機関と連携を強化するとともに、支援員の配置など必要な措置を継続、強化してまいります。

保護者は子供の教育に第一義的責任を有するものであり、生活に必要な習慣を身につけさせ、自立心の育成や心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされております。

子供たちの望ましい生活習慣と学習習慣を確立するために、「家庭学習のてびき」や、道教委が策定した「時間の目安を決めて生活リズムを整える」などを活用し、規則正しい生活習慣を身につける取り組みを学校と家庭が連携し推進してまいります。

特に、近年、電子メディアとのかかわりが、子供たちに与える影響が大きくなっていることから、家庭での「利用に関するルールづくり」に向け、関係機関と連携した取り組みを強化してまいります。

また、経済的困難を抱える家庭に対して、就学援助を継続してまいります。

本町は、30年余の歴史を持つ「雪合戦」発祥の地であり、また、「火山との共生」といった固有の歴史と文化を育んできた「地域の力」があります。

子供たちを対象としたボランティア団体によるヤマベの放流や花壇整備、丘の子応援団による学校支援、壮警高校を核とした保小中高連携による食育、「子ども議会」など、家庭、

地域、学校と行政が連携、協働する取り組みが実践されています。

また、災害発生時に的確な行動ができるよう、火山マイスターや有識者による防災教育や、地域安全協会など関係機関の協力により、事件・事故の未然防止に向けた取り組みも実践されています。

このように、「地域にある様々な力」を、子供たちの成長に生かし、郷土愛を育む「ふるさとキャリア教育」や学校安全に関する実践を継続して推進し、地域総がかりで次代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

昨年4月、学校統合により新しい壮警中学校がスタートしました。整備後40年を経過する壮警中学校の望ましい教育環境の整備について、町長部局とともに継続して、検討を進めていく所存です。

また、児童数の減少が顕著となっており、小学校教育のあり方について、校区の保護者等との意見交換を実施するなど、検討を行っておりますが、教育委員会といたしましては、子供たちにとって、望ましい教育環境づくりを基本として、今後も継続して検討していく所存です。

また、学校施設等の維持管理については、必要な補修及び教材・備品類の整備、更新を行うなど、安心して学べる環境づくりを推進する所存です。

「学校給食」については、平成26年度から伊達市へ委託しており、平成30年1月より「だて歴史の杜食育センター」による運用が始まりました。

新年度においても、連絡、調整を図りながら適正に執行してまいります。

また、新たな施設での運営に伴い、全体費用の増加により、本町負担も増加しますが、応分の負担を行っていく所存です。

壮警高校についてですが、新年度の出願者は、一般受験18名、推薦4名の計22名で、うち町内は3名となっております。

出願総数は、昨年より4名減少しましたが、胆振西学区では多くの高校で定員割れしている中、一定数を確保し、また、地元からの出願が増加したことは、教育実践と進路実績等が評価されているものと認識しております。

今春の卒業生は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、本年度も生徒全員が進路を確定しました。

非農家、町外出身の生徒が多い中で、教職員の努力により、学科関連への進路選択者や町内事業所への就職者が一定数あるなど、学校は一步一步、望ましい姿に変容しております。

こうして積み重ねてきた実践を基盤として、新年度は、農業クラブ活動をより充実させるとともに、コミュニティ・スクールで参画いただいている学校運営協議会委員各位の理解のもと、農業実習の充実や地元農業法人等への就職率を高める取り組みを推進し、地域が求める人材の育成と、卒業生の力を地域に還元する仕組みづくりを推進してまいります。

また、「ふるさとキャリア教育」の推進や、大学との連携を新たに導入するとともに、現

校舎による運営という判断に基づき、生徒にとって望ましい教育環境を整えるため、必要な維持管理と機器の更新を進めてまいります。

新年度、高校は開校 70 年の節目を迎えます。

現在までの歩みを基盤として、これからも農業高校の特色を生かした教育を学校・地域・行政が一丸となって推進し、地域産業を担う人材の育成を図り、地域に貢献する学校づくりを推進してまいります。

以上、学校教育について述べました。

昨年 3 月、文部科学省告示第 63 号、第 64 号をもって、小学校・中学校の学習指導要領の全部を改正する告示が公示され、小学校は平成 32 年から、中学校は平成 33 年から施行されます。

新しい学習指導要領の前文には、子供たちが「豊かな人生を切り拓き、持続的な社会の創り手となることができるようにする」と記されており、このことを実現するため、「よりよい教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を、学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子供たちの資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の推進が位置づけられております。

この理念のもと、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善を図るなど、教育活動の質の向上を図るとともに、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメントの確立」が重要とされております。

新しい学習指導要領の施行を見据え、社会に開かれた教育課程の推進等については、本町では、久保内小学校において、先駆的に取り組まれております。

新年度においては、こうした取り組みを範として、全ての学校で推進しているコミュニティ・スクールを基盤として、各学校の教育目標や経営方針を保護者・地域と一層共有し、「社会に開かれた教育課程—信頼される学校づくり—」を推進し、地域総がかりで子供たちの「生きる力」を育む社会の形成に向け、取り組んでまいります。

次に、社会教育についてですが、本町では、「第 7 次社会教育中期計画」に基づき、多様なニーズに応じ、「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことができる生涯学習社会の実現を目標として、学習機会を提供しております。

暮らしに生きがいと充実感を感じながら、健やかに豊かな生活を送ることができるよう、中期計画に沿って、「学びを活かす地域社会」の形成を目指し、生涯学習事業を進めてまいります。

家庭教育は、教育の出発点です。子供たちが夢や目標を実現し、将来自立して生きていくためには、みずからの生活を律していくことができるよう、望ましい生活習慣を確立することが大切です。

親力つむぎ事業を継続するとともに、保育所、健康づくり部局などと連携し、子供たちとのかかわり方や家庭教育の大切さについて理解を深め、支援する取り組みを継続し、充実させてまいります。

子供たちの成長には良質な体験活動が大切です。子ども郷土史講座や、芸術鑑賞会、日本の伝統文化である新春書き初め大会などを継続実施し、青少年の豊かな心と生きる力を育んでまいります。

豊かで充実した生活には心身の健康が大切です。山美湖大学やマイプラン講座などを推進するとともに、女性団体連絡協議会や青年会などの主体的な活動やリーダー養成を継続して支援してまいります。

また、豊富な経験や本町の社会教育事業で学んだ知識、技能を有する方を登録した「人材バンク」を活用し、生涯学習事業を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、地域交流センターを拠点とした活動や鑑賞ツアーを継続実施するとともに、団体の活動を支援してまいります。

文化財の保護、活用については、郷土史料館友の会の活動の支援を継続するとともに、白老町と西胆振6市町の連携のもと、日本遺産認定に向けた取り組みを推進してまいります。

読書は心を豊かにする栄養素であり、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにします。生きる力を育む上で、大切なものであり、読書への興味と関心を高めるため、親子で読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。

これらの活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書ボランティアの皆様が主体的な活動により実践されています。新年度においても団体の皆様と協働して推進してまいります。

平成27年度より、中学生フィンランド国派遣事業を「本町の英語教育の中核事業」と位置づけておりますが、結団式、交流会などで外国語を交えたスピーチを行う生徒の姿に、成果があらわれております。

新年度は、引率経験者等による検討に基づき、派遣日数を1日減じて実施する考えです。

また、本事業については、平成19年に教育委員会の答申に基づき、町が定めた方針は、「現行方式での派遣は平成32年度までとする」「その後の交流のあり方については適切な時期に町が判断すべき」とされているところです。

現行制度での派遣の終了年度を見据え、教育委員会では、これまで検討を行ってまいりましたが、新年度は、町長部局と十分協議を行い、方向づけがなされるよう取り組む所存です。

スポーツは、全てのライフステージにおいて大切なもので、地域の活性化の面でも大変重要です。

各種スポーツスクールや講演会を開催するとともに、体育協会、少年団の活動の継続支援や、特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブと連携し、町民の皆様がスポーツに触れる機会をふやすなど、スポーツによる健康なまちづくりを推進してまいります。

また、「フロアボール」の普及や「スポーツによる地域創生」の観点から、サッカーなどスポーツを志す若者や合宿の誘致に必要な環境の整備について検討を継続してまいります。

以上、平成 30 年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

本年は、北海道命名 150 年となりますが、郷土を開拓した先達者は、幾多の危機を克服し、多くの困難を切り開き、現在の礎を築いてきました。

この豊かな北の大地、北海道や「壮瞥町」を次世代に引き継ぐことが、今を生きる我々の使命です。

教育委員会といたしましては、「教育こそ未来の創造である」という信念のもと、全ての機関・団体が連携し、施策と事業を推進し、「人と地域が笑顔で輝き、希望を持って子育てしたくなる、教育のまち壮瞥」をつくってまいりたいと考えております。

町民の皆様、議会議員皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） これより休憩に入ります。再開は 11 時 5 分といたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 3 号ないし議案第 23 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 3 号ないし第 23 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 議案の説明をさせていただきます。

第 1 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 3 号から議案第 23 号までの計 21 件となります。

議案第 3 号 町道路線の認定及び廃止について。

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定によって、町道路線を下記のとおり認定及び廃止する。

認定する路線、上久保内蟠溪線、起点は壮瞥町字上久保内、終点は壮瞥町字蟠溪、廃止する路線、上久保内蟠溪線、起点、壮瞥町字上久保内、終点、壮瞥町字蟠溪となります。

まず、3 ページの廃止する路線図を見ていただきたいと思います。延長は 3,393 メートルであります。認定する路線につきましては、2 ページのとおり延長が 3,923.6 メートルとなります。こちらは、国道 453 号の整備に伴い移管を受ける国道 453 号の道路区域について町道区域として認定する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4,473 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 13 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,487 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 30 年 2 月 9 日付となります。

事項別明細書の歳出から説明をします。9 ページです。諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料還付金で 12 万 7,000 円の追加となります。国の保険料軽減判定システムの誤りにより過年度までさかのぼって所得更正した被保険者について、過年度還付するための経費計上となります。

還付加算金で 9,000 円の追加となります。過年度遡及により発生する加算金の計上となります。対象は、平成 22 年度から平成 25 年度まで各 1 名となっております。

歳入では、諸収入、雑入で 13 万 6,000 円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 6,465 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 47 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 6,513 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 30 年 2 月 19 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。15 ページとなります。総務費、総務管理費、一般管理費で 47 万 6,000 円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費の修繕料の追加となりますが、昨年末に庁舎空調機器の故障が発生し、暖房ができない状況となり、緊急修繕の対応をしておりましたが、新たに修繕箇所が発見されたことによる緊急修繕経費の計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 47 万 6,000 円の追加となりま

す。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

議案第6号 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

壮警町議会委員会条例、壮警町課設置条例、壮警町都市計画審議会条例、壮警公園整備推進協議会条例、壮警町未利用資源循環利用推進協議会条例について、経済環境課、商工観光課、建設課の表記を経済建設課に改める一部改正となります。

このことにつきましては、これまで経験豊富な管理職の退職を契機として、若手職員から管理職へ登用する必要があったことなどから、平成24年度に組織機構の見直しを行い、課の細分化を図り、平成28年度まで運用してきました。また、平成29年には、行政事務を円滑かつ効率的に対応できる体制づくりとして総務系部門と税務会計部門を見直し、現在の町長部局を6課体制といたしました。今後も一定程度の人口減少が見込まれる本町において、定員管理に基づきながら職員数の削減に努めていかなければなりません。その中で行政事務が減ることもなく多岐にわたっていることから、今後の行政事務を組織として効率的に進めることができる体制とするため、少人数規模の課の編成を改め、一定の人員数を有する課の編成とすることといたしました。そのため、情報館に配置している商工観光課を本庁舎に戻した上で、建設課と経済環境課を統合し、現在の3課を経済建設課の1課とし、町長部局を4課体制として運用していくこととするため、組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例制定を議会に提案するものであります。

附則では、この条例は平成30年4月1日から施行すること、経過措置として条例改正前の課によりなされた処分、手続その他の行為について改正後の課によることとするみなし規定を定めております。

議案第7号 壮警町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

壮警町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年3月に高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険加入者の住所地特例の規定が新設されることにより、壮警町後期高齢者医療に関する条例、公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等について条例改正を一括で提案するものであります。

附則で、平成30年4月1日から施行することと経過措置の規定を設けてございます。

こちらは、別に新旧対照表を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

議案第8号 壮警町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、これまで満88歳、満99歳、満100歳の方に長寿祝金を支給してきましたが、このたびの第5次行政改革実施計画に基づき、高齢者福祉政策の再検討を行い、増加傾向

にある福祉予算の財源と近隣市町の動向を参酌し、満 99 歳での支給を平成 30 年度から廃止するため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則で、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとさせていただきます。

また、新旧対照表を添付してございますので、そちらは後ほどごらんいただきたいと思っております。

議案第 9 号 壮瞥町国民健康保険条例及び壮瞥町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町国民健康保険条例及び壮瞥町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 30 年 4 月から国民健康保険事業の都道府県単位化への移行に伴い、北海道国民健康保険運営方針において事務の標準化を進めるため、国民健康保険条例では、規定の整理を行うこと、葬祭費の支給に関する支給額について全道統一にすることとされたため支給額を 3 万円とすること、葬祭費に係る経過措置規定を設けること、また国民健康保険事業基金条例では、基金の目的の変更を行うこととあわせ規定の整理を行うこととした条例の一部改正を提案するものであります。

附則で、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとさせていただきます。

こちらにも新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

議案第 10 号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 30 年 4 月から第 7 期壮瞥町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画がスタートすることに際して、基準となる第 5 段階、月額介護保険料を前期計画より 400 円アップの 6,100 円、年額 7 万 3,200 円とすることなど保険料率の改正にあわせて、介護保険法等の改正により介護保険料の算定に用いる合計所得金額の算定方法の改正と質問調査権の拡大に伴う条文の改正を行うため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則で、平成 30 年 4 月 1 日から施行すること、平成 29 年度以前の年度分保険料は従前の例によることとした経過措置を設けること、第 1 号被保険者の保険料率特例措置の規定を設けてございます。

こちらにも新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

議案第 11 号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部改正が行われ、居宅介護支援事業の指定及び指導監督権限が平成 30 年 4 月 1 日から都道府県から市町村に移譲されることに伴い、新たに制定する条例を提案するものであります。

第1条の趣旨から第34条の委任までの34条立ての条例となります。

附則で、この条例は平成30年4月1日から施行することと経過措置の規定を設けております。

議案第12号 壮警町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。

壮警町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年6月に介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、壮警町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例については、新たな規定が必要となったことによる改正を、壮警町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、壮警町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、それから壮警町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例については、法律等の改正による文言の整理を行う改正となり、関係する条例改正を一括で提案するものであります。

附則で、この条例は平成30年4月1日から施行することとしてございます。

こちら新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんください。

議案第13号 土地改良施設の災害復旧について。

土地改良法第2条第2項第5号に規定する土地改良施設の災害復旧について、同法第96条の4の規定により準用する同法第87条の5の規定により、議会の議決を求める。

災害の名称は、平成29年台風18号災害。応急工事計画は、地区名が立香地区、工種名、頭首工、事業量、1カ所、概算事業費、査定額で1億6,316万3,000円となります。

こちらは、平成29年9月の台風18号により被害を受けた立香地区長流川頭首工農業施設の災害復旧について、土地改良法により、災害により急速に土地改良事業を行う必要がある場合は、応急工事計画を定めて議会の議決を経て、その事業を行うことができると規定されていることから、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 平成29年度壮警町一般会計補正予算（第15号）について。

平成29年度壮警町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額42億6,513万円から歳入歳出それぞれ3億507万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,005万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。60ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で115万円の追加となります。一般管理事業では、ふるさと納税に係る各種書類郵送数の増加による不足分の追加となります。役場庁舎等維持管理経費では、電気料増加に伴う不足分の追加となります。

財政費、地域振興基金費で60万円の追加となります。指定寄附金の整理となります。

企画費で1,031万7,000円の減額となります。行政情報システム運用管理事業では、第4回定例会で電算業務に係る臨時職員分を補正しておりましたが、予定者の都合により年度内配置が不可能となったことによる整理と、第2回定例会で国道454号滝之町地区光ケーブル移転工事分を補正しておりましたが、開発局の工事スケジュールの都合により不用となったことによる整理となります。企画調整用務経費では、ふるさと納税寄附額の減少に伴う整理となります。定住促進・まちづくり推進事業では、実績による整理となります。

胆振線代替輸送業務費で145万2,000円の追加となります。燃料費や人件費等の増額による整理となります。

61ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で2,934万1,000円の追加となります。国民健康保険特別会計への繰出金となります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で9,807万6,000円の減額となります。執行残の整理となります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で184万8,000円の追加となります。新規就農支援対策事業では、貸付対象農家が農の雇用事業期間中の雇用中止による減額となります。堆肥センター運営事業では、執行残の整理となります。経営体育成支援事業では、国費事業の金融機関からの融資により農業機械等施設整備を行う人・農地プランに定める地域の中心的経営体を対象に事業費の3割、300万円を上限に補助されるもので、2経営体が対象となっています。

林業費、林道維持費で81万円の減額となります。執行残の整理となります。

62ページ、土木費、土木管理費、土木総務費で1億9,087万円の減額となります。民間大規模建築物耐震改修事業の執行残の整理となります。

道路橋梁費、道路橋梁維持費で112万8,000円の減額となります。道路橋梁維持経費となりますが、執行残の整理となります。

水道費で12万9,000円の減額となります。幸内地区地すべり観測委託経費となりますが、執行残の整理となります。

下水道費で37万4,000円の減額となります。集落排水事業特別会計への繰出金の整理であります。

住宅費、住宅管理費では、財源区分の変更となります。交付金額決定による整理となり

ます。

住宅建設費で 706 万 2,000 円の減額となります。執行残の整理と交付金額決定による財源区分の変更となります。

63 ページ、消防費で 810 万 8,000 円の減額となります。消防組合負担金の整理であります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 15 万円の減額となります。執行残の整理となります。

小学校費、学校管理費で 90 万 6,000 円の追加となります。平成 30 年度の道徳の教科化に伴い、教師用指導書等の購入経費と燃料高騰に伴う不足分の経費計上となります。

中学校費、学校管理費で 40 万円の追加となります。燃料高騰に伴う不足分の経費計上となります。

高等学校費、高等学校総務費では、財源区分の変更となります。高等学校施設管理事業では、燃料高騰に伴う不足分の経費計上と電気料の増加に伴う不足分の経費計上、修繕箇所の増加に伴う不足分の経費計上となります。財源区分では、就学支援事業補助金の交付決定に伴う整理となります。

高等学校教育振興事業では、執行残の整理となります。

社会教育費、交流センター費で 20 万円の減額となります。執行残の整理となりますが、児童生徒芸術鑑賞会の道の補助対象となったことによる整理となります。

64 ページ、国際交流費で 31 万 7,000 円の減額となります。ケミヤルヴィ市の学生と交流団受入事業の執行残の整理となります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費では、財源区分の変更となりますが、台風 18 号災害に係る査定設計委託費が激甚災害指定に伴い補助対象となったことによる整理となります。

文教施設災害復旧費では、財源区分の変更となりますが、地域交流センター山美湖屋根修繕に係る災害共済金決定に伴う整理となります。

その他公共施設・公用施設災害復旧費では、財源区分の変更で、旧滝之町保育所施設の屋根、外壁修繕に係る災害共済金決定に伴う整理となります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 16 万 6,000 円の追加となります。平成 28 年度の臨時福祉給付金等給付事務費補助金の精算による返還に要する経費計上となります。

65 ページ、給与費で 2,340 万円の減額となります。執行残の整理とあわせ、共済費の不足分の計上となります。

57 ページ、歳入では、使用料及び手数料、使用料、土木使用料で 242 万 6,000 円の減額となります。公営住宅使用料現年分は、入居者の退去及び収入階層の変動による減額となります。滞納分は、実績による整理となります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 44 万 6,000 円の追加となります。社会保障・税番号制度システム整備補助金交付額の決定による整理となります。

民生費補助金で 28 万 6,000 円の追加となります。地域生活支援事業補助金では、平成 30 年 4 月、障害者総合支援法の改正に係るシステム改修費に要する補助金交付の整理となります。児童福祉費補助金では、西いぶり広域連合で実施するシステム改修費に要する補助金交付の整理となります。

土木費補助金で 4,436 万 9,000 円の減額となります。土木管理費補助金では、民間大規模建築物耐震改修に係る補助金の整理となります。

住宅費補助金では、公営住宅に係る補助金の整理となります。災害復旧費補助金で 162 万の追加となります。台風 18 号災害に係る補助金の整理となります。

道支出金、道補助金、総務費補助金で 50 万円の減額となります。タウンプロモーション事業の地域づくり総合交付金の整理となります。

農林水産業費補助金で 90 万円の追加となります。堆肥センターに係る地域づくり総合交付金の減額整理と経営体育成支援事業補助金の割り当てによる整理となります。

58 ページ、土木費補助金で 9,543 万 5,000 円の減額となります。

教育費補助金で 14 万円の追加となります。高等学校費と社会教育費の補助金となります。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で 80 万 8,000 円の減額となります。実績による整理となります。

寄附金、一般寄附金で 1,040 万円の減額となります。ふるさと応援寄附金等の整理となります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 145 万 2,000 円の追加となります。

国際交流基金繰入金で 31 万 7,000 円の減額となります。

財政調整基金繰入金で 5,806 万 8,000 円の減額となります。

諸収入、雑入で 9,039 万 9,000 円の減額となります。その他雑入は、国道 453 号滝之町線形改良工事に伴う光ケーブル移転に係る補償費となります。

59 ページ、町債、土木債で 720 万円の減額となります。

給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略いたします。

51 ページ、第 2 表、繰越明許費補正では、総務費、企画費、西いぶり広域連合負担金、金額 41 万 7,000 円を追加するものであります。

52 ページ、第 3 表、債務負担行為補正では、追加で、期間はいずれも平成 29 年度から平成 30 年度になります。庁舎清掃委託料、限度額 145 万 8,000 円、庁舎環境管理委託料、限度額 75 万 6,000 円、情報館清掃委託料、限度額 146 万 7,000 円、町道関内幡溪線地すべり観測委託料、限度額 160 万円、幸内地区地すべり調査委託料、限度額 46 万円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,150 万円、地域交流センター清掃委託料、限度額 113 万

4,000円であります。

53 ページでは変更で、期間はいずれも平成 29 年度から平成 30 年度になりますが、塵芥収集運搬事業について限度額 1,450 万円を限度額 1,500 万円とするものであります。

54 ページ、第 4 表、地方債補正では、変更で、公営住宅建設事業、限度額 5,280 万円を限度額 4,560 万円とするものであります。

議案第 15 号 平成 29 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

平成 29 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

事項別明細書で説明をいたしますが、まず全体では国保の被保険者数の減少により国民健康保険税の税収が減少するため、国等からの交付金が減少する中、療養給付費が減少していないため、一般会計からの繰り入れ補填をする財源調整をする内容となります。

歳出から説明をいたします。73 ページ、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費では、財源区分の変更となります。国庫支出金の減少による財源調整となります。

退職被保険者等療養給付費では、財源区分の変更となります。療養給付費等交付金の減少による財源調整となります。

保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費では、財源調整による財源区分の変更となります。退職被保険者等高額療養費では、財源調整による財源区分の変更となります。

後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金では、財源調整による財源区分の変更となります。

介護納付金では、財源調整による財源区分の変更となります。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金では、財源調整による財源区分の変更となります。保険財政共同安定化事業拠出金では、財源調整による財源区分の変更となります。

71 ページの歳入では、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 680 万 7,000 円の減額となります。実績による整理であります。医療給付費分現年課税分で 449 万 4,000 円の減であります。後期高齢者支援金分現年課税分で 181 万 2,000 円の減額、介護納付金分現年課税分で 104 万円の減額、医療給付費分滞納繰り越し分で 57 万 4,000 円の追加、後期高齢者支援金分滞納繰り越し分で 7 万 7,000 円の減額、介護納付金分滞納繰り越し分で 4 万 2,000 円の追加となります。

退職被保険者等国民健康保険税で 119 万 3,000 円の減額となります。実績による整理となります。医療給付費分現年課税分で 67 万 1,000 円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分で 33 万 5,000 円の減額、介護納付金分現年課税分で 18 万 7,000 円の減額となります。

72 ページ、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金で 531 万 6,000 円の減額となります。実績による整理となります。

国庫補助金、普通調整交付金で 267 万 5,000 円の減額となります。

療養給付費等交付金で 346 万 9,000 円の減額となります。

前期高齢者交付金で 259 万 8,000 円の減額となります。交付額の確定によります。

共同事業交付金で 2,228 万 3,000 円の減額、保険財政共同安定化事業交付金交付金で 400 万円の追加となります。それぞれ交付額の確定による整理となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 2,934 万 1,000 円の追加となります。

基金繰入金で 1,100 万円の追加となります。

第 1 表の予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

議案第 16 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 1,817 万 4,000 円から歳入歳出それぞれ 784 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,033 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。81 ページ、総務費、総務管理費、一般管理費で 7 万 2,000 円の追加となります。昇給による不足分の整理となります。

維持費で 41 万 6,000 円の減額となります。執行残の整理となります。

施設費、建設改良費で 750 万円の減額となります。工事請負費は、執行残の整理となります。負担金では、工事範囲の変更に伴い、今年度負担金が不用となったことによる整理となります。

80 ページ、歳入では、使用料及び手数料、使用料で 17 万 7,000 円の追加となります。現年分の使用件数が当初見込みより減ったことによる整理と滞納分の実績による整理となります。

国庫支出金、国庫補助金で 346 万 6,000 円の減額となります。

諸収入、雑入で 364 万 5,000 円の追加となります。補償費の確定による整理となります。

町債、衛生債で 820 万円の減額となります。工事实績による地方債の減額となります。

給与費明細書につきましては、後ほどごらんください。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

76 ページ、第 2 表、債務負担行為では、国道 453 号水道施設移設工事、期間、平成 29 年度から平成 30 年度、限度額 3,982 万 5,000 円となります。

77 ページ、第 3 表、地方債補正では、壮警町簡易水道施設整備事業、限度額 7,200 万円を限度額 6,380 万円に変更するものとなります。

議案第 17 号 平成 29 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

平成 29 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 9,210 万円から歳入歳出それぞれ 2,041 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,168 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。89 ページ、集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費では、財源区分の変更となります。下水道使用料滞納分の財源充当となります。

集落排水事業費、集落排水施設費、集落排水整備費で 1,981 万 4,000 円の減額となります。執行残の整理となります。

公債費、集落排水利子で 60 万 1,000 円の減額となります。

88 ページ、歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 32 万 1,000 円の追加となります。

国庫支出金、国庫補助金で 530 万 4,000 円の減額となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 37 万 4,000 円の減額となります。

諸収入、雑入で 374 万 2,000 円の追加となります。補償費の確定による整理となります。

町債、集落排水債で 1,880 万円の減額となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

第 2 表、地方債補正では、農業集落排水機能強化事業、限度額 3,050 万円を限度額 1,970 万円にするもの、それから農業集落排水施設整備事業、限度額 4,320 万円を限度額 3,520 万円に変更するものであります。

議案第 18 号から議案第 23 号までの 6 件につきましては、平成 30 年度壮警町各会計の予算であります。各会計の予算内容の概要についてご説明をいたします。

議案第 18 号 平成 30 年度壮警町一般会計予算。

平成 30 年度の壮警町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38 億 5,700 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。対前年度との比較では 4.2%、1 億 6,700 万円の減少となります。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、9億円と定める。

平成30年度壮瞥町予算書に基づき、第1表、歳入歳出予算の款項の区分により説明いたします。

歳入について、款1町税では3億9,244万9,000円で、前年との比較では1,445万3,000円の減となります。項1町民税1億2,728万7,000円、項の2固定資産税1億9,344万4,000円、項3軽自動車税681万4,000円、項4町たばこ税2,207万円、項の5入湯税4,283万4,000円を計上しております。

款の2地方譲与税では4,000万円で、前年と同額となります。項1地方揮発油譲与税で1,100万円、項の2自動車重量譲与税2,900万円を計上しております。

款3利子割交付金30万円。

款の4配当割交付金50万円。

款の5株式等譲渡所得割交付金30万円。

款の6地方消費税交付金6,000万円、前年との比較では560万円の増となります。

款7ゴルフ場利用税交付金1,000円。

款8自動車取得税交付金700万円。

款9地方特例交付金40万円。

款10地方交付税16億3,000万円で、前年との比較では1億円の減となります。この内訳は、普通交付税で14億3,000万円、特別交付税で2億円を計上しております。

款11交通安全対策特別交付金1,000円。

款12分担金及び負担金1,122万7,000円で、前年との比較では56万3,000円の増となります。項1負担金986万7,000円、項2分担金136万円を計上しております。

款13使用料及び手数料1億1,597万5,000円で、前年との比較では269万7,000円の減となります。項1使用料1億145万5,000円、項2手数料1,452万円を計上しております。

款14国庫支出金3億5,507万9,000円で、前年との比較で1,122万3,000円の増となります。項1国庫負担金1億132万7,000円、項2国庫補助金2億5,246万1,000円、項3委託金129万1,000円を計上しております。

款15道支出金4億8,479万3,000円で、前年との比較では8,968万7,000円の減となります。項1道負担金6,801万1,000円、項の2道補助金8,135万6,000円、項3委託金3億3,542万6,000円を計上しております。

款16財産収入4,883万5,000円で、前年との比較では1,179万9,000円の増となります。項1財産運用収入で2,321万7,000円、項2財産売払収入2,561万8,000円を計上しております。

款 17 寄附金 3,250 万 1,000 円で、前年との比較では 1,000 万円の減となります。

款 18 繰入金 2 億 5,401 万 5,000 円で、前年との比較では 3,713 万 4,000 円の増となります。

款 19 繰越金 1,500 万円で、前年と同額を計上しております。

款 20 諸収入 9,472 万 4,000 円で、前年との比較では 2,988 万 2,000 円の減となります。項 1 延滞金加算金及び過料 20 万 5,000 円、項の 2 町預金利子 1,000 円、項 3 貸付金元利収入 32 万 7,000 円、項 4 雑入 8,899 万 1,000 円、項 5 受託事業収入 520 万円を計上しております。

款 21 町債 3 億 1,390 万円で、前年との比較では 1,240 万円の増となります。

次に、歳出について、款 1 議会費で 4,222 万 3,000 円を計上しており、前年との比較では 149 万 8,000 円の増となります。

款の 2 総務費で 3 億 1,783 万 6,000 円を計上しており、前年との比較では 5,374 万 9,000 円の増となります。項 1 総務管理費 1 億 2,342 万 4,000 円、項 2 財政費 8,358 万 9,000 円、項 3 徴税费 436 万 1,000 円、項 4 戸籍住民基本台帳費 292 万円、項 5 選挙費 216 万 9,000 円、項 6 監査委員費 85 万 2,000 円、項 7 企画費 1 億 21 万 1,000 円、項 8 統計調査費 31 万円を計上しております。

款 3 民生費で 5 億 1,772 万円を計上しており、前年との比較では 385 万 6,000 円の増となります。項 1 社会福祉費 1 億 9,451 万 6,000 円、項の 2 老人福祉費 4,625 万 3,000 円、項 3 心身障害者福祉費 1 億 6,827 万 5,000 円、項 4 児童福祉費 1 億 862 万 8,000 円、項の 5 災害救助費 4 万 8,000 円を計上しております。

款 4 衛生費で 4 億 9,043 万 4,000 円を計上しており、前年との比較では 8,808 万 6,000 円の減となります。項 1 保健衛生費 3 億 9,074 万 2,000 円、項 2 清掃費 9,969 万 2,000 円を計上しております。

款 5 農林水産業費で 8,736 万 5,000 円を計上しており、前年との比較では 2,435 万 5,000 円の減となります。項 1 農業費 5,649 万 4,000 円、項 2 林業費 3,037 万 1,000 円、項 3 水産業費 50 万円を計上しております。

款 6 商工費で 9,257 万 2,000 円を計上しており、前年との比較では 545 万円の増となります。

款 7 土木費で 7 億 3,898 万 8,000 円を計上しており、前年との比較では 7,452 万 7,000 円の減となります。項 1 土木管理費 9,152 万 6,000 円、項の 2 道路橋梁費 2 億 7,313 万 6,000 円、項 3 河川費 360 万 8,000 円、項 4 水道費 5,756 万 3,000 円、項の 5 下水道費 9,499 万 9,000 円、項 6 住宅費 2 億 1,732 万 4,000 円、項 7 都市計画費 83 万 2,000 円を計上しております。

款 8 消防費で 1 億 7,223 万 6,000 円を計上しており、前年との比較では 4,153 万円の減となります。

款の 9 教育費で 1 億 7,190 万 1,000 円を計上しており、前年との比較では 1,495 万 5,000

円の減となります。項1教育総務費3,871万8,000円、項の2小学校費3,462万9,000円、項3中学校費1,858万8,000円、項の4高等学校費3,450万8,000円、項5社会教育費1,686万9,000円、項6国際交流費1,758万5,000円、項7保健体育費1,100万4,000円を計上しております。

款10災害復旧費で44万9,000円を計上しており、前年との比較では24万4,000円の増となります。

款11公債費で5億3,288万7,000円を計上しており、前年との比較では669万2,000円の増となります。

款12諸支出金で130万6,000円を計上しており、前年と同額となります。

款13給与費で6億8,908万3,000円を計上しており、前年との比較では496万4,000円の増となります。

款14予備費で200万円を計上しており、前年と同額となります。

第2表、債務負担行為では、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（学校教育用パソコン等）、期間、平成30年度から平成34年度、限度額650万円。

第3表、地方債では、コミュニティFM放送局事業、限度額240万円、街路灯運営事業、限度額300万円、防災行政無線デジタル化事業、限度額760万円、全国瞬時警報システム新型受信機更新事業、限度額230万円、ジオパーク推進事業、限度額350万円、地域公共交通対策事業、限度額1,020万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額120万円、路線バス無料化事業、130万円、塵芥収集車購入事業、1,560万円、りんごまつり事業、限度額70万円、新規就農者及び就農後継者就農支援事業、限度額200万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額720万円、洞爺湖ロングラン花火大会事業、限度額1,100万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額1,030万円、町道滝之町中島1号線道路整備事業、5,960万円、公営住宅建設事業、限度額5,260万円、公営住宅改修事業、限度額3,520万円、消防指揮支援車購入事業、限度額170万円、壮警高等学校通学費助成事業、限度額350万円、生涯学習推進事業、限度額300万円、臨時財政対策債、限度額8,000万円の計21件、3億1,390万円を計上しております。

議案第19号 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度の壮警町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,390万円と定める。対前年度との比較では3.9%、1,940万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、国民健康保険税6,961万7,000円、道支出金4億583万6,000円、繰入金3,843万7,000円、繰越金1,000円、諸収入9,000円を計上しております。

歳出では、総務費 844 万 6,000 円、保険給付費 3 億 9,508 万 2,000 円、国民健康保険事業費納付金 1 億 573 万 7,000 円、共同事業拠出金 1,000 円、財政安定化基金拠出金 1,000 円、保健事業費 411 万 5,000 円、基金積立金 1,000 円、諸支出金 21 万 7,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

議案第 20 号 平成 30 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算。

平成 30 年度の壮警町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,830 万円と定める。対前年度との比較では 9%、400 万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000 万円と定める。

第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では、保険料 2,896 万 7,000 円、使用料及び手数料 2,000 円、国庫支出金 3 万 8,000 円、繰入金 1,700 万 7,000 円、繰越金 1,000 円、諸収入 228 万 5,000 円を計上しております。

歳出では、総務費 65 万 7,000 円、納付金 4,525 万 9,000 円、保健事業費 228 万 2,000 円、諸支出金 2,000 円、予備費 10 万円を計上しております。

議案第 21 号 平成 30 年度壮警町介護保険特別会計予算。

平成 30 年度の壮警町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 4,890 万円と定める。対前年度との比較では 1%、340 万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6,000 万円と定める。

第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では、保険料 6,940 万円、国庫支出金 8,017 万 9,000 円、支払基金交付金で 8,936 万 2,000 円、道支出金 5,556 万 7,000 円、繰入金で 5,438 万 6,000 円、繰越金 1,000 円、諸収入 5,000 円を計上しております。

歳出では、総務費 371 万 5,000 円、保険給付費 3 億 1,654 万 6,000 円、地域支援事業費 2,833 万 6,000 円、基金積立金 1,000 円、諸支出金 2,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

議案第 22 号 平成 30 年度壮警町簡易水道事業特別会計予算。

平成 30 年度の壮警町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,360 万円と定める。対前年度との比較では 21.9%、4,020 万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、使用料及び手数料4,640万円、国庫支出金2,182万5,000円、繰入金5,710万円、繰越金1,000円、諸収入3,297万4,000円、町債6,530万円を計上しております。

歳出では、総務費4,812万円、施設費1億2,082万2,000円、公債費5,435万8,000円、予備費30万円を計上しております。

第2表、地方債では、簡易水道施設整備事業、限度額6,530万円を計上しております。

議案第23号 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算。

平成30年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億70万円と定める。対前年度との比較では31.3%、9,140万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、使用料及び手数料2,759万9,000円、繰入金9,240万円、繰越金1,000円、諸収入2,880万円、町債5,190万円を計上しております。

歳出では、集落排水事業費1億1,085万1,000円、管理型浄化槽事業費582万8,000円、公債費8,372万1,000円、予備費30万円を計上しております。

第2表、債務負担行為では、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償、期間、平成30年度から平成34年度、限度額は融資金融機関が貸し付けする資金について借り入れ者が損失を与えた額としております。

第3表、地方債では、下水道資本費平準化債、限度額3,570万円、農業集落排水施設整備事業、限度額1,620万円の計2件、合計5,190万円を計上してございます。

その他30年度の各会計予算の詳細につきましては、先般の所管事務調査で説明しておりますので、ほかは省略をさせていただきます。

以上が本定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月9日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 0時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年3月9日（金曜日） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君

会計管理者

小松正明君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 庵 匡君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 小林一也君

経済環境課長（兼） 阿部正一君

商工観光課長 齊藤英俊君

建設課長 工藤正彦君

生涯学習課長 山本貴浩君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 阿部正一君

監委事務局長（兼） 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
7番 高井一英君 8番 長内伸一君
を指名いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。
8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 私は、今回壮瞥町の将来ビジョンと地域政策ということでお伺いをいたしたいと思います。

佐藤町政2期目も残り1年となります。町長は、第5次行政改革実施計画案と第2期定住促進・公共施設有効活用計画案を町政懇談会を通じ町民に示し、機構改革を含め、特に公共施設の統廃合と歳入の大幅な削減案に対する理解を求めました。この案は、人口が2,600人台となる中、歳入の多くの割合を占める国からの地方交付税の減額等により、将来の安定的な財政運営を目指すためです。将来的に安定的な町政運営を進める上で、今回の行財政改革は理解できる場所です。しかし、残念ながら町政懇談会において町長からは財政の厳しさばかりが語られ、政策理念に基づいた壮瞥町の将来像や明確なビジョンが示されることはありませんでした。

特に町内周辺地域は、久保内中学校閉校を初め、施設の統廃合や生活インフラの低下が進み、周辺地域の衰退が顕著になるのではないかと危機感が高まっています。それぞれの地域の特性を生かした地域振興策がまだ示されないことは、有珠山が中心地域に隣接している当町にとって防災上からも憂慮されます。具体的な地域ごとの将来像を示すべきではないでしょうか。

また、農業と観光の町を標榜する当町にとって、経済の2本柱の振興策は待ったなしであり、時代の変化を捉え、当町の特性を生かした具体的な取り組みは地方交付税の依存度

を減らし、自主財源の確保の上からも重要と考えます。住民へのサービス低下もあり得る厳しい行財政改革の実行は、町民の理解と協力が欠かせず、同時にそれは住む地域の将来への夢と期待へつなげるためであればならないと考えます。

2期最終年を迎えた町長の率直な考えと具体的な取り組みをお聞きいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 8番、長内議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では、厳しい町財政運営、人口減少、公共施設の老朽化などの町の現状を直視し、同時に将来に向けた持続的なまちづくりを計画的に進めるため、本年度第5次行政改革実施計画と第2期定住促進・公共施設有効活用計画の策定に着手し、先月、町内5会場で町政懇談会を開催したところです。しかし、今回の町政懇談会は、両計画案の具体的な内容を町民の皆様丁寧に説明し、ご意見を拝聴することを主たる目的としたため、私の地域づくりに対する考え方などについてはあえて言及しませんでした。そのことについてはご了承いただきたいと存じます。

次に、地域ごとの振興策についてですが、本町は個性あふれる地域の集合体であり、財政状況が許すなら全ての地域にそれぞれの特性に応じた投資を行っていくことも可能かもしれませんが、現下の状況では将来にわたり町民全体として必要となる生活インフラの更新などを中心に、可能な限り既存施設を活用し、かつ優先順位をつけて行っていくかざるを得ないのが現状であります。そのような中でも、議員がお住まいの久保内地域には活用可能な公共施設が散在しており、次年度からは地域住民の皆様と知恵を出し合い、それらの施設を拠点とした地域振興プランづくりに着手する考えであります。しかしながら、これらのインフラ更新やプランの具体化に当たっては財政的裏づけの確保は必須であり、行政改革の推進による財政健全化は避けては通れないものと考えております。

今回の町政懇談会を通じて町民の皆様を不安にさせたのであれば、大変申しわけなく思いますが、高く跳ぶためには一度かがむことも必要であり、改めて町民の皆様のご理解、ご協力をお願いするところです。

次に、産業振興策による自主財源確保につきましては、全く同感であり、町長就任以降、本町でできる生産性向上や後継者確保対策、プロモーション活動に取り組む一方、民間、国、道などの町外資金による施策展開も必要と認識し、地熱開発事業などにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、このたび地域経済へのさまざまな波及効果が期待される大型民間リゾートホテルの誘致に成功したところであり、これを呼び水として、今後も積極的な産業振興による自主財源確保に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、議員ご指摘のとおり、行政改革は町民の皆様のご理解とご協力なくしては決して完遂できるものではないと考えており、今後も町民の皆様が本町の将来に夢や期待を持てるような町政運営を行っていく所存でありますので、議員初め、町民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 再質問させていただきたいと思います。

私は、28年の12月議会で壮瞥町の地域ごと振興策はということでご質問させていただきました。その中でも町長といろいろやりとりさせていただきました、今回の質問と重なる部分もありますので、質問、またご答弁いただいたこととできるだけ重ならないようにお話をしたいなと思っております。そのときにも私はお話をしたのですが、地域ごとというのは細かい自治会単位という意味ではなく、大きなブロックで私は考えていてお話ししたつもりなのですが、例えば久保内から蟠溪までの東部地域、それから滝之町、立香の中心地域、それから湖畔地域、この大きな3つのエリア、例えば3つとした場合に、それぞれの特性をどう評価して、それを町政に生かしていき、またそれが定住につながっていき、地域の活性化につながっていくことが必要だというような、大まかにそのような趣旨で質問させていただきました。なかなか町長とその中ではかみ合わなかったことも多かったのかなと実は思っておりました。

それから1年たちまして、地区においてそれぞれ町政懇談会が行われました。それは、多くは行財政改革、それから第2期定住促進・公共施設有効活用計画案が示されたわけがあります。その中で私の印象として、なかなか厳しいのは財政状況も含めて理解はしているところなのですが、財政にどちらかというと特化したというか、財政削減ということが主題に置かれた町民の皆さんへの説明に終始した嫌いがあるのではないかとというのが気になって今回質問したわけでございます。

やはりリーダーは、町の将来を理念を持って町民に語りかけて、町民に希望を持って住み続けていただくことが重要なかなと思っております。その希望をかなえるために、行政組織、地域住民、町民の役割を示して理解、協力を求めることが必要でないかなと思っております。もう少し、財政の厳しさは十分認識するのですが、町の可能性や具体的な将来像を町民にもっと語りかける機会としていただきたかったかなと思っております。

第5次行政改革は、壮瞥町の魅力をもしかすると生かし切れず、縮小や未来に希望のない地域と映るのではないかと。特に若者にとってイメージは重要ですし、将来の大きな人口減少を見越した町政運営で、ともすれば暗い未来を想像しがちになるのではないかと。そのことによって、このままでは今後ますます地方交付税等も減額する方向だと、非常に先細りの印象を受けるのではないかとというような感じを持ったわけでございますけれども、この点については町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 議員が町の将来について非常に危惧、ご心配をして、このようなご質問いただいているというふうに思っております。それは私自身も真摯に受けとめて、今後のまちづくりに精進していきたい、そういう考えでございます。

ただ、私の考え方といたしましては、町長に立候補するに当たっても、4つの考え方を持って町政を進めていき、そして明治の当初くわをおろされてから百数十年たっているこ

の町をいつまでも本当に継続していけるようなまちづくりにするために平成 23 年度からも努力をしてみせましたし、また私自身も平成 15 年から議員をやらせていただいて 2 期務めさせていただきました。私は常に、まちづくりについては行政だけがまちづくりを進めるのではなくして、地域の皆さん方が協力し合って、行政とお互いが協力し合って知恵を出しながらまちづくりを進めていくのが僕は正しいのではないかなというふうに思っております。

手前みそでございますけれども、平成 15 年に議員にさせていただいたときに、どうしても仲洞爺、東湖畔地域の代表ということもございましたけれども、本来ならば町全体の行政について目を向けるのが私は議員の役割だというふうに認識しておりました。2000 年の噴火の折に私は一住民でございましたけれども、あの地域非常に有珠山噴火にとっては安全な地域と言われ、避難の皆さん方も仲洞爺のほうに避難をされておりました。しかしながら、その噴火の折に、国の政策として住民の命、一人も犠牲者を出さなという指令のもとで非常に厳しい交通規制がされました。そのときに、あの地域に住む方々、病院の皆さん方、日用品を買うにも町外に出れませんでした。4 日、5 日たって、初めてバスを出していただいて、伊達のほうに買い物に行った記憶がございます。また、農業者、畜産業者、私も畜産をやっておりましたけれども、飼料も入ってこない。出荷もできない。

そのような中で、あの地域に何が必要か考えたときに、やはりこれは行政の力をかりて、ほかの避難できる日常生活に支障を来さない道路が必要だということで、有珠山外環状線、今工事をしていただいておりますから、この工事は平成 13 年、2000 年は平成 12 年でしたので、平成 13 年度は町が室蘭開発期成会の要望として北海道、国のほうに要望しておりましたけれども、私はそのことを存じていないものですから、失礼ながら、何とか湖畔道路から国道 453 号線に抜ける道路を国、道に要望してほしいということをお願いをした経過がございます。

また、あの地域の皆さんは、その地域の活性化に何かを必要としておまして、温泉を掘ってほしい。ですが、その運営は全て私たちがやるという考えのもとに地域要望として出されておりました。温泉が掘られて、今の来夢人の家の運営、当初私も組合員として運営にかかわらせていただきました。私の経験を言わせていただいておりますけれども、そういうことが地域づくりに僕は大事なのではないかなというふうに思っております。ですから、これからの東部地域のことにつきましては、地域の皆さん方と行政と一体となって今後の地域づくりどうしていったらいいか、検討する機会を設けさせていただければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（松本 勉君） 8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 町長もどちらかというと郡部地域出身ですし、そういう意味では今お話ししましたとおり、町長の思いというのは私も同感のところも多いわけでありまして、それで、住民の立場のときからいろいろとご努力されているのは私もよく存じていますし、

敬意を表するところではあるのです。道のお話もございましたけれども、地域の特性、どういう地域にしていくのだ。そのために、道路の問題あり、温泉を生かした施設なりということだと思ふのです。どういう地域を生かしていくのだというのが住民から見たときに、町長はどういう町を目指すのだ、どういう地域像を描いているのだというのがわかりづらいうというお話を聞くこともございます。

ですから、町政懇談会で限られた時間ですので、どちらかという説明を含めて行財政改革中心の説明でしたので、この一般質問を通して、今お話のあったことも含めて町長の率直な思いと、それから壮警町を将来こういう町にしていこうではないかという部分、こういう地域を目指そうではないかという思い、ぜひこれをお話をいただいて、それに向けて、町長が言われるように行政だけでそれはなし遂げれるものではないと私も思いますし、当然住民も一緒になって、それぞれの役割の中でそれに向けてともに議論して行動を起こしていく時期なのかなと思っております。

今お話しされた温泉施設についても、仲洞爺地域ですね、高齢化が進んできて、運営をしていく上で後継者の問題も含めて難しいというようなことで、地域が本当に一体となって、まさに壮警でいえば本当に地域がまとまって行っている非常にモデル的な地域だと私も思っておりますし、評価をしております。ですけれども、高齢化等でなかなかそれが地域の中だけでできなくなってきたというようなことでございました。今は観光協会がそういう部分で担って、あの施設を運営しているわけでございます。

ですから、それに向けてどういう施策を集中していくのだということがそれぞれの地域で必要ではないか。郡部が衰退していくと、それは必然的に壮警町全体の問題にもなりますし、そういう部分では中心地への投資を私も否定しているわけではありませんし、その利便性を生かしながら、地域に合った、地域の将来を見据えた、そういう住民への問いかけというのが、理念というのが今必要ではないのかなというような認識で質問させていただいております。

記録をとっていただければ大変ありがたいのですが、5カ所で町政懇談会が行われました。私も、滝之町地区のは別件の会議が重なって出席できなかったわけですが、ほかの4地区出席をさせていただいて、町民の皆さんのお話を聞く機会もございましたけれども、それぞれの地域の参加状況、それをお知らせください。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

申しわけないのですが、各会場ごとの人数は今手元にないのですが、5会場で総計68名の方がご参加をいただきました。今まで行った懇談会の中でいうと比較的多いご参加をいただけたのかなというふうに評価をしています。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。私も4カ所参加させていただいたのですが、滝之町の参加状況は私も参加しておりませんが、久保内地域というか、

久保内で行われて、東部地域でしょうかね、参加者は私もいろいろ町政懇談会参加させてもらっても非常に多い、30名程度いたのかなという認識がございませう。当然それが全て東部地域の人とはならない。滝之町のほうから来られている方もいたし、議員の方もいらっしゃいました。仲洞翁も私は多いなと思ってございませう。十五、六名いたのかなというような感じがいたします。壮瞥温泉もいらっしゃいました。蟠溪は総体の人口が少ないので、決して多くはなかったわけですけれども、地域の人に参加をされて、町長と懇談する機会がございませう。久しぶりの町政懇談会だったですし、そういう意味では住民も町長の考え、思い、これを聞いたかったのかなというように、私も率直にそう感じました。

そうした中で、特に参加人数が全てではないのですけれども、同時にその地域、その地域の危機感がその参加人数に私はあらわれているのかなというような印象を持っておりませう。ですから、そういうときに、これは行財政の話をするのが悪いというわけではないのです。ただ、将来の魅力ある町を目指すために行財政改革が必要なのだと、決して行財政改革が目的ではないということだとは思ひます。そうした中で、まず町民に向かって今お話しされたことをお話をし、ぜひ協力してもらいたい。そのためにはやはり行財政改革、時には痛みを伴う、今までよりは不便をかけることも理解をして協力してもらいたいという部分が私は必要だったのではないかと。1年前に先ほど言ひました一般質問させていただきまして、1年間あったのです。その中で、私もそういうお話を前回したつもりです。そういう意味ではそういうことを語っていただければ、より地域の人方の理解、協力が得られたのかなというような感じがいたします。

しかし、ともあれ財政が厳しい状況はまさにそのとおりでありますので、町長が言われるように住民と一緒にあって、そういう状況の中でこの地域を少しでも未来に向かって発展させていくということ。これからは全町的な取り組み、それから地域ごとのいろんな場で住民と一緒に議論をしていくことが非常に重要になってくる。そういう面では、先ほどもお話ししましたが、佐藤町政2期目の最後の1年ということでありませうし、町長が3期目を目指されるか、もしくは2期なのかわかりませうが、いずれにしても重要な1年であると私も認識してありませうし、そういう面では、今町長が言われたジャンプするには深くかがんで力強くジャンプしなければならない。今かがんでいる時期なのかもしませうが、そういう意味ではかがんで十分力を蓄えて、大きなジャンプにつながっていくような住民への問いかけ、方向性を示していただきたいと思ひます。

町長がどういう町をつくりたいのだ、どういう地域をつくりたいのだ。これが、言葉はちょっと失礼かもしれませんが、よく見えてきていないという声を時々聞くことがございませう。ですから、この機会を通して、ぜひこういう町を目指そうではないかということをもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 私も就任以来、平成25年度からうちの町の人口減少が非常に甚だしかったのです。この対策もっと先にやっていたら、大変失礼だけれども、このような人

口減少がもう少し穏やかになっていたかなという感じは実は受けておりました。私の先輩の町長さん方に、まちづくり、定住対策、いろいろお聞きをしておりますけれども、他の町長さんなんかは、定住対策というのはやっぱり計画を持って取り組まなければならないというお話もいただきましたし、その結果平成 25 年度から役場職員の皆さんも頑張っていて、定住対策に取り組んでいるところでもございますし、今ご質問のように、どうしても行政改革を進めると町民の負担もいただかなければならないし、また私自身も身を切る覚悟でこれに取り組んでいくつもりでもございます。しかし、行政改革をして次のまちづくりを進めていかなければ、壮警の将来というのは非常に危惧されるというふうに思っております。第 1 は人口減少対策を進めていきたいということと、基幹産業であります農業ですとか観光振興等にも取り組んでいかなければならぬというふうに思っておりますし、また子育て支援、今までも取り組んでおりますけれども、さらに継続して取り組んでいくことによって少しでも安心して子供を育てていける環境をつくっていきたい。

それと、これからもなお一層高齢化が進んでまいりますので、高齢者の皆さんがこの町でいつまでも住み続けていけるまちづくり、口ばかりではなくして、今取り組んでおりますコミュニティータクシーのさらなる継続、あるいは高齢者の皆さんがいつでも人の中に入っているいろいろな交流をできる環境づくり、これも私はこれからも大事なというふうに思っておりますので、取り組んでいきたいというふうに思っております。第一義的には、やはり今の定住対策を進めていくことと農業、観光の振興をさらに進めていく。

農業振興においては、なかなか厳しい面がございます。経営者の高齢化でありますとか担い手の確保が大きな課題、これは議員ご承知のとおりだというふうに思っております。そして、今壮警町では他にない堆肥センターを持って、良質な堆肥を生産をして農家の皆さんに使っていただいて、そして生産性を上げていただきたい。こんな思いでありますので、これらを継続して進めていきたい。

東部地域においても、平成 24 年度には一度、定住対策の意味もあり、また計画の中にあつた住宅 8 戸を建設しましたし、公営住宅の改修等もして、そこに住んでいる皆様が快適に過ごしていただける環境も徐々につくってまいりましたし、また町民の皆さんが、地域の皆さんが交流する場、それは久保内地域においては改善センターであり、青少年会館であるというふうに思っておりますけれども、青少年会館は老朽化も進んでおりますので、機能移転をし、これから農村改善センターを拠点として東部の皆さん方に集っていただければというふうに思っておりますし、また壮警町全体としては山美湖、地域交流センターを拠点、保健センターを拠点として皆さんが交流をしていただいて、まちづくりについて議論していただければなというふうに思っております。

私自身も任期残すところあと 1 年ではありますけれども、この行政改革をしなければ基金の減少もさらに進み、私たちの代ではなくして次の世代に受け継いでいくための大きな行政改革ではないかなというふうに思っております。ただ、第 4 次行政改革は、非常に大胆な改革といえますでしょうか、でありますので、第 5 次においては余り皆さん方が期待する

数字には至らないかなと、予定では5年間で3億円を予定しておりますけれども、これを進めていくことによって将来の道が開けるように努力をしまいたいと、このように思っております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 財政健全化を目指して、それと同時並行で町の振興策をとらなければならない、そのとおりだと私思うのです。それは、どういう町を目指すかということに向かっていくために行財政改革を断行していかなければならないということです。行財政改革が先にあると言われると、本当に暗い町というか、どこに魅力あるのだろうと思ってしまう。そのイメージって私大事だと思うのです。こういうことをやろう、だから行財政をやろうというような、ぜひそういう部分で取り組んでいただきたいと思ひますし、特に気になるのは、いろんな施設の統廃合も含めて、特に周辺地域の部分の中で施設の統廃合が示されております。それがそれぞれ住んでいる人にとって身近な施設であるということもあるのですけれども、将来に対して特に若い世代の方は不安視する傾向があるのだろうと思っています。それと相まって、年配の方も住んでいる地域への愛着や誇りを持って今まで住まれている。その姿が若い人にもプラスのいい影響を与えて地域を形成していると思うのですが、どうも最近、これは地方市町村消滅レポートでしたか、増田レポートにもあらわれているとおり、ああいう形で出てきます。そうすると、何とか地域をいい形でつくっていかう、それに対して町も含めて一緒になってやっていかうという機運はもちろんないわけではないのですが、むしろ最近は諦めといいますか、そういう時代だし、なかなか難しいよなという風潮が生まれかねないのかな。諦めが非常に心配といいますか、問題なのかなと思っています。行政改革が地域の諦めにならない、諦めにつながる引き金にならないように取り組んでいく必要があるのかなと思っています。

そういう中では、町長は住民協働のまちづくり、人に優しいまちづくり、産業力向上のまちづくり、安全で住みよいまちづくりを大きな4つの目標として掲げています。それは、大きな総論というのですかね、としては理解できるのです。その中で具体的にどういう施策を打っていくのかということがやはり求められているのだろう。住民も期待をしているのだろう。これは、決して箱物をつくるのが地域振興とは私も思っておりませんし、そういう時代でもないでしょうし、ある施設を有効活用するということを含めながら、ソフトも含めて有効な定住施策等を打っていただきたいという思いもございませう。

具体的な部分が、特に今回町政執行方針も含めて、政策予算も含めて、その部分が本年特に見えないような気がいたしますが、その辺について町長としてはどのように考えて今回の予算編成、それから調整執行方針を述べられているのか伺っておきたいと思ひます。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 私が掲げております今議員おっしゃった4つのまちづくりでありますけれども、協働のまちづくりというのは町民の皆さんと交流をしながら、意見を交わ

しながらまちづくりをしていくことだというふうに思っております。ですから、就任当初は三十数カ所ある自治会、ほとんどの自治会を回らせていただきながら、地域の皆さんと意見交換をしながら進めてきたというふうに思っておりますし、近年は地域においても、都合悪いとか、いろいろな諸条件で、どんなに少なくとも行くつもりではいるのですけれども、大まかになって、近年2年ぐらいは大まかなところで町政懇談会やっております。

また、人に優しいまちづくりということは、子育てから高齢者の皆さんまで本当にうちの町に住んでよかったと思えるようなまちづくりだというふうに、僕はそういう思いでそういうことを掲げております。子育て支援ですと医療費の中学生までの無料化ですとか、あるいは保育所の、以前は8時半でしたか、それを7時半から午後6時半まで11時間保育を取り入れて、働いているお母さん方が安心して子供を預けて定時まで勤められるような、そういった環境づくりを進めてまいりましたし、若い人方にはなかなか、地域づくりの意見交換の場を設ける、例えばシードル、農工商連携で農家の皆さん方や商工業者、観光業者の皆さんと一緒にシードル実行委員会をつくって今やっていただいておりますし、町をPRするにはどうしたらいいか、「そうきたか！そうべつ」のアイデアを出していただいたり、そういったことをやっていただけるもとといいたいまいしょうか、起爆剤を行政が提案すると。あるいは、高齢者、先ほど言ったコミュニティータクシーを利用して町のどこへでも行ける。また、伊達方面、洞爺湖町方面の医療機関にかかれるような、そういったシステムをつくっておりますし、産業力向上のまちづくりは、農業ですとか、観光業、商工業が発展するような施策を取り進めてきたつもりですが、なかなか人が思うようには進まないこともやはりこういった産業というのはあるなというふうに今反省をしながら、今後の産業力向上について取り組んでいくつもりです。

また、安全で住みよいまちづくりというのは、うちの町の有珠山の噴火災害ですとか、土砂災害、大雨の災害等に迅速に対応できるような、まず町民の皆さんの命を守るために町職員がいかにして呼びかけて、適正な情報を町民に伝えて、避難を促したり、避難のお手伝いをしたり、避難所の開設をしたりするために、平成25年度より噴火災害を想定した避難訓練等もずっと実施をしまっておりまして、ですから、町民の皆さんが本当に安心して住める。財政的にはなかなか大変なのですが、そういった生活する環境、安心して住めるようなまちづくりを基本としてこの4点を掲げております。

これからも議員の皆さんや町民の皆さんにご意見を教示していただいて、まちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 4点、これはスローガンも含めてわかるのです。町長の言われたことは、これは、ある意味で4つのスローガンにも近いものだと思うのですが、これはスローガンの要素があるのかなと思っていて、要するにそれぞれの1つずつの部分に対して施策としてどう展開するのだ、どういう施策を打ち出すのだ。そこが私は重要だと思っているのです。スローガンで終わってしまっただけではいけないということでお話をしているの

です。町長2期目ですから、そういう面ではそれぞれの部分で具体的にこういう施策をして、一つの目標に近づけていくという、この辺の住民へのメッセージといえますか、部分が私は必要ではないのかなというふうに考えております。

各論で1つお聞きをしたいと思います。これは地域でも実は心配しているものですから、ちょっと確認をしておきたいと思っているのですが、今回行財政改革の中でオロフレスキー場が32年に閉鎖ということで年次を示して、我々議会にも説明ありましたが、町の広報紙、それから町政懇談会にも年次を示して理解を求められました。それについての質問も久保内地域、東部地域の中ではあったと思っておりますけれども、この中で非常に心配をされております。このスキー場は、町長もご存じだと思いますが、私も実は若いときにこのスキー場でアルバイトした経験がありまして、昭和52年からと聞いておりますけれども、民間のスキー場だったのが町営のスキー場として、当然民間として厳しくなったから、それを地域の人方も含めて、スキー愛好家も含めて、オロフレの火を消すなということで、スキー場を町営として継続していくように働きかけをして、町営スキー場としてまたスタートを切った。その後幾つか民間が入ったり、また今町営スキー場という形でやっておりますけれども、そういう一つの歴史があると思っております。

これは、会社はオロフレリゾートですよね。オロフレリゾート社長、副町長ですけれども、オロフレリゾートは特に地域の人方を中心として出資をして、民間の方も出資をして、経営にもかかわってともに汗を流して、まさに町長が言われたように、行政だけではなく住民も一緒になってという、一つのこの地域としては典型的な取り組みなのかなと思っております。そういう中で平成32年に廃止ということで説明があったわけでありましてけれども、これは出資者も含めて広く議論をして、合意形成をして、それで年次も32年で閉鎖もこれはやむを得ないという、そういう判断をされて示されているのですか。確認をしたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 前段の私が掲げて今まちづくりを進めています4つの政策、まちづくりについて具体的なものが見えないという議員のご質問でしたけれども、現に今ここでお話しさせていただいたような政策を既にもう実行している。それは議員もおわかりいただけるというふうに思っておりますので、決して空論でお話をしているのではなくして、これを政策として今実施をしている。一つ一つのまちづくりについては、それはご理解いただけるというふうに思っております。ですから、これからも議員の力をかりながら、また他の議員の皆さん、町民の皆さんの力をかりてまちづくりをしていきたい。ですから、現実に政策として今取り組んでおりますということだけ申し上げさせていただければというふうに思います。

オロフレスキー場については、副町長のほうから。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 2点目の部分については、オロフレリゾートの代表も兼ねてお

りますので、私のほうからお答えをさせていただきますが、数年前からオロフレスキー場のあり方について役員会等の中で検討してきたという実態があります。それは、施設の老朽化が一部あっての話し合いがスタートの時点となりますが、その際、管理といいますか、スキー場という特殊性から国内の業者さん数社しかない中で、かかわっている業者から、長期にわたっての修繕計画といいますか、修繕にかかる経費がどれぐらいかかるかというものを出示していただいたことがありまして、それが発端で今後どうしようかというような話に至ったというのが実際のところですよ。

現状2年ほど前から役員会の中で、それをもとに今後発生するであろう大規模修繕のときにどうするのだという議論をして、大規模修繕までとなると1,000万単位でお金がかかる中で、このスキー場のあり方自体をどうするかという検討をしてきたというのを行革の中に入れさせていただいているというのが1つ。その中で、いつの時点でどうするかという目標設定をしないと議論がいつまでたっても検討で進んで、先が見えないというのがありまして、一応目標設定をさせていただこうというふうなスタンスです。今回そういう意味で、行革の中で案とした形で町政懇談会なり報道機関なんかに出ておりますので、その中で32年度廃止ということが非常にクローズアップされたということで、各方面から意見をいただいております。

その中で、先般もオロフレリゾートとして役員会を開いて、どうしようかという部分もあるのですが、今々すぐ大規模なお金が本当に発生するかどうかという検討をもうちょっとしましょう。その上で、オロフレリゾートとしての提案といいますか、こういうふうにしたらもう少しできるのではないかとかという検討もした上で、さらに町側とあわせて話し合いをして、使えるうちはもう少し長くしてもいいのではないかとというようなことを含めていきたいということになっておりますので、現在行政改革の案という形でご提示していますから、その中で各方面からいただいている意見を十分町側としても参酌をして、成案の段階でまだどうするかと決めておりませんが、一つの検討事項として今は捉えているということでご承知おきいただければと思います。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 地域から見たときに、32年に閉鎖という部分が非常にインパクトが強かったと思うのです。その年次を示すまでのプロセス、今副町長からも説明ありましたけれども。だから、年次にこだわらないで、大規模修繕が伴うようになったときにはそれは議論もちろんしていかなければならない。だけれども、ここで閉鎖、32年と言ったインパクトが非常に強い。それは、住民にも年次を示されたということで、住民との意見交換もなく、特に地域の出資を伴った人方も含めて非常に不安というのですか、思っている。先ほどの4つのスローガンのうちの一つ、住民協働のまちづくりをうたっている。高校の問題も私そう思ったのですけれども、もう少し関係者としてしっかり議論をして、そして町民に示すべきでないかと思うのです。

今大規模修繕が伴うということも理由の一つに当然あったわけですから、私も聞き

ました。どういう状況なのか。リフト整理の部分でというとなんか幾つかあるのですが、モーターのコイル等の部分は、これはお金かけて修繕しておりますよね。減速機のオイル交換、これも聞くところによりますと技術管理者が自分で何度もオイル交換をして、問題ない状況だと。それから、頂上の折り返しの大きな柱あるのですが、それもグリースが入らない状況だったのを整備をして、そして問題ないようになっていると。それから、ワイヤロープが伸びているということなのですが、これはロープの件は問題なく、当面切り詰めも必要ないということだそうです。この4つが多分大きな部分、リフトにお金かかるとすれば。これは、日本ケーブルにも確認済みだという話をお聞きをしました。

当面町が言う多額のリフトの修繕費用を伴うことはないのではないかという現場としてのお話、今副町長もちょっと触れておりましたけれども、ということを見ると、それも総合して、あの地域にとって、あの地域ばかりでなく壮警全体にとってもそうですが、冬期間の入り込みとしては非常に大きなものが、スキー人口が減ったとはいえ大きなものがありますし、それから聞くところによりますと室蘭のだんパラスキー場も閉鎖をするかどうかという議論も行われております。そういう意味では、壮警町のみならず、西胆振といえますか、室蘭以西の唯一のスキー場になるわけですが、そういうことを考えていきますと、特に教育の部分でも小中高生の冬期の体力向上をスキー教室を通してやっておりますけれども、そういう部分にもいろんな影響を与えていきます。いろんな形での議論や調整をしていく必要があると同時に、できるだけ余り予算をかけずに延命といえますか、継続していける道を現場としても汗を流しているというような話を聞いておりますから、そういう意味では年次、32年という部分を示されておりますが、それは再検討するという事で捉えてよろしいのでしょうか。確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 現時点においては再検討する事項ということで捉えておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） オロフレスキー場、今回いろいろ事業の見直しする中であっては、平成25年度の定住対策と公共施設有効活用計画の中でもうたっているものでして、以前から提示していますよね。ですから、議員の皆さん方の意見をいただいたりして、25年から定住対策と公共施設の有効活用計画にこれらも含めていました。ですから、オロフレスキー場もありましたし、立香ふれあいセンター、蟠溪ふれあいセンター等、地域の皆さんにもお話をしたりして、第5次でまた再度のせて、廃止やら、いろいろ改革をしていくのだというふうにお話ししています。ですから、今初めてお話ししているわけではないということだけご理解ください。

それと、久保内での町政懇談会の折にも、オロフレスキー場の件に関しては僕の頭の中には、これから学校スキー教室をどうしようかということがやはり頭の中にあるので、多分発言しているのは地域の皆さんと協議をして検討したいということをお話で言っ

ていたような記憶も今しているのですが、それは後で議事録確認させますので、そのことをぜひご理解いただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 示されていたのは、もちろん町民にもそういう形で示されていて、これは町民が心配しているのは、これから32年なら32年に向かって議論したり調整したりしながら、32年が目標設定であって、それは決定ではないという捉え方は町長の今の答弁で感じるのですが、受けとめ方はそうではないのですね、地域は。32年閉鎖に向けて走り出すというふうに受けとめているのです。ですから、心配をされて、こういう質問につながっているのです。だから、それは住民と協働のまちづくり目指している町長としては不本意でしょうということなのです。それで、確認をさせていただきました。

ある意味東部地域において、学校もそうですけれども、火が消えていくという部分がまたスキー場もかという部分で非常に心配されておりますし、同時にあれだけのロッジ、あのロッジどう有効活用していくかということや、今町長もお話しされておりましたけれども、小中学生の冬期間のそういう部分ではそれにかかわることで何ができるのかということもじっくり議論して示した上でなければ、それはなかなか理解しづらいところがあるのかなと私も思いますので、そういう意味ではそういう形で合意形成をしっかりと、これは未来永劫に継続するということと言えるものではないと思いますから、そういう意味ではそういう部分も含めて議論をして、それほどお金をかけなくて済むのであれば、できるだけ地域、あるいは近隣の町村、または子供たちを中心とした冬期間の体力向上という意味合いも兼ねて検討いただく必要があるのかなと思いますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

それから、聞くところによりますと、私も若干協力したのですが、夏場の活用の中で企業とも連携して、本州の中学校、高校の修学旅行、ことしも8校か9校ぐらい、30年度の予定もあると聞いておりますけれども、そういう形でできるだけ、冬期間のスキー人口の減少や少雪に伴って売り上げが落ちてくるのを少しでも夏カバーしようということで、近隣の農家の協力も得て、夏の時期の活用という部分も会社としてはいろいろ取り組んでいるというようなお話を聞きました。それは副町長一番ご存じでしょうけれども、そういう努力もしているということでございますので、それも含めてご検討いただきたいと思います。

時間も限られておりますので、最後に、一つ一つの具体的なことを示すのは難しいのかなと思っていますし、同時に、ただ何かはっきりしたものが無いと目標が見えづらいという感じがしていたときに、これは総合的にかかわると思うのですが、例えば私の意見としては、定住対策というものを本年度でも、何年かの目標に向かって定住対策ということを大きな柱にして、それに向けていろんな施策を集中、もしくは連携していくというような形で見える形の取り組みとしてつなげていくことはできないのかなというような感じがいたします。

地域おこし協力隊、今まで3名来られております。今2名おります。1名の方は東湖畔地区に住まわれているということでありまして、そういう部分では非常に自然に恵まれたところで民家を買って、そしてリフォームをして住まわれているという話を聞いておりますけれども、地域おこし協力隊の活用も含めて、若い青年層を地域に呼び込むというようなこと、これはすぐ簡単にできることではないのかもしれませんが、少し息の長い取り組みとしてやってみてはいかがかと。地域おこし協力隊は時限を切られておりますので、定住と結びつけて、ニュービジネスといいますか、そういう形も今一緒に2人の方も目指してやっていると思うのですが、ぜひこれも継続しながら、交付金が減っていく一つは当然人口が減るということですし、地域が活性化していかないと高齢化していくという部分もありますから、そういう面でいうと若い人の呼び込みをどうしていくかという。

これは、先ほど町長触れておりましたけれども、農業の担い手の問題、私も東京に行って農業人フェアに参加をしてきました。行政のブースはいっぱいでした。行政のブースに入れなかったのです、実は。行政のブースが非常にいっぱい、各市町村がブースを持って取り組んでいます。時代の変化が、今特に若い世代の方が東京等の大都会で生活することにある面で疑問といいますか、本当にこれでいいのだろうかというような意識を持ち始めているというような、田園回帰と言うそうですけれども、持ち始めているというようなことがよく最近記事に載っています。これは日本農業新聞なのですけれども、5回の連載で居場所を求めてというタイトルで、都会に住んでいた若者が田舎に住みたいという風潮が出てきている。これは、利便性や金銭で豊かになるということではなくて、自分の人生を違った視点で捉えられてきていると、今の若い世代です。そういう部分が記事として載っております、東京の田園回帰センターでしたか、そういう場所があるそうですけれども、そこに問い合わせが非常にふえていて、今まではどちらかというと定年を交えた中高年の方が多かったそうなのですが、最近は逆転して若い方が相談に訪れる。昨年2017年は今まで最高の問い合わせがあったということを知っておりまして、そういう田園回帰の流れがあって、これはなかなか見えてこないところがあるのですが、東京一極集中と言われていても、実は田舎ほど、小さい田舎で特色を持った取り組みをしてところが実は、社会増というのですか、若い世代の社会増がふえているという傾向があるというふうな分析を聞く機会がありました。

壮瞥町も近年社会増がふえてきている。ただ、それ以上に自然減が多いので、人口が下がっていったらということなのですが、そういう意味では、少しでも自主財源をふやすということも含めたり、地域の活性化につながることも含めて、これは農業振興でもあるでしょうし、先ほど町長が言われたホテルが新しくできると、その従業員等の方々の入り込みも期待できると。それぞれいろんな部分で関連すると思うのです。そういう面では、一つの目標として若い世代の定住ということ为例え掲げていただいて、それに向けて農業政策であれ、商工関係であれ、いろいろな分野の部分を連携して取り組んで、地域の活性化につなげていっていただきたいなというような気持ちを持っているのですけれども、

壮警は人口が2,600ぐらいで非常に少ない。交付税も下がる。財政も厳しくなる。だから、こうやっていきたいのだということはわかるのですが、そういう部分で若い人が入り込むことによって町の将来に対する希望が広がってくるのだらうと思いますし、誰でもいいというわけでは私はないと思いますし、そういう意味ではポテンシャルのある、地域にいい影響与えていく、そういう人材の方を迎え入れるようないろんな仕掛け、仕組み、情報発信のあり方も含めて、今優秀な地域おこし協力隊の方も見えていると思いますから、ぜひそういう知恵もおかりをして、大きな目標を若者の定住みたいな形で打ち上げてやってはいかかと思うのですが、どのようにお考えですか。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時15分とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） オロフレスキー場の件についてですけれども、ちょっとお話ししておくことが漏れておりました。

実は、オロフレスキー場の存廃について前理事者のときにも1度出ておりました、前理事者の方針としては大規模な改修をするときには廃止をするというふうに計画をしておりますので、それを継承しながらいきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

あとの件については、担当のほうからご説明させます。

○議長（松本 勉君） 総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） 最後のご質問にございました地域おこし協力隊も活用した若者世代の誘致ということにつきましては私のほうからご答弁させていただきますが、先ほど来から出ております平成25年度に策定をいたしました定住促進・公共施設有効活用計画の中でも、最大のターゲットは子育てする若者世代だということを位置づけておりました、それに基づきまして、住宅の整備もそうですし、その他の事業にも取り組んでおります。近年でいいますと、協力隊の方が、2年、3年前ですか、新たに入られてから、彼女の力も活用して、特に情報発信です。大体その世代の方の共通のツールになるのは、スマホであったり、ソーシャル・ネットワーク・サービスであったり、そういったもので情報を得られる、そういう世代の方になっていくので、そういう意味でフェイスブックであったりとか、そういうものを活用したり、今年度でいうと広告プロモーションというのをやっておりますが、それで何万人もファンを獲得したりとか、そういったことも、そういう情報発信のところを強化していくということを協力隊と一緒にやっております。

それから、現在3人とお話をしているところとしては、来年度に首都圏の子育て世代の方の移住体験ツアーみたいのをやってみようと。ただ、自腹で自己負担で来てもらうので、

事業費的には予算書には載らないのですけれども、たまたま今回いる協力隊の一人が横浜のほうから家族で移住された方で、その方と話をしていると、お父さん、お母さんのことも大事なわけけれども、子供をどういう環境の中で育てるかというのがその夫婦の大変重要なテーマになっていて、それが都会のごみごみしたところで育てるべきなのか、北海道のようなところで育てるべきなのか、そういったことに非常に興味を持っている世代も多いと。それで、そういった方々にお声がけをしてやったら集まるのではないかと。実際実はもうかなりオファーが来ていまして、やってみようということなのですが、あるいは協力隊の方々を母体にして、何とか移住相談コンシェルジュとか、受け入れ団体とか、そういったことをやれないかということは今話をしていますし、逆に彼女たちからもそういう提案がありました。実際長内議員からお話のあったように、感性がちょっと違うとか、新しい感覚を持っていますし、いずれも皆さん移住者ですから、移住者としての視点でどうやって人を呼んでくるかというふうに積極的にご提案をいただけるので、本当に有益な制度でもあるし、優秀な人材だなというふうに思っています。

この後の採用をどうするかということまではまだ、白紙とか、決めている段階ではありませんが、ご提案のあったとおり、協力隊の方と力を合わせて、少しでもそういった世代、若い世代の誘致を今後も力を入れてやっていきたいというふうに考えています。事例も含めてご紹介させていただきました。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） ありがとうございます。既にそれは検討されているということで、大変いいことだとか、取り組んでいるということで理解をさせていただきました。

私も地域おこし協力隊の方からも同じような話をお聞きをしました。もともと利便性を求めて移住しようとしている人は、もっと利便性のいいところを選ぶのですね、きっと。うちの町だから魅力があるのだというところに、多分そういう方が集まるということだと思うのです。そういう面でいうと、うちの町は津々浦々といいますが、町内全域にわたってインターネット環境、ブロードバンド環境が整っておりますし、交流人口もあるということはビジネスチャンスもあるのかもしれません。それから、農業も担い手不足ということも、今の時代ですから そういう面ではある。だから、そういうことがそれぞれ経済分野にもいい面の影響を及ぼす。それに向けた住宅だとか、整備だとか、若い人が来ることによって我々地域も見捨てたものではないなという、諦めからできれば自信に、住むところに誇りを持てるような形に変わってくるのではないかと思うのです。町長の言う4つのスローガンは大事だと思います。でも、はっきりした目標が見えるともっとさらにいいのかなと。そういう面では、若者の定住でもいいですし、もう少しキャッチフレーズ的に言ってもいいのです。若者を呼び込もうでもいいのですけれども、そういうことをばっと掲げて、それに向けてそれぞれの施策を展開していくということ、それ以外にたくさんあると思いますけれども、その一つにそういう部分を、今地域おこし協力隊も入ってきておりますか

ら、協力もいただきながら、また欲を言えば、今後地域おこし協力隊を活用していく中では地域に、例えば仲洞爺であれ、久保内であれ、蟠溪であれ、住んでもらって、その地域の活性化に汗を流すという部分にも力を向けていただけると大変ありがたいなという思いがいたします。ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、先ほどの若い人の中で興味深く見たのですが、総務省が2月に発表した田園回帰の調査で、人口が少ない地域ほど移住者がふえていることがわかったと。身近な町の名前が出ておまして、北海道豊浦町、高知県大川村、鹿児島県十島村など、人口5,000人に満たない地域が並ぶということなのです。ほかの地域社会総合研究所の資料で増減率、いわゆる若い人たちの社会増ですね、増減率で見たときに、一番が鹿児島県十島村、増減率27.7%、新潟県粟島浦村17.2、沖縄県与那国町17.2というふうに並んでいます。北海道の中では、その中でニセコ町が4.9、厚真町4.3というふうに新聞の部分では載っておりまして、ある意味時代が少しずつ変わってきて、自分のライフプラン、自分の一生を考えたときに、都会にいて何百万分の1の存在なのか、分母の小さいところだと2,000分の1かもしれません。その中で、自分の価値や自分の存在も地域に認めてもらうという部分です。これが大都会の中で薄らいでいる部分を地域に求めているという、ある面では自然といえば自然なのかもしれませんが、そういう風潮が出ているということをぜひまたご研究、難しい部分も課題もたくさんあると私も思いますし、もう既に例えば担い手対策で農業の担い手の中で雇用の部分で29年度から取り組んでおりますけれども、これも予算を見ると30年度は予算化されていないように感じるのですが、この後同僚議員から質問ありますから、いいのですが、できることはぜひ継続して、それも含めて若者の定住を呼び込む施策をぜひ展開をしていただきたいと思います。

最後に、ちょっときざかもしれませんが、壮警町を大きな木として捉えたときに、壮警町という大地に、地域にしっかり根をおろして、目指す町の目標という幹にそれぞれの施策という枝があって、それに町民という緑豊かな葉がついて、それが次の世代へつなげる花が咲き、実を結ぶということになっていくと思いますし、壮警町は胆振管内で一番人口の少ない町になっておりますけれども、若者にとってキラリと光る町であって、そして若者がいることによって高齢者にとっても安心できる町、住むことに誇りと夢を持てる町になるために、町長を先頭にぜひそれに向かって町政を進めていただきたいと思っております。

最後に町長から一言いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） まさに長内議員がおっしゃるとおりだなというふうに、今ご意見をいただいております。2,600を切りました、うちの町も。ですから、今後若い人方が魅力をもって壮警町に来ていただけるような施策は取り組んでおりますし、これからも取り組んでいきたいということと、以前にもどなたかのご質問にお答えしたかなというふうに思いますけれども、決してうちの町に若い人方がいないわけではないのです。子供さんも

含めて、これから中学校を卒業し、高校に行き、高校から大学に行って勉強される方々が何とか一人でも二人でも、確かにほかのまちから来ていただくのも大事ですけれども、うちの町にいる子供を何とか引きとめる方法がないかということのをこれからさらに検討していきたいというふうに思っております。冒頭でも申し上げたとおり、所信表明でも申し上げたとおり、この町をいつまでも継続していくための取り組み、あらゆる分野のものをこれから研究して、実践に結びつけていきたいというふうに思っておりますので、どうかご支援いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 次に、7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 質問事項、農業の担い手の現状と取り組みについて。

1、最近の新規就農と継承後継者の状況について。

2、今年度取り組んだ農業人フェアの進捗状況について。

3、農業研修シェアハウスを活用した雇用就農の推進について。

4、現状の規模では雇用に取り組めない農業者の継承を図るため、就農希望者が農業の技術と経営を実践する研修農場に取り組む考えについて質問いたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 7番、高井議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のご質問についてですが、近年本町で新規就農された方は、平成21年度に2名であり、現在も施設栽培を中心として堅実な営農を続けられております。それ以降は事例がない状況であります。また、就農後継者につきましては、平成24年度1名、平成25年度3名、平成26年度1名、平成27年度1名の方々が親元就農を果たしております。さらに、現在就農研修を受けている後継者の方が1名おります。平成30年度の就農を目指しております。

2点目のご質問についてですが、今年度町として初めて農業人フェアに参加して、壮警町が進めている雇用就農について情報提供を行ってまいりました。会場は、昨年11月に札幌、ことし1月に大阪、2月に東京で行われたフェアにそれぞれ参加をいたしました。会場を訪れた参加者数は、札幌会場で630名、大阪会場で598名、東京会場で1,006名で、そのうち壮警町ブースを訪れ、話を聞きに来られた方は札幌会場では9名、大阪会場では6名、東京会場では8名でありました。ブースを訪れた方々には、壮警町の紹介を初め、今壮警町が進めている雇用就農の取り組みや求人情報、居住場所としてのシェアハウスの整備などについて情報提供をいたしました。後日、数名の方から就農受け入れ先やシェアハウスについての問い合わせをいただいております。

3点目のご質問についてですが、今年度整備を進めている農業研修シェアハウスについて、さきに申し上げたとおり、農業人フェアにおいてもシェアハウスについてのPRを行いました。農業を目指す方にとって居住場所はとても気になる場所のようであり、壮警町のシェアハウスには多くの方が興味を持ってくださいました。現在既に2名が入居の申

し出があり、4月からの利用に向けて準備を進めております。今後も引き続きシェアハウスの活用について情報提供をしていきたいと考えております。

4点目のご質問についてですが、本町では雇用を軸とした就農を進めておりますが、基本は就農する者にとっても雇用する側にとってもできるだけリスクが少ない営農形態とすることを第一に考えております。ご質問にあるとおり、研修農場が実現できればとてもすばらしいことだと思いますが、場所の問題ですとか、何よりも研修後の農地の確保を考えるとかなりのリスクが伴うことが想定されます。雇用に取り組めない農業者の継承につきましては、営農を拡大したいと考えている農業者もおりますことから、農地の売買や賃借などで集積、集約を図っていききたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 就農希望者の問い合わせはどのような状況なのか、また壮警町が進めている雇用就農についてはどのように紹介しているのかについてお願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

就農希望者の問い合わせの状況ですが、就農希望者の問い合わせにつきましては北海道担い手育成センターという就農相談を受ける機関がありまして、そのセンターがあるのですけれども、そのホームページを見て問い合わせてくる方もいらっしゃいますし、また直接町のほうに問い合わせてくるケースもあります。今年度、平成29年度は3名の方から電話での問い合わせがありました。いずれも就農できるような農地を探しているという内容でした。それぞれの方に今壮警町の取り組んでいる状況を説明しまして、まとまった土地の取得というのは難しいですというようなお話ですとか、あと壮警町は今雇用就農に力を入れていますというような話をさせてもらっております。ということで、いずれも就農というか、進展には至っていないというような状況でございます。

それと、壮警町が進めている雇用就農についてなのですが、実は今年度の当初は雇用就農というよりも新規就農ということで進めようというふうに考えておりましたが、春に立ち上げました担い手のための町内のプロジェクトの議論の中で、規模を拡大したい農業者がいるので、新規就農の対策も大事かもしれないけれども、縮小を希望している方の農地を規模を拡大したい農業者に集約すべきでないかというような意見が出されました。また、規模の拡大を考えている農業者からは、とにかく労働力が不足しているというような意見が出されまして、このことから町内の担い手のプロジェクトの中では、そこを雇用で確保するのが最良だろうという意見でまとまりました。また、別の視点では、新規の就農ですと1年または2年の研修の後、農地を取得しなければいけないのですけれども、農地の取得だったりですとか、機械の導入を図ったりするなど多くのリスクを背負うことになりました。雇用であればそのようなリスクは生じないですし、長く従業員として働いているうちには、もしかしたら離農する方のタイミングで独立するチャンスにめぐり会う可能性も

考えられる。これは必ずということではないのですけれども、そういう可能性も考えられるということから、担い手のプロジェクトの中で、壮瞥町では労働力を求め、リスクの少ない雇用という形の就農対策を進めていくという意見でまとまったところでございます。

紹介としましては、先ほども話出ていましたけれども、今年度参加しました農業人フェアの中でPRしたりですとか、あと町のホームページの中で労働力を求むというような形で、その募集については紹介しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 農業人フェアに訪れた際に、どのような営農形態の希望が多いのか、受け入れ先の雇用は確保されたのか。また、今後の農業人フェアはどう取り組む予定なのかについてお願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

農業人フェアの際の営農形態の希望ということなのですが、今年度初めて町として農業人フェアに出展したわけなのですが、フェアに訪れる相談者の方は大きく2つに分かれておまして、経営者として就農を目指したいという人と、あと農業に従事することを目的とする人たちに分けられます。壮瞥町は雇用就農を前面にPRしていたので、壮瞥町のブースを訪れたという方は、どちらかというと自分で経営したいというよりは、農家さんに就職するというふうに捉えている方が多いような状況でした。その中でも、トマトとかについて聞く方が何人かいらっしゃいましたので、施設園芸ですとか、そういうことを意識している方が多いのかなというような印象でした。

それと、受け入れ先の雇用についてなのですが、今回農業人フェアに参加するに当たって町内農業者の希望をとったところ、町内8戸の農業者から雇用の希望というものが出されました。これをもとに、農業人フェアへの参加ですとか、ホームページにも掲載をしていたのですが、その中で1件の農業者でことし4月、春からの雇用が決まりました。残り7件につきましてはまだ決まっていないので、引き続き募集を継続しているという状況でございます。

それと、今後の農業人フェアの取り組みということなのですが、今年度は札幌のほか大阪と東京の農業人フェアに参加、出展をしましたが、札幌は距離も近いせいか、農業人フェアの後実際に役場を訪ねてこられた方がおまして、反響があるなというふうに感じました。東京、大阪につきましては、当初は北海道への憧れとかで反応がいいのかなというふうには少しは期待を持っていたのですが、実際は地元志向というのが強いみたいで、どちらかというと北海道関係のブースには余り人が入っていなかったような状況でした。今回フェアと一緒に参加しましたメンバー、行政のほかにプロジェクトのメンバーにも一緒に参加していただいたのですが、そのメンバーからは、こういう事業については今後も継続して実施すべきだろうというような意見が多く聞かれました。

先ほど長内議員からもあったのですが、平成 30 年度は予算立てをしていないので、ことしのように東京ですとか大阪への出展というのはちょっと難しいとは思いますが、何とか少ない予算をやりくりしたり、また場合によっては議会にご相談するというところもあるかもしれないのですが、何とか調整して参加できればいいなというふうに考えております。もし札幌のほうとかで参加できるというようなことになれば、ことしもそうだったのですが、行政だけでなく、農業者ですとか、農協さんですとか、そういう方と一緒に合同で実施したいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 雇用就農に取り組むのであれば、地域の若手経営者を柱に集落営農とか、法人組織設立に向けて取り組みが必要であり、そして地域農業を守る必要があると思うのですが、その点についてはどう考えますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町は、今担い手対策というのを雇用就農ということで進めておりますので、経営の規模拡大するですとか、または労働力を必要としている農業者においては今の取り組みを継続していきたいというふうに考えております。ご質問の若手経営者の集落営農ですとか、法人化、法人組織設立ということなのですが、今は行政のほうで主導して集落営農や法人化を推し進めるということは考えていないような状況です。ただ、雇用就農とは別に、もし地域のほうから集落営農ですとか法人化の希望というのが持ち上がってきたような場合は、町としてもできる限りの、どこまでできるかはちょっとわからないのですが、できる限りのお手伝いはしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） ただいまの高井議員の小規模経営者の集落営農、法人化というご質問ですが、以前に二、三年前に 2 地区をモデルとして集落営農組織、法人化に向けて議論をしていただきましたけれども、なかなか地域においてうまくまとまらなかったということで、非常に残念でしたけれども、一時取り組みをしようということではあったけれども、結果にはならなかったということで、残念に思っております。これから機会があれば、そういった集落営農についても検討していかなければならぬかなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 雇用就農の形をとるということになれば、雇用していく側の経営者の人方というのも応分の負担を持ちながら指導していくと思うので、そうした場合受け入れ先の支援とかというものについては現状のままでいくのか、それとももっと手厚く施

策をとるのかということについて聞きたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

雇用就農を進める上で、雇い主側というのでしょうか、受け入れ先への支援ということなのですけれども、現在国の制度としまして農の雇用事業というのがありまして、農業法人ですとか農業者が雇用した新規就農者に対する研修費用として年間最大 120 万円、最長 2 年間で助成するという制度があります。その後町の支援としまして、1 年間ですが、雇用した就農者 1 人につき 60 万円を貸し付けるという制度、農業法人等雇用奨励貸付金というのがあります。今の段階ではこれ以上の支援ということは考えてはいません。当面は現状のこの制度の中で進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 平成 28 年に経済環境課が農業者にアンケート調査した結果、5 年後には経営を縮小したい農業者の平均年齢は 67 歳と高く、縮小したい面積は 115 ヘクタールとなり、早急な対応が必要であると結果が出たのですけれども、答弁書の中でも農地については賃貸とか買い入れとか、そういう形の中で消化されるという形のことも言われているのですけれども、就農者が土地を求めてきたときには提供がなかなか難しいということがあると思うのですけれども、雇用就農の取り組みもいいと思うのですけれども、私は新規就農者の受け入れを検討する必要があるのではないかと思います。それで、現状の壮警町の環境を見ますと、新規就農者が取り組みやすい施設栽培等に取り組むのであれば、良質な堆肥は確保されているし、小口の販売先としては道の駅の直売所が売るところがありますし、その農産物の売り上げというのは 1 億円を超すという実績がある。そして、ことしについては宿泊施設が準備されたという形であります。そうなりますと、残るのはあとは宿泊施設だけという形になります。そうなりますと、今後宿泊施設を準備して、そして新規就農者を呼び込むという形のことを考えたらいいのではないかなと思います。そういう形の中でそういう考え方をどう思われるのかということ町長に聞いて私の質問としたと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 高井議員の新規就農に対する町の取り組みを促進したらいいのではないかというお話でした。以前も新規就農ということで、自分も農業委員会にいましたので、委員としていましたので、新規就農に対しては非常に力を入れた時期がございましたけれども、いずれにしても新規就農で受け入れた場合にやはり成功させなければならない、新規就農した人を。その支援をどうしていくかということが非常に大事なことであって、決して新規就農はだめだ、やらないということではなくして、雇用就農と新規就農希望者がいれば、それは受け入れもしていかなければならぬというふうに思っております。いずれにしても、農業経営者の高齢化、今年もアンケートの調査結果お話しいただきました

けれども、高くなるわけでありますので、いずれかは体力の限界が来まして、やめざるを得ないときが来ますので、それは大事なことであります。

今回雇用就農という提案をいただいて、町として取り組むことになったことは、雇用されていろいろ農業について勉強されるといろいろ技術的なものも肌を感じるだろうし、また取得できるだろうし、また地域の人もその人を見きわめる。この人だったら農業をやれるのでないかという、また地域の皆さん方の見方も出てくる。これが雇用就農では大事なことであるかなというふうに思っております。新規就農ですと、1年、2年研修しなければならぬ。そして、そのときには、先ほど申し上げた制度の中での支援制度ありますから、支援制度を受けて就農するわけですがけれども、就農するに当たっては、土地も求めなければならぬ、施設園芸を目指すのであれば施設も建てなければならぬということで、経費といえますか、準備金が非常に多くなるわけですがけれども、そういったことで新規就農の研修を受けますと、道の担い手センターの支援事業もあるのでしょうけれども、議員ご承知のとおり、5年、6年継続をしないと返金をしなければならぬ。猶予できないわけですから、そういったリスクがあることで、今回長内議員にも入っていただいているプロジェクトの中でそういう提案いただきましたので、雇用就農ということで今進めていきたいというふうに思っております。新規就農も希望者がいれば受け入れはしていく考えであります。

○議長（松本 勉君） 次に、1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 第1回定例会に当たり、次の点について質問いたします。

町政執行方針と第5次行政改革について。平成30年第1回定例会で平成30年度町政執行方針を発表したが、第5次行政改革についての内容については、2月6日から14日まで町内5会場で町政懇談会を開催し、説明してきました。そこで、各会場の地域の皆さんの出席者数。2番目、実施計画案に対して出席者から各会場で出された意見。出された意見に対して町は説明したと思いますけれども、理解されなかったことはなかったか。4点目、30年度の町政執行方針で行政改革で取り組む事項中、懇談会で出された意見を参酌して取り組む事項はあるのか。

次に、町政懇談会の説明、また町政執行方針の中で町民の負担増やその他についても近隣自治体の状況、近隣自治体との比較について等を挙げているが、壮警町独自の取り組みがあってもよいのでないか。このことについての考え。

第5次行政改革の中で、平成30年度には取り組まないが、生ごみの収集取りやめによる生ごみ堆肥の製造中止、またそれに付随して下水処理で生ずる汚泥の活用もなくなるため、汚泥の処理が別に必要になってきますが、平成28年度の汚泥排出量、この排出された汚泥を今後処理業者に委託したときの処理経費、また生ごみ収集、これは28年度の実績からどの程度の収集量があったのか、また生ごみ堆肥の生産量はどのようになっているか。生ごみ収集を取りやめた場合、28年度の収集量を各家庭が一般ごみに混在させて出したときの各家庭の負担経費はどの程度になるのか。28年度の収集量を一般ごみとしてメルトタワーに搬入したときの町の負担金はどのように変わるのか。

上下水道使用料金の段階的な見直し、老朽化が進んでいる施設などの計画的更新を挙げ
ておりますけれども、現在想定している料金改定で取り組むことができるのか。

それから、平成 30 年度の町政執行方針は、財政面だけが強調され、町長が町政の柱と
している住民協働のまちづくり、人に優しいまちづくり、産業力向上のまちづくり、安全で
住みよいまちづくりの施策が財政難に隠れて、町民から見ると夢も希望もない町と思込
んでしまうのではないかと。改めて、平成 30 年度に取り組む 4 本の柱の実現に向けた重点施
策内容について伺います。

以上です。

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたしま
す。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1 番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目のご質問についてですが、今回の町政懇談会では、現在町が策定している第 5 次
行政改革実施計画案と第 2 期定住促進・公共施設有効活用計画案の概要を説明した後に、
両計画案や町政全般、地域課題などについてご意見を拝聴させていただきました。全 5 回
の参加数は延べ 68 名、ご意見の内容は両計画案に位置づけた個々の取り組みの是非にか
かわるものや実施までの取り組み方に対するご意見など、多岐にわたっております。ま
た、計画案の内容に対する理解については、当然それぞれの参加者の皆様によって受けと
め方はさまざまかと存じますが、少なくとも計画案の概要や意図などについては当日の
説明会を踏まえてご理解いただけたものと考えております。なお、いただいたご意見の一
つ一つについて現在庁内で精査中でございますので、町政懇談会でのご意見を踏まえた両
計画案の見直しについては現段階では未定であります。

次に、本町独自の取り組みについての考え方ですが、第 5 次行政改革実施計画に位置づ
けた事業は、本町が行っている多くの事業の中のごく一部であり、その対象事業につい
ては近隣自治体との比較という観点を取り入れるものであります。したがって、町営温
泉利用料補填事業や夏の健診、コミュニティータクシー事業など、今回の行政改革の対象
事業とは別に今後も継続していく独自の取り組みも多数ありますことをご理解願います。

次に、生ごみと汚泥処理に関するご質問についてですが、平成 28 年度の汚泥排出量は約
120 トンで、この排出量を今後処理業者に委託したときの処理経費は約 420 万円程度にな
ると予想しています。また、平成 28 年度の生ごみ収集量は約 193 トン、生ごみ堆肥の生産
量は 20 トン、生ごみ収集をやめて一般ごみとして排出した場合の負担経費の増額は 1 人

当たり年間 212 円、同様に一般ごみとしてメルトタワーに搬入した場合の町の広域連合負担金の増額は年間 420 万円程度と試算しております。

次に、上下水道料金の段階的見直しについてですが、目標値は設定しているものの、具体的な改定内容につきましては議会協議も含めてこれから設定していく考えですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、今回の町政懇談会では行政改革実施計画案のほか、将来のまちづくりに向けた積極的な投資や定住促進に資する事業を骨子とする第 2 期定住促進・公共施設有効活用計画案についても皆様にお示しをしましたので、両計画案に基づく今後の展望については必ずしも悲観的な受けとめ方だけではないと感じております。また、私は 4 つの施策の柱に基づき、これまで子育て環境の充実や定住対策など各種施策に積極的に取り組んできたところであり、平成 30 年度につきましても私が就任後に新たに取り組んだ施策を重点施策と位置づけ、継続して推進していく所存でありますので、議員のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） ただいま通告しました内容に沿って答弁をいただきました。さらに質疑を通して理解を深めたいと思います。

最初に、町長の掲げる住民協働のまちづくりが大切、これは私も同感であります。今回の第 5 次行政改革実施案は、まさにこの町政懇談会を通じて行政と町民の皆さんが相互理解を図る上で重要な位置を占めていると私は理解しております。しかし、現実はどうでしょう。3 月の定例会開催の約 1 カ月前に、町内 5 会場で参加者延べ 68 名と答弁がありましたけれども、この中には議員が各会場に延べにして十五、六名は参加していると思います。それを差し引くと 50 名ないし五十二、三名の町民の方が集まった。何も議員と町民が違うとは申し上げませんが、そういう現状なのです。

さらに、限られた時間、1 時間半から約 2 時間の中で多くの内容を含んだ計画の説明、そして 28 年度に開催できなかったのは町側が懇談会で示す資料作成が間に合わなかったもので、開催できなかった。これは、ある会場での町長の挨拶の中にそのような言葉が含まれておりました。29 年度の町政懇談会の開催は行革を中心に開催する予定と、これはたしか議会の中でも私が質問した中での答弁にありました。そして、秋ころまでに開催したいとも話されていたのです。その秋も過ぎ、年度もかわり、もう年度末に近づいた 2 月 6 日から 14 日までの開催、そしてまだ内容の整理が未成熟の中で平成 30 年度町政執行方針の中で財政難を前面に押し出した行政改革方針の説明がありました。何もこれ私悪いとは言いません。町民の皆さんに知っていただくためには大変必要なことですので、これは評価しますけれども、ここでお聞きしたいのは、2 年続けてなぜ秋ごろまでに改革案をまとめることができなかったのか疑問に思われます。というのは、2 年続いているのです。このことについて、町政の責任者の町長はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

まさに私が掲げています住民協働のまちづくりの一つで町政懇談会もさせていただいておりますけれども、平成 28 年の町政懇談会は、今佐藤議員ご指摘のように、私が町政懇談会の会場で、今まで町政懇談会をしていた経過の中で町民の皆さんから町政懇談会の場で何か意見ございませんかということではなくして、何ほかの町政懇談会の持ち方が必要だろうということ、そういった意見もございました。それで、何とか今回の行政改革の計画案についてお示しをし、町政懇談会を開催したいなというふうに思っておりましたけれども、先ほど議員のほうから 2 年間もあった中での案の作成についてというお話ございましたけれども、実際には昨年 4 月に本部会議を立ち上げまして、その後計画案の作成のためにいろいろと職員、あるいは議員の皆さんにもご提示をしながらまいりましたけれども、おくれたことにつきましては非常に申しわけなかったなというふうに思っておりますけれども、何とか年度内に町政懇談会、29 年度内に町政懇談会を実施して、改革案について町民の皆さんにご説明をしたい、そういう思いの中で町政懇談会をさせていただいております。

また、前段で各会場での参加者の人数をお話ししておりましたけれども、町政懇談会の場所になかなか足を運べないというか、それぞれ事情があるのでしょうかけれども、それでも何とか町政懇談会を開催して、多くの皆さんに参加していただけるような取り組みも、この 3 月にも、うちの自治会に来てくれというのであればいつでも行きますということもお話をさせていただいておりますので、そういった機会を設けていただければなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 努力されていることは認めますけれども、年度末になって開くということはちょっと私は解せないところがあります。

そこで、さきの通告質問の中で 30 年度の町政執行方針で行政改革で取り組む事項中、きのう町政執行方針が示されましたけれども、その中で懇談会で出された意見を参酌して取り組む事項はありますかという中の答弁で、いただいた意見を一つ一つについて現在庁内で精査中でございますので、町政懇談会での意見を踏まえた両計画案の見直しについては現在はまだ未定でありますということですが、庁内で現在精査はどの程度進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

町政懇談会でいただいたご意見を整理をしまして、大体 25 項目ぐらいというふうに町側のほうでは認識をしております。それらについて担当課へのヒアリングであったりということをして、実際にその意見をそのまま反映させるべきか否かというところを協議をしている最中でございますので、できるだけ早い段階で、行政の中での決定機関である本部会議というものがございまして、そちらのほうにかけて行政としての最終案を固めるところな

のですが、その手前ぐらいのところまで今いっていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。この定例会がありますので、職員の皆さん大変お忙しい中で取り進めていることですので、どうぞできるだけ早くまとめていただきたいなと要望しておきます。

そこで、私は昨日の町政執行方針についてちょっと首をかしげたことがあるのです。それは、町政懇談会での説明資料、これを配付しております。その説明資料は、今年度2月の広報そうべつの4ページから7ページまでのものをコピーして渡しておりました。そこで、私が聞きたいのは、今これから質疑を交わす中に永年在住功労表彰について質疑を交わしたいと思っておりますけれども、その懇談会で配付された資料だとか広報には、今回の議会に提案される長寿祝金の廃止は30年度と書いてありました。けれども、永年在住功労表彰については31年度をめどにして廃止するとなっていたのです。けれども、昨日の町政執行方針の中ではきちっと30年度と明言しておりますよね。これが私は理解できません。だから、先ほどこの前の質問したのは、どの程度それが進んでいるのかと聞いたのはそこなのです。そこで協議して、これは30年度に並行してやらなければならないという結論が出たのであれば、それでいいのですけれども、町民に示した案をもとにして私は一応ここは書いてあると思うのですけれども、そこで31年度が30年度とやった理由です。どのような手続をとってそのように30年度に繰り上げたのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

時差的な問題というところが一言で言うと結論になるのですが、広報の原稿の策定期期であったり、あるいは町政執行方針の原稿時期であったり、議会の皆様とも調整しながら、あるいは町民の皆様にもご説明しながら、その中で町の内部でも継続検討していた部分がございます。これに限らずなのですが、それによって若干数字が、年次ですとか、そういったものがずれてしまったのかなというふうには思いますが、最終的には2月、本来はさらに精度の高い段階での町民の皆様への周知というのが当然望ましいことではあるのですが、同時並行でやっているというところはございます。最終的には成案ができた段階で、新年度になろうかと思いますが、改めて広報のほうで最終的にはこういうふうになりましたということでご報告をさせていただくつもりではおりましたので、若干混乱させていただきましたというところについては大変申しわけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 時差的問題なんてちょっと私には理解できないのですけれども、町政懇談会やるときに30年度というのは行政側では頭の中に入っていたのですか、その

ことについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時21分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

いろいろな表現があって、本当に混乱させてしまって申しわけないという気はするのですが、先ほどの話のほかにも、予算査定という、そういった段階もございまして、その中で多少出入りがあったことは事実でございます。いつの段階でという、どこで区切るかというところではあるのですが、先ほどの質問でいうと、一旦それは30年度でやめてしまうというような段階での町政執行方針作成だったのですが、それについては30年度に入ってから見直しという考え方も一部あるものですから、最終的に今の段階でどちらだということはまだ、30か31か、どちらだということはちょっと言い切れないという状況でございます。混乱させてしまいまして申しわけございません。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかったような、わからぬようなことで私理解しなければならぬですけれども、私はこんな質問なぜするかというと、私は永年在住功労表彰は続けるべきであるという立場で質問しているのです。この表彰を廃止するに至った理由です。これが何か私にはまだ十分理解できないので、この改革案をまとめられました担当課長または担当参事に、この表彰を廃止するという考えに至った理由等、これについて説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほど議員の当初のご質問の中にもありましたが、一つの考え方として、近隣のまちとの比較という観点がある今回の行革の中では一部ございます。ご答弁したように、町の全ての事業を一律に隣のまちに合わせるというわけではございませんが、その比較があったということが1つと、あとは現実に対象者の方は毎年多数いらっしゃるのですが、なかなか授賞式等にもお越しいただけなかったりとかいうことで、本当にニーズとしてどうなのだというのを、いろんな全ての事務事業の見直しをする中で表彰条例のことについてもテーマとして1つ挙がりまして、現状の状況を見る限りは、これについては続けていくニーズというか、必要性というか、そういったものが若干薄れているのではないかとというような、そういう判断から今回の行革のテーマに加えたというところでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 先ほどこの前の答弁の中に予算査定という言葉使われておりましたよね。この表彰のために、感謝状を贈呈するために町費はどの程度使用されているのですか。これについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

予算的には、年にもよりますが、大体6万円から7万円ぐらいです。では、その費用削減効果としてどうかと言われると、決して大きなものではないというふうに、それは認識をしておりますが、今回の行革のテーマの中には単純に金額を削るというものもありますし、将来的に職員数を抑えていくということの中で、できる限り事務というか、年々年々国から来るふえてくる事務がある中で、一部は削っていくというような考え方もあったものですから、その両方の観点から今回の対象に挙げたということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 行政事務がふえているのは理解します。それはそれとして、今度町長に伺いたいと思います。町長は、壮警町に生まれ、現在も、また未来もこの町で一生を終えるのではないかなと勝手な想像をしておりますけれども、この永年在住功労表彰は昭和53年11月3日から始まっておりまして、40年経過しているのです。そこで、町長はこの永年在住功労表彰についてどのような認識を持っているか。目的だとか、この表彰についてどのような認識を持っているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） この永年在住功労表彰は、長年壮警に住んでいらっしゃる方で、それぞれ壮警町のまちづくりに対してご尽力をいただいた皆さん方というふうには認識をしております。ただ、今回永年在住功労表彰の今後の廃止について検討いたしましたけれども、いただく方がこの永年在住功労表彰にどれだけ感慨を持っているのかなというふうには実は思っております。毎年この表彰式、対象者、人数おりますけれども、なかなか11月3日の表彰式にご出席をいただけない状況にありますけれども、確かに表彰される方々は、来られる方は思いを持って来られるわけでありまして、自分がこの表彰を受け立場になったときにどうだろうかという、自分はそんな思いがありますけれども、この表彰に該当される方々がどんな思いでいらっしゃるのかなというふう考えたときに、これをいただきたいという本当の思いでいらっしゃるものかどうか、その辺が非常に疑問に感じたところでもございました。ですから、今回廃止をしてもよろしいのではないかなというふうに判断をしたところでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 町長の考えはわかりました。そこで、私は今回の一般質問に当たり、3月3日から7日までの間、町政懇談会に出られなかった方を訪問しました。そして、

この表彰廃止案についてどのように考えるかということ、また後から述べますけれども、生ごみの回収等についてどのように考えるかということをしていろいろと話し合い、また考えをお聞きしました。そこで、その中から幾つか、受賞に関してのことを町民がどのように考えているのかということについて述べたいと思います。若い層、この方は男性、50代です。農業をしております。自分は、この壮瞥で生まれ、職業を通して一生、この壮瞥で一生を終える運命だと、この地で過ごすので、表彰については関心がないのだということでした。それから、次には50代の女性ですけれども、財政難であれば1枚の感謝状でもやめるべきでないか。これは50代の女性です。それから、ここの町に移ってきて10年前後の方ともお会いしました。男性です。70歳代の男性、大きなまちで生活し、定年後壮瞥での生活。この該当年齢に達するのが40年後のことである。といいますのは、まだ10年程度しか住んでいない。そして、50年以上となると40年前後、そして110歳になります。そういう面で都会で考えられない表彰でないかと、壮瞥のような小さな町で、公職でなく地域活動で、家庭、家業を通して地域に何らかの貢献をしている方への表彰はあってもいいのではないだろうか。これは、都会から壮瞥に移られた方の意見です。次に、既に感謝状を受けた女性です。この方は、80歳になった方です。私も主人もいただきました。私は、生涯この地で生き、家庭を守り、また地域活動に参加し、まちづくりに大とは言えないけれども、持てる力で貢献してきたと自負しております。授賞式のことはいまでも思い出されますし、公的な委員等は務めなかったのですが、私にとって感謝状は宝でしょう。そういう女性、80歳代の女性です。そこに同席したご主人です。財政難で感謝状も出せない自治体に落ちたのか。高齢者の住みづらい町になったねということも発言がありました。転入者、70歳男性です。これも先ほど言った方と同じような意見ですけれども、大きなまちでは考えられない制度で、小さな町でしかできない制度、継続すべき。感謝を忘れずにとという言葉いただきました。それから、壮瞥で生きてきた夫婦です。ずっと壮瞥にいらっしゃる方、80歳代でした。ご主人の発言ですけれども、1枚の感謝状も出せないくらい財政難か、この表彰にいかほどの経費がかかっているのか。合併を考えることになるのかという心配の声も聞かれました。そして、その方は、私はこの地に生まれ、この地で生涯を終えるでしょう。受賞したとき、家内と50年を振り返り、過ぎ去った子供の教育や地域でみんなで活動したことなど、1枚の感謝状で生涯を振り返ることができました。これは、農業をしている方でした。それから、昔からの在住者です。高齢化時代を迎え、高齢者の方が亡くなったとき、葬儀委員長から故人の生涯の話を聞く機会がふえてきました。その中で故人が地域に尽くしたことを聞くと頭が下がる。公職を務めて何年での表彰よりも、壮瞥で真剣に生き、生涯を終えるであろう方への感謝状は継続すべきでないか。

このような意見が、必要ないという方は若い世代です。これは、時代の物の方かもしれませんが、そのようなことです。私は十数名に会っていろいろと聞いたのですけれども、今私が言ったこと町長聞いていたのですけれども、どのような感想を持つか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） いろいろとお聞きをされたことをご意見を今いただきましたけれども、これまでこの町に住んでまちづくりにご尽力をされた皆さん方に感謝をしているということは常々私は申し上げてきているつもりであります。しかし、今お話にあったように、そのほかに、この表彰以外に高齢者の皆さんがこの町でいつまでも住んでいけるような施策、これには取り組んでいるつもりでもあります。そのことだけはお話をさせていただきたい。確かにいただいた方それぞれ皆さん方ご意見あろうかと思えますけれども、本当にこの感謝状をいただいたことをその人が一生忘れない、そういった思いのある感謝状なのだろうかというふうには思いますけれども、これまで昭和 58 年度から続けておりますけれども、物の見直しというものはいつかはあるのだろうというふうに思っております。ですから、今回確かに予算的には少ないのでしょうけれども、今回見直しをさせていただいたということでご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） そういう考えもわからないわけではないけれども、町民の皆さん、会った人たちは、本当にそんなに財政困難かと、それだったら合併は何年先なのだと、そういう心配の声も聞かれるのです。ですから、今私が言ったのは町政懇談会に出ていない方です。その方の声をやはり大切にしていなければならないのではないかと。例えば表彰式に参加者が少ないので、届けるのが大変だ。1 軒 1 軒届けるのが大変だなんていう言葉も聞いたような聞かないようなことはありますけれども、やはり継続してやるべきでないかな。このことについては、後日開催の予算審査特別委員でも機会があればまた続けたいと思います。

次に、今度は堆肥センターのことについて、センターでやっている生ごみのことについて質疑を続けたいと思います。堆肥センターは、平成 31 年度をめぐりに生ごみ堆肥のみの製造中止と生ごみ回収廃止について書かれております。通告質問で先ほど答弁がありましたけれども、現在生ごみを回収し、生ごみ堆肥を製造しておりますが、そのためには下水道施設から出る汚泥を使用しております。これは、条例の中にも書いてあります。生ごみ回収をやめたとき、当然汚泥も活用することがなく、汚泥処理業者に委託しなければなりません。先ほどの答弁ではその処理費に 420 万円ほどとの答弁をいただきましたが、420 万円でこの汚泥処理は完結するのかどうか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

答弁で申し上げました 420 万円につきましては、滝之町の処理場から汚泥を処理する処理場までの運搬費と処理場での処分経費の積み上げになっておりますので、平成 28 年度の実績に応じて算出して 420 万ぐらいなのですけれども、年度によって多少増減はあると思うのですけれども、ほぼこの程度の額で処理はできるというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 運賃を含んで420万ですね、わかりました。

そこで、昨日の町政執行方針の中で、独立採算が基本であるこういう事業に一般会計から特別会計への繰出金があります。そこで、執行方針の中で、段階的な料金見直しなどを含んでおり、町民の皆様にも一定のご負担をいただく予定ですとありましたが、生ごみ堆肥製造中止による汚泥処理、この経費が集落特別会計に及ぼす影響をどのように考えているか。この420万です。これはどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

処理費に420万かかるということなのですが、現在滝之町の処理場から堆肥センターまで汚泥を運んでいる分がなくなるので、差し引くと380万から90万ぐらいがプラスになることになりまして、この分が特別会計として事業費の増になる部分でございます。下水道料金との関係になりますと、下水道料金の見直しもこれから進めていくところではあるのですが、一般会計から繰り入れしている基準以上の繰入額というのが実際下水道の使用料の2倍ぐらいありまして、ですので下水道料金を正規にというか、基準外をなくすには3倍ぐらいの下水道料金が必要になってくるのですけれども、そこまでは増額はしないというふうには考えておりますので、今回処理方法の変更によって増額した分につきましては、下水道料金の上乗せというよりは、一般会計からの繰り入れで賄うような形になるというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 処理を別な方法でやってこの程度、380万から390万かかるのではないかと。下水道使用料でいくと年間2,700万程度でしたか、それにこれがアップされる。380万、約400万がアップされる。そうすると必然的に、処理料を上げるといってもそんなに急に上げることはできないので、将来的な財政負担といいますか、繰り出しがふえてくるのではないかと危惧しております。

そこで、町政懇談会のある会場で生ごみについて話題になったところありましたね。その中で町長はこのように言っていたと思います。堆肥センターは、2,200万円程度の委託料を支払って製造している。生ごみ処理にそのうち300万。それでも売れない。また、生ごみ回収に800万、合計で1,000万ぐらいかかっている。何とか堆肥センターの委託料を下げたいと話されていたと私は記憶しております。そこで、確認したいのですけれども、28年度決算のじんかい処理費でじんかい処理です。一般ごみ、燃えるごみですね、これを回収委託しておりますけれども、その決算を見ますと1,454万9,000円、さらに生ごみと資源ごみ回収委託料として1,836万円とありますけれども、この1,836万円の中で生ごみ回収の経費はどの程度積算されているのか、もしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ご質問にありました平成28年度の資源ごみ回収の委託料と生ごみのということなので

すが、資源ごみ回収委託料につきましては、議員おっしゃられたとおり1,836万円というふうになっております。これにつきましては、資源ごみ回収なので、瓶、缶、ペットボトルの回収、ほかに生ごみですとか、あとは紙類とかの回収の総額での話なのですけれども、積算上は分かれておりました、それを案分しますと1,836万円のうち生ごみ分としましては1,143万8,000円ということになっております。設計上の金額案分ということになりますけれども、1,143万8,000円と、これが生ごみにかかっているということになります。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） そうすると、生ごみの製造をやめるということがこの計画にのっておりますけれども、現在回収されている生ごみは先ほどたしか百九十数トンと言われたと思いますけれども、これを現在回収している燃えるごみ、一般ごみと混ぜてメルトタワ一で処理すると420万程度がかかるという答弁がありましたけれども、それに付随して各家庭で回収する場合に、ごみを出すときに指定されたごみ袋を使うと思います。そういう面でその負担も212円という答弁がありましたけれども、212円というのはどういう積算で出てきたか伺いたと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

1人年間212円ということだったのですけれども、その積算根拠ということなのですが、平成28年度の生ごみの排出量は全部で193トンということなのですが、そのうち家庭系の生ごみが106トンで、あとは事業系が87トンということで、合計で193トンということになっております。それで、家庭系の生ごみ排出量は106トンということなので、これを重さを、容量といいますか、量に換算するのですが、通常比重が大体40%ぐらいというふうに言われておりますので、106トンを容量に換算すると、大体2.5倍にして265立方メートルというふうに単純に計算をしております。これを家庭用のごみ袋40リットルの袋なので、割り返すと6,625袋というふうになりまして、それに単純に80円を掛けて53万円、これを人口約2,500人ということなので、それで割り返しまして1人212円というふうに計算をしております。一応計算上の部分でありまして、トンと容量に換算したりですとか、1袋40リットルといいますが40リットル詰めない方もいらっしゃるのでは、あくまでも計算上ではありますので、参考データというふうに考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 難しいことは言いませんけれども、40リッターで計算するのもいいでしょう。けれども、現在各家庭で出しているごみは週2回です。それで、このことについても先ほどの件と同じように住民の皆さんにあわせて聞いたら、続けてほしいという要望が結構ありました。といいますのは、今集めているのは、特に夏の間、青い入れ物、

それがあって、家庭から出てきたごみをすぐそこに入れることができるけれども、今度一般ごみであるとそういうものがなくなって、1週間のうち3日か4日、台所かどこかわかりませんが、そこに置くことによって衛生的でない、ということもあるので、できれば続けてほしいなという意見がありました。そこで、お聞きしたいのは、先ほど答弁の中に87トンの事業系ごみがあるということがありましたけれども、現在事業系ごみの収集はどのような方法でやっているのですか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

家庭用につきましては、議員おっしゃるとおり週2回で2地域なので、週4回ということで生ごみのバケツでもって回収をしておりますけれども、事業系につきましては生ごみを回収する業者とそれぞれの企業が直接契約をして実施しております。町としては、どれぐらいの頻度でどのぐらいの金額でというのは把握はしていませんけれども、それぞれの事業に応じて、例えば毎日だったりするところもあるでしょうし、週何回というところもあるでしょうし、それぞれ事業者さんと回収業者のほうで契約して実施しているということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 事業系については、事業者と回収業者、これが契約して実施しているということもわかりましたけれども、実は事業系ごみを集めている方と会って、壮瞥の状況を聞いてみました。そうすると、現在事業系ごみは月曜日から土曜日まで週6日間集めていますと、そして集めた生ごみは全て堆肥センターに搬入していますということでした。そういう面でどの程度の事業者かということ、6から7ということでした。そういうことで、これから事業系ごみ、事業者にとっても費用負担が相当ふえてくるのではないかなと。今幾らで契約しているか私は承知しておりませんが、これが室蘭のほうまで運ばなければならないとなると、事業者にとっても大変大きな負担になるでしょうし、また私はメルトタワーの担当者に聞きました。そうすると、1トン5,000円の処理料がかかりますということも言うておりました。そういう面で、売れないから生ごみ堆肥を中止するということは、先ほどの420万だとか約400万だとかと積み重ねていくと大変財政的な負担もかかってくる。一緒に集めたら1,100万とかという、先ほど答弁ありましたけれども、やはり私は生ごみは町で継続すべきでないかなと。

そこで、お聞きしたいのですけれども、現在生ごみは先ほどのお話ですと193トンですから約200トン、それから污泥が100トン、そしてそれをまぜ合わせて発酵させて約20トンの生ごみ堆肥を製造しているとのことですが、この製造した生ごみ堆肥、肥料はどのような形で販売しているのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

生ごみの堆肥 20 トン製造しておりますけれども、実は生ごみ堆肥につきましてはなかなか売り先もないというか、売れないということもありまして、今現在 20 トン製造しているうちの多くは販売はしていなくて、壮瞥高校の農場のほうにお配りして、まいているというような状況で、今は生ごみ堆肥はほとんどといますか、売ってはいないような状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） つくっているけれども、売れない。その原因は何でしょうね。それについて承知していればお願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 当初は資源循環型ということで、資源を有効に活用しながら循環させていこうという構想でしたけれども、農家が生産する農産物を栽培するに当たって、生ごみを堆肥として畑に施して農産物を栽培したものについては、農協もそうですが、生産された農作物は販売できないのだと。どういう理由かはわかりませんが、そういうことでしたので、農家さんには余り販売をしていなかったのです。徐々に農家さんも生ごみ堆肥は利用しなくなっております。今現在も利用していないというふうに思っております。風評被害というふうに我々は思うのですが、生ごみ堆肥を使って生産された農作物は販売しないということを言われましたので、現在に至っているというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 農家の方が使ってくれない。そうすると、今運営している堆肥センターは農家の人のためだけの施設ですか、それを主眼にして運営しているのですか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 農家だけを主眼としているのではなくして、道の駅でも一般の方にも販売をしておりますし、多くはやはり農業振興のために堆肥を製造しているというふうにご理解いただければというふうに思っております。今までも私もこの堆肥センターについては農業の振興のために継続していきたいという考え方は持っておりましたので、そういうご理解をいただければというふうに思っております。小袋で一般の方も買っていただいておりますし、またトラックに少し積んで、ばら堆肥も家庭菜園のほうに持って行って利用もしていただいております。そういったことで、農家だけに限定はしていませんけれども、多くは農業振興のためというふうにご理解いただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 当然、大口消費者ですか、使用される方は農家の方だと私も理解しておりますし、そのように使っている方の実態も知っております。そこで、いつも堆肥について話題というか、質問等出るのは、地域循環型といいますか、そういうものも大き

な狙いがあったと聞いております。私はその当時これにはかかわっておりませんので、どのような形でやられたかということとはわかりませんが、堆肥製造当時の目的はそういうことが少しあるのであれば、売れないからでなくて、せっかく集めてつくっているものを一般の家庭、家庭菜園でも利用できるようにすべきでないかな。そこで、私は先ほども言ったように、家庭訪問というか、回った中で家庭菜園一生懸命やっている人と話し合いました。そうすると、壮警の堆肥は高いなと言うのです。どうしてと言ったら、伊達へ行ったら1トン1,000円で買えるのだと。そして、使っていて何も不都合ないし、いつも伊達から買っているのだと。そして、壮警でもやっているのですよと言ったら、そんなの知らなかったという声も聞かれました。

そこで、現在20トンの生ごみ堆肥をどのような方法で販売周知しているのか、高校に全て、できた20トンを持っていくとなったら、小さな実習地では肥料だらけ、堆肥だらけになるのでないか心配するのですけれども、どうなのでしょう。一般に対しての販売、これはどのような方法で考えて今まで進めてきたのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は14時10分であります。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 今生ごみの堆肥の部分についてご質問がありました。PRをどうしているのだということも含めてのご質問ですが、年1回あるいは2回、必ずお知らせを、紙1枚程度ですけれども、実施しているという状況であります。見ているか見ていないかは把握しておりませんが、生ごみの利用については、先ほど町長もお話をされたとおり農家さんが使わないという前提でありますから、処理をしてもたまる一方であるということから、限られたスペースの中で置く部分を確保するためにやむを得ず高校さんに使っていただいているというのが実態でございます。

今回ご質問全般にわたって見てみますと、行革に関しての部分でございます。今回の行革の中で検討すべき事項は、費用対効果も含めて事業として本当に正しいのかどうかという観点での改革を進めていかなければならないという観点で計画をつくってございますので、そういった点でのご理解をいただいた上でご理解いただきたいなということになります。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 行革の観点でということ、これは理解できます。

そこで、回ってみますと、老人クラブの方にもお会いしたのです。老人クラブの方が地域で花壇をつくっている。そうすると、会員が少なくなって、花壇をつくる経費が大変な

のだという声も聞かれました。種代くらいはいいかもしれませんが、例えば肥料、これを買うだとか、堆肥を買うだとかというのは大変なのだという声も聞かれています。そこで、もし可能であれば、そういう社会奉仕的な老人クラブ等が花壇をつくるときに生ごみ堆肥を提供してはどうか。無償とはいかないかもしれませんが、条例見ますと町長が特別に認めるときは云々という言葉があります。そういう面でそういうことを配慮しながら、地域の皆さんが一生懸命環境美化のために尽くしているようなところの団体にはそんな心配りも、つくってもらえるものであれば、無料とはいかなくてもそういう心配りがやはり私は必要でないかなということを申し上げて、ここは終わりたいと思います。

そこで、あと10分くらい時間あるのでないかと思えますけれども、通告質問以外で行革に関して、執行方針に関して質疑を交わしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（松本 勉君） 関連があれば。

○1番（佐藤 恣君） 関連あります。

○議長（松本 勉君） どうぞ。

○1番（佐藤 恣君） 今お許しをいただきましたので、発言を続けたいと思います。

1点目は、町政懇談会の中で町長は次のような発言をしていたと私は記憶しております。行政改革を進める上では、私も身を切る覚悟を持って進めていき、町民の皆様にも負担を求める。私自身の報酬については考えを持っている。そして、報酬審議会に諮問することも考えているということです。これはある会場でお話しされていたのですけれども、同じようなことを全員協議会の中でも聞いた記憶があります。そこで、この考えは今も変わらないと思うのですけれども、私自身、個人ですよ、議員全員でなくて私個人としても町民の皆さんに負担増を伴う議案を審議して議決していくには、町民の皆さんと同じように痛みを感じなければならぬのではないかなと、そんな気がしてなりません。そこで、懇談会の中でも町長はお話しされていたのですけれども、今もその考えは変わりありませんか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 私も町政懇談会の折にさまざまな意見の中で、町民の負担を求めるのであれば理事者あるいは職員もやはり身を切るのが当然でないかというようなご質問もいただいております。また、そのことに対しては、行政改革を進めるに当たって、私自身が責任を持って進めていくのであるわけでありますので、私自身の報酬について幾ら削減できるか、これからちょっとわかりませんが、身を切ることも考えていること間違いありません。決してこのことを濁すつもりもございませんし、実行していきます。ただ、今お話の中の職員ですとか議員の皆さん方、あるいは三役の副町長、教育長については、私は考えていない。そのようにご理解いただきたい。私自身だけ身を切る、そういう覚悟でいますので。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。そういうかたい決意があるということをここで確認させていただきました。

その次、町政執行方針なのですけれども、これを私は何回も読ませていただきましたけれども、一口で言うと3年くらい前からの町政執行方針は何か国で言うと財務大臣の演説に近いもので、町民の皆さんがこれを見たときに本当に今町がどのような方向で進むのかというものが私は見えていないのではないかと思います。町長が就任されたときから24年、25年、26年度は意外とわかりやすく、読んでもずっとわかったのです。けれども、この30年度も含めてここ数年間のものを読ませていただくと数字の羅列で、町民の皆さん読んでもなかなか理解できないのではないかと。例えば物件費なんていう言葉出てきて、これは行政用語ですよ。一般町民の皆さんに対して呼びかけるのであれば、もう少し変わった形で、例えば福祉はことし重点的にこれをやります。何も羅列してたくさん書く必要はないと思うのです。町民の皆さんに訴えたいことを示すことが行政執行方針としては望ましいのではないかなと。そんな関係で、実はいろいろとほかの町村の行政執行方針もインターネットを通じて読ませていただきました。何十と読みました。けれども、壮警のように、数字の羅列とは言いませぬけれども、数字がたくさん並んでいる行政執行方針はまず見当たりませぬ。そういう面で、ことしはもう発表したのですから、いいのですけれども、次年度以降町民の皆さんが読んでもずっと落ちるような方法でできないのか、そんなことをしているのですけれども、このことについては答弁は要りませぬ。私個人の考えかもしれませんが、そんな気がしてなりません。

以上で質問を終わります。

○議長（松本 勉君） 発言はありますか、理事者側から。まだ許しますよ。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 執行方針の中身について今ご指摘いただきましたけれども、今町民の皆さんもテレビあるいは新聞等で国の情勢等も皆さん承知をしていることは重々承知をしております。ですが、国の状況がこうだと、国から来るお金がこうなのだと、だからこうやってやっていかなければならないのだということをお話をしているつもりなのですが、そのことだけご理解いただければというふうに思いますけれども、よろしいですか。これは、そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。国の状況などを書くことは必要かもしれませんが、例えば特別会計については総務常任委員会の所管事務調査で説明しておりますので、省略しますという言葉使っていませんでしたか。例えば平成30年度においては国民健康保険制度も変わりますし、12日に提案される介護保険料の値上げありますよね、条例改正。町民の皆さんにはそのようなことも、特別会計の中で全部言う必要はありませんけれども、顕著なものはやはり入れるべきでないかなという気がしたものですから、先ほどのような発言になったのです。

以上です。終わります。

○議長（松本 勉君） 1番議員、一般質問は質疑です。質問をして、答弁を求めるのが

基本ですので。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。お願いします。

○議長（松本 勉君） もう一回答弁もらいますか。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 特別会計のほうは、執行方針では述べていない。これは、昨日の議案説明の中で副町長のほうからお話をした内容ではないかなというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 次に、4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私は、農業の高齢化に対する農業振興策についてお伺いいたします。

農業振興策については、これまでも多くの議員がさまざまな観点から一般質問で取り上げ、議論してきたところでございます。町長は、1期目の公約の一つに産業力向上のまちづくりを掲げられ、農業振興策として、もうかる農業の実現に向けて経営基盤強化に向けた施策を展開してきたことと思います。2期目では、1期目の公約をさらに発展させ、地域資源を生かした活力あるまちづくりを進め、未来を見据えた産業力向上を図っていく旨も述べておられました。しかし、農業経営をめぐる環境は、高齢化の進行や後継者問題による労働力不足、気候変動等による農産物価格の不安定化などさまざまな問題があり、特に後継者のいない高齢農業者には経済的な面でその老後に不安を抱えている方も少なくないものと思われます。そこで、農業の高齢化に対する農業振興策についての考え方を伺います。

1つ、町長がこれまで進めてこられた農業振興策の効果についてどのように評価されているかを伺います。

2つ、町内における後継者のいない高齢農業者の実態と今後の見通しは。

3つ、高齢農業者に対する農業施策の必要性についての考え方を伺います。

4つ、農業所得向上に向けての農業振興策の考え方は。

5つ、地域資源として活用可能な作物の認識と新たな振興作物開発に向けた取り組みの考えは。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 4番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のご質問についてですが、本町の農業は比較的温暖な気候や地域資源等を生かし、稲作のほか、露地野菜を取り入れた畑作、リンゴ、サクランボなどの果樹、施設園芸、高級菜豆など多様な農業経営を展開しており、町ではこれまで議員ご指摘のとおり、もうかる農業の実現に向けて産業力向上のまちづくりに取り組んでまいりました。経営基盤の強化ということで、生産性の向上を図るためのハウス整備、機械導入の支援や堆肥の利用促進、新規就農や農業後継者などへの支援を行ってきたことで生産者にとっては間違いなく経営の改善につながったものと理解をしております。

2点目のご質問についてですが、壮警町の認定農業者は平成29年12月末で89名おり、そのうち65歳以上の認定農業者は24名であります。その中で後継者がいる農業者は12名、後継者がいない農業者も12名となっております。今後の見通しとしましては、年数がたつにつれ農業者も高齢化していくこととなりますので、後継者のいない農業者にとっては農地をどうしていくか考えなくてはならないですし、離農を余儀なくされる方もふえてくるものと考えております。

3点目のご質問についてですが、さきに申し上げましたとおり、高齢化により壮警町の農業者は減少傾向にあり、遊休農地が増加するのではないかと懸念があるわけですが、平成28年度に行ったアンケート調査や今年度行った実態調査によると、経営を縮小したいという農業者の農地面積と経営を拡大したいという農業者の農地面積がおおむね等しい状況となっております。このことから、経営を縮小したい、または離農したいと考えている農業者から経営を拡大したいと考えている農業者へ農地を集積していくことで町全体の農業振興を図っていくことが必要と考えております。

4点目のご質問についてですが、本町の農家1戸当たりの経営耕地面積は、2015年の農業センサスによると7.8ヘクタールとなっており、北海道平均の26.8ヘクタールと比べ約3分の1以下の狭小な規模となっており、それが思うように所得が向上しない要因の一つとなっております。農業所得を向上させるためには、1つには経営規模を拡大することが必要であると考えております。そのために売買や賃貸などで農地の集約化を図り、少しでも収量をふやす取り組みをしていくことが重要と考えます。また、もう一つは、施設園芸への切りかえを図ることも必要と考えております。施設園芸の場合、比較的重労働ではないことと安定した収量が見込めることから、農業所得の向上につながるものと考えております。

5点目のご質問ですが、本町の農業は、さきに申し上げたとおり、稲作やブロッコリーなどの露地野菜、トマトやピーマンなどの施設野菜、リンゴなどの果樹、高級菜豆など多種多様の作物を生産しておりますが、国の政策である水田を活用した取り組みの中で、壮警町においてはブロッコリーやピーマン、菜豆、小豆、アスパラガスなどを地域振興作物としてメニュー立てしており、国からの交付金が交付されることで生産者の所得安定が図られております。本町では、地域資源としてリンゴを活用したシードルづくりや炭酸飲料が製造販売されておりますが、毎年原料の確保に苦慮していると聞いております。今後は、本町の特産品を活用したシードルや炭酸飲料の安定した生産を図るため、その原料を確保するという観点から、新たな振興作物として加工用のリンゴを加える検討を進めていきたいと考えております。また、本町の農業は、さきにも述べましたとおり多種多品目ではありますが、これが強みであると考えております。今は限定的な作物はありませんが、将来的には生産者と連携、協力しながら壮警町としての振興作物に取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） それでは、再質問を進めてまいります。

実は 27 年 6 月の一般質問でも私は高齢化と農業の振興について取り上げ、伺ったところでございます。町がこれまで進めてきた農業振興策の効果について、答弁にもありますように、本町農業の特徴として温暖な気候条件に恵まれており、稲作から畑作、果樹類の栽培まで幅広く、施設園芸も盛んである。多品目の農作物を生産することが可能な道内でも極めて恵まれた地域であると認識しております。しかし、その好環境が他地域との生産競争や時代の波に乗り切れず、高級菜豆では過去には道内有数の生産地を誇りながら、価格や労働力の確保の問題もあるとは思いますが、今では減少しつつある実態があるのかなと思っております。また、経営基盤の強化ということでハウス整備、それから機械導入の支援、新規就農や農業後継者支援などいろいろな政策を実行していることは理解しますが、堆肥の利用、それから新規就農、農業後継者支援にはまだまだ課題が残されているのではないかと考えております。今後の事業の展開によって評価が決まってくる内容だとは思いますが、これまで進めてこられた農業振興策全般で浮かび上がってきた課題をどう捉えて、今後どう展開していくのかを伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

これまで進めてきた振興策全般での課題ということなのですが、個別には堆肥の利用促進の話も出ておりましたけれども、堆肥の利用促進におきましては町内利用の拡大が課題かなというふうに考えております。平成 28 年度の実績ではあるのですが、堆肥センターから堆肥を購入された方は 68 名ということで、そのうち 54 名が農業ということでありました。兼業も含めた町内の全ての農業者は 137 名いらっしゃるの、そのうち 54 名ということで約 4 割ほどなのなのですが、ここを拡大できるかが課題でないかなというふうに考えております。また、新規就農の話も出ていたと思うのですが、新規就農につきましては、研修先は見つけることができたとしても、その後の農地の取得ということを考えたときに、昨年度行ったアンケートの結果から見ましても、新規就農者に対応できる土地の確保は難しいかなというふうに認識をしております。また、全体として大きな視点で考えますと、農業人口の減少ですとか高齢化、あとは狭小な農地というのが課題と考えられまして、見解としましては、経営の安定化ですとか所得の一定確保というのを図るために農地の集約化というのを第一に取り組まなければならないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） これまで進めてきた振興策の課題と方向性についてということですか、農地の経営規模拡大というのは、労働力の確保といいますか、場合によっては一層の機械化を進めていかなければならない。それから、農地を集約するといっても、単純にあいているから農地をまとめればよいということではなくて、その農地が受け手側にと

って利用しやすい位置にあるのかということがあると思います。ですから、例えば離農が町の外れのほうで発生したから、それを受け手側に回せばいいという単純な問題ではないと思うのですが、そういう受け手側が土地を利用しづらくなるという、そういう実態は発生しないのかお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、機械化というような話もありまして、実際規模を拡大ということになりますと、規模拡大を考えている農業者では国の補助事業なんかを利用して機械の導入を計画しているという方もいらっしゃいます。また今集約の話が出まして、どこでもいいわけではないというお話だったのですけれども、確かにそのとおりだと思います。農地集約については、あいたからそこをとということではなくて、後の利用を考えた集約ができればいいのかなというふうに考えております。やみくもにあいたからとかというのではなくて、将来のことを考えた調整ができればいいなというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 農地の集約については、現実は今農業委員会のほうで調整をさせていただいておりますけれども、借り手と貸す側が今はお互いが話し合っ、貸す側と借りる側が話し合いをしてから農業委員会のほうに届け出をしている状況でして、今後はそれぞれの地域で規模拡大したい人がいる。その地域で離農を余儀なくされた方の農地を利用してもらうような形になっていくかなというふうに思っております。確かに遠くですと農場まで行くのに時間のロスもありますし、そういったことを考えますと、それぞれの地域で集約をしていくことが望ましいのではないかなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） その点については、そのようなことで理解いたします。

それで、2点目の私の質問で最初の答弁では、農家数について私お伺いしたところによりますと、認定農業者という形での説明があった。先ほどの担当課長の答弁の中では百三十何名という、これは実は私も調べていた数字で、実際農業者という認識という部分では若干差があって、その部分についてお聞きしたかったのですが、これは兼業も含めた農業者の実態ということでもいいのかどうかということがまず1つ。

それと、答弁にもあるとおり、高齢で農業経営を維持できなくなれば離農していくことも、これもやむを得ないだろう、それは思います。ただ、そうなることで町内農家数が大きく減少していくことになるわけですが、この先、例えば5年先、10年先です。その見通しをどう捉えているか。また、その対策としてどのような施策を展開しようとしているのか。

それとあと、農地の引き受け手があらわれて、うまく流動化すればそれはそれでいいと思うのですが、先ほども言ったように、土地の条件、例えば本当に隣の土地にあれば、それは当然利用しやすいわけですが、飛び地が出てくることもあって、それが本当

に集落の中で解決できるのだろうかという、その辺の不安といいますか心配もあるわけなのです。ですから、その辺についての考え方をお伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

最初に、農家数の話だったのですがけれども、最初の町長の答弁では認定農業者ということで89名ということだったのですがけれども、農業センサスという調査がありまして、そこでは認定農業者だけではなくて、専業農家のほかに、副業的農家というのでしょうか、兼業農家も含めた農家戸数調査があるのですがけれども、そちらの2015年の結果を見ると、壮瞥町の農家数というか、農業経営体数は137戸ということでした。そのうち認定農業者と言われる方が89名というようなことになっています。

それとあと、後継の関係だったのですがけれども、2015年のセンサスによりますと、今申し上げたとおり農家数、農業経営体数は137戸ということなのですがけれども、同じく2015年のセンサスの中で後継者の有無と、後継者がいるか、いないかというような調査項目があります。それで後継者がいるとなっているのは137戸のうち31戸となっております、差し引きすると106戸の農家で後継者がいないという結果となっております。また、10年前、2005年の農業センサスでは農家数は163世帯ということで、その中で後継者がいるというふうになっているのは34戸となっております、こちらは129戸で後継者がいないというような調査結果となっております。農家数で見れば10年間で26戸減少しております、また後継者がいるとしている農家数も少ないということで、今後も農家数は減少するというふうに認識しております。

それで、今質問にありましたその対策、農家数が大きく減少することになる対策ということだったのですがけれども、農家数の減少をとめるという対策というのは難しいと思うのですがけれども、今できることとしましては、繰り返しになるのですがけれども、経営規模拡大を望む農業者の方に農地を集約することと、あとは規模を拡大するには人手が必要となってきますので、雇用という形で労働力を確保することというふうに考えております。その上で、農地の空き状況なんかを見て新規就農の募集、育成ということにも取り組むのが望ましいかなというふうに考えております。

また、土地の関係、土地の条件というような感じの話もあったのですがけれども、28年度のは無記名式のアンケート調査を実施したのですがけれども、29年度には記名式の実態調査を実施しております、これは30年度も継続したいというふうに考えているのですがけれども、農地を求めている人と農地を手放したいという人がそれでわかりますので、当人同士と行政、先ほど町長の話にもありましたような農業委員会の力をかりまして、当然財産の異動ということなので、難しい面は多々あるとは思いますが、賃貸や売買というのを進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 農地集約化による規模拡大希望者に対し、例えば労働力確保するといっても、農業には従事する人材が少ないのではないかと。そういう現状があるのかなと思っております。あと、農地の空き状況を見て新規就農者の募集、育成に取り組むことが望ましいとのことでございますけれども、これについても、先ほどもほかの議員から質問でもございましたが、そしてその中では研修農場についてもちょっと触れられていたと思います。これは、地元の農協や行政ですか、これらが主体となって、その地域でどのような作物栽培を目指すかなどの方向性を示すことが就農希望者育成のための仕組みづくりになるのかなと思っておりますが、この辺についての考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 先ほどの議員の研修農場の件につきましては、町有地もありましたけれども、数年前に調査した結果、あそこを農地として利用するのはもう不可能だという決断をいたしましたので、研修農場を特に設けるということはできないかなというふうに思っております。するのであれば、農家さんからお借りするのか、町が借りるわけにいかないのか、別な方法で借りるのかどうかわかりませんが、今のところ研修農場は持たないで、農家さんに研修に行ってもらって、雇用もしてもらって、次のステップにつながっていきやすいような取り組みを今取り進めているところでもございます。これからもそういう方向で進めていきたいというふうに思っております。

先ほどの農業者の件で137戸というのは、農産物を生産して販売する農家数であります。農地を持っておられる方は、壮警町227戸ございます。それは、耕作していなくて、農地を持っているのだけれども、町外におられる方もいらっしゃるだろうし、またそのうちの耕作者が147戸いらっしゃいます。自給程度の農業をやっている方が大体10戸いらっしゃる。137戸のうち、認定農業者が先ほど担当のほうからもお話ししたように89名という数字であります。壮警町の今の農家人口の状況というのは、今申し上げた状況であります。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私が研修農場の件について触れましたのは、新規就農で希望者を受け入れるということであれば、要は町内ではこういう作物をつくるのが優位性があるのだという、そういう希望を持って入ってくると思うわけです。ですから、例えば平取のように産地化を図って研修システムもきちっとされていると、当然そこに入ってくるのはほとんどがトマト栽培を目指して入ってくる。ですから、ただ単に新規就農希望者が泊まる宿舎を確保すれば新規就農が来るということではなくて、壮警に行ったらこういう農業をしたいというか、希望を与えるような、そのような研修ができれば、新規就農の希望者もふえてくるのかなということだと思っております。そういうことを言ったわけでございます。

それと、2点目の離農希望者の実態調査をやっておられて、もう一回やるというお話だったと思うのですが、農地を求めている人と手放したい人の調査ということだと思うのですが、大体手放す側の土地の状況はというと、条件が悪いというか、非常に条件が厳しい場合が多くて、農地を求めている人は単に農地があるから、それを利用するという

ことではなくて、実態調査を行う前に借り手側の細かい条件といたしますか、本当に今発生している物件のところでもいいのか、それとも本当は自分の隣接地に欲しいのかという、そういうようなことも含めて実態調査を行わなければ、その調査自体はなかなかうまくいかないのだろーと思っておりますので、その辺についての考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 新規就農の研修に入られる方々の、行政として町としてこういったものを生産するのが望ましいということは、それは確かに大事だというふうに思っております。壮瞥町で今栽培されております施設園芸は、ミニトマトですとかトマト、あるいはホウレンソウ、ピーマン、そういったことが施設園芸で今栽培をされておりますので、そういった方向で誘導していくのが望ましいのかなというふうに考えておりますし、また畑作を目指す農業者がいらっしやれば、これは農地をあっせんしなければなりませんけれども、それも農業委員会と協議しながら進めていかなければならないことでもありますので、どういう形が一番いいのかはこれから検討させていただきたいというふうに思っております。

あとの件については担当のほうから。

○議長（松本 勉君） 経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

実態調査の関係だったのですけれども、確かに実態調査につきましては新年度も行おうと思っております、そのときにご指摘あったように、細かいような、どんなところ希望しているというようなところも検討して進めていきたいなというふうに考えております。この実態調査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、記名式にしております、実際どこの人が農地を手放したいですとか、どこの人が農地を求めているとかというのがわかりますので、先ほども申したのですけれども、間に農業委員さんとかに入ってもらふことになると思うのですけれども、地道なすり合わせといたしますか、そういった調整を行い、進めていけるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に移りますけれども、高齢農業者に対する農業施策の必要性ということで質問してございまして、答弁では全体的傾向として高齢化により経営を縮小したい農業者や離農を考えている農家もあるということでございますけれども、高齢者の土地に対する思い、先祖から引き継いできた土地ということでございますので、なかなかそういう話に乗っていかない。貸すだけであれば、それは案外簡単なのかなということもありますけれども、売るということになるとなかなかその辺の踏ん切りがつかない。それとあと、出す場合にその土地の条件もあり、難しい問題だとは思いますが。

私のこのたびの質問の趣旨が、高齢者の施策といいますか、その部分に実はありまして、縮小希望や離農希望の農家、高齢農業者がある場合の何らかの対策が必要でないかと。老後の生活というのを考えた場合に、多くの農業者の所得といえば、現役をリタイアしてしまったら国民年金だけになってしまうわけなのです。平成15年の農林水産統計で、夫婦2人の高齢農家の生活費は月額約23万必要だと。これは今もそう変わっていないのかなと、実質です。国民年金の実際の年金額といいますと、夫婦ともに40年間満額を支払った場合で月額合わせて13万円ということで、統計上からいくと10万円不足ということになるそうです。当然その農家によっては、将来を見据えて農業者年金制度に加入しているだとか、老後の蓄えをしっかりとされている方もおられると思いますが、大部分の方は老後に不安を持っているのではないかと思うわけですが、その必要性、施策についての必要性の考え方について伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

最初に、土地に対する思いですとか条件ということも話があったのですけれども、通常の業務でも農業委員会のほうで、町長からもお話ありましたけれども、農地の賃借や売買などで法手続業務を行っていますけれども、その中で確かに土地に対する思いというのはありまして、貸すのはいいけれども、売りたいくはないですとか、こういう人には貸したくないですとか、場合によっては離農はしたいけれども、売りたいくも貸したくないというふうな方も中いらっしゃいます。財産の異動にかかわることなので、難しいことだとは思いますが、こちらについてはできるところから話を進めていくしかないものというふうにございます。

また、高齢者に対する施策、対策ということだったので、ご指摘のとおり、国民年金の支給額と、中には農業者年金に加入されている方もおりますけれども、それを合わせても生活に不安が残るという方はご指摘のとおりいらっしゃったというふうに思います。生活に対する具体的な対策ということまでは持ち合わせてはいたらないのですけれども、高齢となって離農ということになれば、できるのだったら農地を売買したり賃貸することで収入を得たり、比較的労働力が係らないような施設園芸に転換するなどして収入確保を考えていただく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 先ほどの答弁の中で、収入確保の手段として農地の売買、それと農地の賃貸、それから高収益作物への転換で収入確保が必要だと、そういう認識はあると。それと、土地が移動すれば問題ないけれども、動かなければほかの方法を考えざるを得ないだろうと思います。それで、方法とすれば、先ほどもちょっと話が出ていたのですが、集落営農化ですとか、今自分に残されている土地を有効に活用して収入を確保していく必要があるのではないかなと思うわけでございます。それで、この後の議論を展開していきたいと思っているのですが、その辺についてのお考えについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

残されている土地を利用してということで、集落営農というお話も出ましたが、正直なところ今すぐ具体的施策は思いつかないわけですし、そういうことは行政のほうで入って検討すべきものか、また検討してもいいものなのか、また一緒に考えなければならないものなのか、その辺も踏まえて検討していきたいなというふうに思います。議員おっしゃるとおり、集落営農という形ありますし、ほかのいろんなことがあるのかもわからないのですけれども、それらも含めて検討していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 議員がこういう方法、集落営農という方法がこれから必要だろうという認識は私も理解をしておりますけれども、いい例として、本州のほうですけれども、やはり高齢化になって、それぞれの皆さんが農地を耕して生産をするということは困難だという地域がありました。そこではやはり集落営農を行って、サツマイモを栽培している地域でありまして、二十数戸だと記憶しております。ちょっと定かではありません。本当に高齢者ばかりです。その皆さんが農地を出し合って、リーダーになる方が非常に大事なので、これはリーダーになる方次第だというふうに思っております。それがうまくいって、焼酎をつくって販売をしていると、そういった事例もあります。ですから、一時、先ほどの高井議員のほうのご質問のときもお話しさせていただきましたけれども、集落営農が大事だと、これからは必要だろうということで持ちかけて、いろいろと地域で議論をいただきましたけれども、結果的に最後はうまくまとまらなかったのが現実でありますので、もう少しこれは研究をする必要があるかなというふうに思っておりますので、研究させていただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） わかりました。

それで、4点目の質問に移らせていただきますけれども、先ほど当初の答弁の中で農業所得向上に向けて農業振興策の考え方については、農業全般の振興策ということで理解できます。ただ、今回質問で取り上げたかったのは、高齢農業者が農作業が体力的にもきつくなる。収入確保に向けての対策が必要でないかということで、施設園芸も比較的重労働

ではないという、確かにそうだとは思いますが、作付面積にもよりますが、管理、収穫作業中は継続的な作業が必要ということで結構きついのではないかと。そこで、管理から収穫まで至る期間が比較的短時間で済んで、ある程度の収入が見込める将来に備えた作物の振興策が必要でないかということで今回の質問、これはこれから核心に入るわけなのですが、そういう質問をさせていただきましたが、その辺についての考え方について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

高齢農業者の場合は農作業がきついということなのですが、高齢となりまして農作業が体力的にきつくなるということにつきましては、議員ご指摘のとおりだというふうに考えております。その中で、短期間で収穫できて収量が見込める作物の振興ということなのですが、どういったような作物があるのか、また振興したらいいのか、なかなかイメージも湧かないものですから、現在農業者、先ほどからもお話ししておりますように、農業者ですとか関係機関と一緒に取り組んでおります担い手に関するプロジェクトがありますので、そちらの方々の意見も聞きながら、そういうところに諮りながら考えていきたいというふうに考えております。

また、町内のほうで実際取り組んでいるところもあるのですが、ブロッコリーのように植えつけと管理は行うのですが、重労働となるような収穫作業を委託するというようなことも実際やられているところもありますので、その辺のこともあわせて検討していければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） そのようなことで理解はいたしました。

次に、4点目でございますけれども、このことについてはぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

それで、5点目に移りますけれども、町内で地域資源としての活用可能な作物の認識と新たな振興作物ということでございまして、壮瞥の場合確かに畑作から稲作、それと果樹、それから露地野菜、施設野菜も栽培が可能であって、安定的な所得が確保されていると。答弁では地域資源としてリンゴを活用したシードル製造も含めているということでございますけれども、そのリンゴも原料の確保に苦慮しておいて、加工用リンゴも振興作物に加えたいという町長の考え方だと思いますけれども、そのような答弁されましたが、加工用リンゴが振興作物になるのかという、そのことによって果樹農家の所得向上につながっていくのかという、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

それと、これは私の提案でございますけれども、自分が地域資源として活用可能な作物の認識というのは、実は農家の庭先に植えられている梅、ほとんどが町内にあるのはブンゴウメということだと思いますけれども、有望ではないかと思っております。町内の梅と

例えば壮警公園の梅林で大規模に栽培されておりまして、実はこれが道内でも有数の観梅スポットといいますか、梅の花を見るスポットということで、インターネットで引っ張るとこれが実は4カ所出てまいります。この梅というのは、昭和36年に公園整備の一環として植栽されたもので、現在300本植えられている。種類についてはブンゴウメと、これ原産は大分産。この特徴としては、実が大きくて、梅酒、それから漬け梅、かりかり梅などに適しているということで、さらに梅の中でも最も耐寒性が強いということであるようです。

大分県の今は日田市、そこの大山町、昔地域おこし、村おこしの一環で「梅栗植えてハワイに行こう！」というキャッチフレーズで地域の産業育成を図ったという運動が起こりました。これは、農地に恵まれない山村として土地の収益性の追求と耕地農業から果樹農業、さらには高次元農業への転換を図って所得をふやしていこうということだったそうです。梅の栽培は、国内でいえば若山の南高梅ですか、これが有名ですが、加工用として最近では、品数が少なくなっているということなのか、輸入物も出回っているということ聞いております。ですから、これは十分に需要は見込めるのかなと。町内農家でもこれを、庭先にあるもの、もしくはさらに植栽をふやして将来の所得確保の手段としての梅栽培の振興を図る考え方はないか。

それと、さらには梅は観光資源、先ほども観梅スポットということで申し上げたのですが、観光資源としても有望であるということで、今の壮警公園の梅だけでなく、例えば町内の観光地である壮警温泉に昔サクラランボを植えていた町有地があるのですが、これはいろいろな事情があって今はもうやっていないというか、全部伐採してしまったと思いますが、そういう町有地を活用して栽培する考え方はないか。

さらには、家庭でといいますが、農家で生産される梅、農家では昔から梅漬け、これは梅干しですけども、よそから買ってくるというよりも、自家産の梅を漬けてつくっていた。これは、当然それをつくるコツというのは老人の方が非常にお持ちだと思うので、老人パワーも活用した中での特産化を図る考えはないかということでございます。それについてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず初めに、加工用リンゴの話がありましたので、そちらからお答えしたいと思いますけれども、壮警のリンゴにつきましては、観光果樹園ですとか、あとはりんごまつりで直売されているほかに、最近ではシードルですとか、あとは清涼飲料水に利用されておりまして、その原料が必要とされていることから、条件のいい場所の確保など、そういった課題はあるのですけれども、加工用のリンゴも十分振興作物になり得るのではないかなというふうに考えております。

あと、所得というか、利益の話も出ていたのですけれども、こちらは一概には言えないのですけれども、収穫量がある程度まとまれば、それなりの利益が見込まれるのではない

かなというふうを考えております。

それとあと、梅栽培の振興についてのお話だったのですけれども、梅栽培につきましては正直なところそういうことは考えてはおりませんでした。議員ご指摘のとおり、庭先にどのぐらい梅が植えられているか、実は把握はしていなかったのですけれども、各農家さんで庭先に植えられている梅が活用できるということであれば、その活用について研究といたしますか、検討してみたいというふうを考えております。ただ、梅も果樹であるために、剪定を冬期間に行う必要があるということだったりですとか、あと病気に弱いといったようなことも聞いたりしておりますので、そちらも、先ほど来話が出ている農業の担い手プロジェクトというのがありまして、その中で実際農業者の方たちの意見も聞きながら研究といたしますか、検討したいなというふうを考えております。

また、何回も話出ているアンケート調査、意向調査ですか、7月以降に行おうと思っっているのですけれども、振興作物の関係も、先ほどの話もありましたけれども、そういった調査の中に、梅に特化して入れるかどうかは別としまして、振興作物の意向なんかも調査項目として設問などを盛り込みたいなというふうを考えております。

また、観光資源としての町有地の利用ということだったのですけれども、壮警公園の梅、お話あるように300本あるということで、壮警公園の梅のように観光資源となり得ればすごくいいなというか、素晴らしいことだなというふうに思っております。維持管理の手間ですとか費用をどうするかというような課題もありますので、今すぐ答えは出せませんが、実現可能かどうか、今後の動向を見て、有望性があるようであれば検討していきたいというふうを考えております。

また、梅酒ですとか特産化の話も出ていたのですけれども、こちらも同じように今後の動向を見まして、有効であるようであれば研究とか検討していきたいなというふうを考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

それで、次に、町内で生産されるリンゴがシードル、それからポッカ札幌の清涼飲料に利用されていると。これは、先ほど言ったように振興作物になり得るかということでは、問題は既存の果樹農家が価格の問題、引き取り価格の問題ですとか、あと既存の果樹農家全部とは言いませんけれども、今の労働力の問題からいっても本当にこれ以上ふやすことが可能なかどうかという、ちょっと疑問があります。その辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

加工用リンゴで果樹園のほうで対応できるかというようなご質問だったのですけれども、実はこの話ほどこの果樹園さんにも話をしているわけでも何でもなくて、話を聞いたわけ

でもないので、できるのかと言われれば、力を持ってできますということとは言えないのですけれども、ただ聞いていたのは、シードルでもリンゴソーダでも大体5トンぐらいのリンゴが必要だというふうに聞いておりました、5トンのリンゴを逆算するとどのぐらいの広さで栽培するとなるのかなというのを、果樹園農家さんに聞いたわけではなくて、役場の中でちょっと検討しただけの話なのですけれども、大体40アールぐらい、0.4ヘクタールぐらいにリンゴ500本ぐらい植えると、あくまでも仮の話なので、正確ではないのかもわからないのですけれども、そうすると大体5トンぐらいのリンゴが収穫できるのかなと。間違っていたら申しわけないのですけれども、そう考えると、全体の果樹園農家さんのリンゴの面積って大体40ヘクタールありまして、その大体1%ぐらいというような広さなので、これは聞いてはいないので、できるかどうかと言われると確かなことは言えないのですけれども、考えとしては不可能ではないのではないかなと。曖昧で申しわけないのですけれども、不可能ではないのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） ふやすことができるかどうか、この辺については果樹農家の意向もあろうとは思いますが。ただ、加工用リンゴということで増産、恐らく加工用リンゴといっても特別加工用リンゴがあるわけではなくて、今までつくられている生食用のリンゴ、それを加工に回すという考え方だと思うので、それに対する手間というのはそう省けないのではないのかなという認識でおります。それと、そうなってきたら、加工用リンゴで例えば1%になるのか、何%になるのか、それはわからないけれども、それで振興作物と言えるのかということなのです。ですから、振興作物といえはやはり将来的には何割の作付をしたいということだと思いますし、だとすればそれが振興作物ということの話をしているのかなという、ちょっと私にとっては疑問があります。それはそれで、ふやす、ふやさないは意向調査もしていないということなので、よく農業者の意見も聞いて対応していただければと思っております。

それで、次に移りますけれども、自分が27年の6月に行った一般質問でも高齢化が進む中での農業振興策について取り上げて、もうかる農業の展開と特産品開発、産地化についての考えをお聞きいたしました。答弁では、これまで経営基盤強化に主眼を置いた施策を展開してきたが、本町の土壌特性等により作付する品目が限られ、農業者の高齢化等の影響もあり、手間のかかる品目が敬遠され、収益性の高い作物や施設園芸作物等の導入が進んできた。農産物に自分が価格をつけて販売できるようにするため、特産品開発等を行い、もうかる農業を目指したい、このように述べておられました。ただ、私の感じとしては、それが余り進展がなかったのではないかというように感じておりますが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 高齢化に向けた農業政策ということで、先ほども申し上げており

ましたけれども、町の農業者へ向けての生産性向上対策事業、これは目的は、高齢化になって重労働が大変になった場合に、収益を確保する上では生産性の高い施設園芸ですとか、野菜等の栽培がよいのではないかとということで、生産性向上対策事業ということで、ビニールハウスへの支援でありますとか、あとにはハウス内での作業のための機械の導入のための支援ですとか、そういったことを進めてきたところでもございますけれども、この事業に手を挙げていただいた方、多くの方々が手を挙げていたかということ、議員ご指摘のとおり、本当に多くの方はこれには余り手を挙げていただけなかったということでもあります。

その要因は何かということを考えましたところ、幾ら町の補助を出しても、農業者の皆さんも投資をしなければ、例えばハウス1棟200万で建てて、100万補助しても、あとの100万はやはり自分で投資をしなければならない。それが大きな負担になって、将来回収するのも大変だということで、なかなかこの事業が進めなかった大きな要因かなというふうに思って反省をしているところでありますけれども、今後の壮瞥町の農業の生産性を上げるためにはそういったことも継続していくことも必要になってくるだろうというふうに考えております。今のところ平成27年で事業は一旦終了しておりますけれども、今後、先ほども担当のほうからお話があったように、今は農家の皆さん方が集まっていただいてプロジェクトをつくっていただいて、いろいろ壮瞥町の農業について議論をしていただいておりますので、そういったところでも議論をしていただければありがたいというふうに思っております。

また、農家の皆さんがよく言われるのは、毎年予算前に農家の皆さん何名かに集まっていただいて、次年度の予算に何が必要かと、農家の皆さんが何を希望するかということ把握する意味で農家の皆さん方と意見交換をする場を設けてまいりましたけれども、これからこうしたいというときは、我々がお願いすると。行政主導ではなくして、農業者自身がこうしていくから支援をしてほしい、そのときにはお願いしたい。そういう話もいただいておりますので、そういったことも、これからの農業をどうしていくことが望ましいのかは農業者の皆さんと議論をして取り組んでいくことが大事だというふうに思っております。行政がこうしましょうと言って、農家の皆さんがその意向に沿っていただけるかどうかはなかなか難しい点もございますので、どうかその点ご理解をいただきながら、これからの農業振興にも努めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 農業全般の振興策については、今町長がおっしゃられたような形で、その部分については理解できますけれども、私実は今回申し上げたかったのは、高齢の農業者ということで、そういう部分に絞って質問したわけでございまして、たださらには壮瞥の知名度を上げるといいますか、先ほども言ったように町内農家の庭先にある梅が特産品開発の可能性があるのではないのかなと。これはまた繰り返しになると思うのですけれども、壮瞥公園の梅は大変有名であるということで、その年によっては、鳥ですとか気候の影響もあると思うのですけれども、実梅といいますか、梅自体を、食べる梅を取

穫できない。さらには販売中止というようなこともあるのですけれども、ただせっかく壮警に梅があって、これが梅自体を知名度を高めるための道具にできないのかなということでございます。先ほども言ったように、壮警温泉の町有地も含めて町内全域に梅栽培を広げて、梅の産地としてのまちづくりがあってもいいのではないかと、そういう思いでございます。ぜひこれについては前向きに検討いただきたいと思っております。

それと、さらには、梅の加工品といいますか、これは昔から日本人の身近にある食材であって、産地化が図られれば特産品としての可能性は高くなるだろうと思っております。実際特産化については、私は梅だけにこだわるつもりはございませんけれども、ほかの作物でも手間がかからないで収益性の高い作物があれば、それは導入検討していただいて結構だとは思いますが、高齢農業者が働きながら住み続けられる環境整備を行っていただくことを希望して、私の最後の質問といたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） まさしく森議員の言われるとおり、農家の皆さんが高齢になった場合に、先ほどからご意見いただいているように国民年金で生活するわけでありませぬけれども、月の年金も非常に低いわけでありまして、老後の生活も大変だということは十分承知をしている。確かに庭先に植えているものを有利に活用して、販売して少しのお金にすることも大事だというふうに思っております。

以前、今から20年近く前になりましたら、実は壮警でも梅をつくろうということで、農家に梅の苗木を販売して植えた経緯がございまして、東湖畔でも、自分のところで申し上げるのも恐縮ですけれども、3件の農家さんが、自分も含めてです。梅を植えたのです。大体面積にしますと約2町近く植えたのではないかなというふうに記憶しております。自分自身も約1町近く植えたのですけれども、残念ながら成果が出なかった。梅が隔年といいましょうか、数年に1度なる。2年か3年に1度なるということで、大きな収穫にはなり得なかったわけでありまして、そこをどうクリアしていけばいいか、検討が必要だなというふうに思っております。農家の皆さんも庭先にある梅は梅漬けとして食べているわけでありまして、それを何とか付加価値を高めて道の駅で販売して、収益を上げていくこともこれから町としてもPRして誘導していければなというふうに思っております。梅を植えてくださいということはなかなか申し上げづらいのですが、今ある梅を何とか利用してほしいということは申し上げられるかなというふうに思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、そういうことでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） それでは次に、6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 私は、将来に向けた行財政運営について質問させていただきたいと思っております。

このたび第5次行政改革実施計画案と第2期定住促進・公共施設有効活用計画案が示されました。そこで、今後の行財政について、地方交付税の減額等により恒常的な収支赤字

に陥る見通しということで、数値による過去5カ年の財政状況の推移と今後の見通し案が示されましたが、次の点について伺いたいと思います。

1、過去5年間全体的に基金の減少が見られましたが、原因と対応について。

2、平成35年度以降の基金残高の見通し、行政運営に対する考え、残された課題などの受けとめ方についてを質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 6番、加藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の過去5年間の基金の減少の原因と対応についてですが、多少増減の波はあるものの、基金全体で平成24年度末には約21億3,000万円ほどあった基金残高が平成28年度末には約19億6,000万円となり、1億7,000万円減少しております。このうち、特定目的基金の国鉄胆振線代替輸送確保基金及び国際交流基金につきましては、胆振線代替輸送業務費及び国際交流費に毎年必要経費分を充当しており、5年間で合わせて1億3,000万円減少しております。また、財政調整基金につきましては、平成24年度末、約5億8,000万円だったものが平成27年度末には約6億7,000万円まで増加しましたが、平成28年度は地方交付税が前年度との比較で約9,000万円減少したことも影響し、平成28年度末には約5億5,000万円まで減少しました。平成29年度においても普通交付税の交付額がさらに減額されたことや平成29年4月と9月の災害により多額の復旧費がかかったこともあり、現在の見通しでは平成29年度末における財政調整基金の残高は約4億2,000万円ほどになると見込んでおります。今後さらに地方交付税の減額も予想され、また公共施設の老朽化、少子高齢化や人口減少問題などにより一層厳しい財政運営が続くものと思っておりますが、収入に見合った予算編成に取り組み、できる限り基金を確保し、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目の平成35年度以降の基金残高の見通しにつきましては、地方交付税の交付額や実施する事業の状況などにもよりますが、現状の予算編成のままであれば基金からの繰り入れをしなければならず、基金残高はさらに減少していく可能性があるものと思っております。しかし、将来に向けて壮警町を安定的に持続させていくためには、財源の確保に努めるとともに、将来負担を見据えた中で必要度や優先度に応じて実施事業や公共施設の取捨選択を行う必要があります。また、今後より一層厳しさを増す財政状況の中でも、人口減少の抑制、定住環境の向上、老朽化した公共施設の更新や機能再編など、本町にはまだまだ課題が山積しておりますが、次世代の負担を軽減し、町民の皆さんが安心して豊かさを感じながら暮らせるまちづくりに取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 私は、第5次行政改革実施計画案と第2期定住促進・公共施設有効活用計画案を見させていただきまして、今後5カ年、行政運営の厳しさを感じるわけで

す。また、35年以降はさらに行政運営の不安と感じ、財源なくしては行政運営は成り立たないと受けとめました。そこで、過去第4次行政改革の中で歳出削減に取り組んだ実績はどのくらいあるのか、数値的なものもちょっとお伺いしておきたいと思います。

また、平成25年から徐々に地方交付税が減少し、平成25年基金残高から平成29年度見通しで3億8,000万減少し、およそ17億8,300万の見通しです。地方交付税などの削減により収支バランスの改善を図るために、今後5カ年で3億、年平均として6,000万円を改善目標とした根拠を伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の第4次行政改革についてでございますが、平成18年度から22年度の6年間で行われまして、目標額を7億5,000万、それに対して実績は10億2,000万、大幅に目標を上回る収支改善効果を生んでおります。

2点目の今回の第5次行政改革でなぜ3億という設定をしたかということでございますが、最終的には確かに目標額を5カ年で3億というふうにしているのですが、計画の策定に着手する前段では実は年平均1億、計5億という目標を立てて取り組みを開始いたしました。5億という数字がどこから出てきたかということですが、昨年、ちょうどほぼ1年前に行政改革大綱というのをまとめております。これは、行政改革を進めるに当たっての考え方をまとめたものでございますが、その段階での財政状況の経過と見込みについてを見ますと、それまでは黒字は黒字決算だったのですが、当初の予算を策定した段階では赤字からスタートしているのですということはお説明を以前にしましたが、その幅が大体1億から2億ぐらい。それから、今後の収支赤字の見込み、これも1年前の数字でいうと大体1億から2億ぐらいということを見ると、最低でも1億をここで埋めていかないと難しいだろうということで、1億掛ける5年で5億という数字を設定しました。

ただ、その作業、計画策定作業をやっていた際に、内容をいろいろ精査してはいたのですが、長期的な視点で考えたときに、まずは町民の皆さんにこういう財政状況ですということをご理解をいただくということがまず第一優先で、それがないとその次の取り組みにはなかなかいきなりは入っていけないだろうということと、実際問題実際に年1億の削減の収支改善を入れていったときに、多分そういう背景がなければご理解をいただけないことになってしまうのではないかとということで、目標額を下方修正したというのが現状でございます。年平均6,000万、5カ年で3億というのは、前行政改革の実施計画の目標額の半分以下です。それぐらい小さいところまでおさめてはいるのですが、前回は大きい額を絞っているんで、今回もさらに絞るということなので、非常に厳しい内容に、額は小さいですが、厳しい内容になっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 今答弁の中で、確かに厳しいのはわかるのですけれども、でも歳

出削減するには歳入歳出の分母が大きいほうが削減しやすいのかなと思います。削減を目指すために改善目標の早期実施を図り、計画的な内容の前倒しも考えるべきでないかと思えます。また、歳入歳出の分母が少なくなると、行政運営の縮小に伴い住民負担や住民サービスがさらに低迷していくのではないかと思います、どのような影響があるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、上名参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます、歳入歳出の分母が大きいときのほうが削減できるものも多くあると思えますし、分母が小さくなった中では削減できるものも限られ、住民負担や住民サービスについてはより負担が重くなったり、より多くのサービスに影響が出る可能性も高くなると思えますので、できる限り早い段階で取捨選択し、削減できるものは削減を図り、第5次行革の実施計画の中で前倒しできるものがあれば柔軟に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思えます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 今回の答弁で、その辺は前倒しも含めていろいろとまた検討することもあるかと思えますけれども、ひとつ歳出削減に努めてもらいたいと思えます。

平成30年度から歳出削減の目標が5カ年で2億720万という形で推測されています。およそ年間4,000万円の削減と考えられますが、今年度予算38億5,700万円の中でおよそ4,000万に対して1.1%前後という減少、これは少なく推測されていると私は個人的に思っています。そこで、今回示された削減の取り組み以外にまだ見直し検討、改善を必要とされるものがあれば伺いたいと思えます。

さらに、歳入確保についても5カ年で9,000万、毎年およそ1,800万円を目標としていますが、それ以上の歳入の確保が必要ではないかと思えますが、目標以外にも見直し検討、改善が必要と思うが、考えられるものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の1.1%と少ないのではないかとのご指摘でございますが、現段階ではまだ実施計画の案でございます、全てを反映しているというわけではございません。年度内に着手をしていって、具体化のめどが立った段階で予算に反映していこうと、歳入歳出ともですが、そういったものもあるということ、全てを当初予算で反映しているわけではないということをご理解をいただけたらというふうに思えます。

それから、今回の計画の策定の経過にちょっと触れさせてもらうのですが、先進自治体を視察、道内ですが、視察をしたり、あるいはインターネット上で公開されている全国の行政改革の実施計画、そういったものも拝見をしました。あとは、北海道内で残念な事例として、財政破綻した夕張市の財政再建計画ですか、それからお隣の財政危機に陥った洞

爺湖町の財政健全化計画、そういったものも入手できますので、それらを見て調査をして、本町でもそういった内容を取り入れるべきものがあるのか、ないのかということも研究、分析はさせていただきました。その結果、今のお示しをしている計画案には位置づけてはまだいないのですけれども、将来的に本町でも取り組んでいかざるを得ないのかなというふうに思われるものも幾つか実はございました。

それで、先ほど申し上げましたが、いきなり当初の段階からそういった内容で理解をといても、それはなかなか難しいところもあるというふうに思いましたので、そういった内容については一部計画にはのせていないと、そういうものもあります。実際今のせていないわけですから、具体的にどういうことだというのは言及は差し控えさせていただきますけれども、今回町政懇談会の中で広報の2月号に載せ、会場でもお配りをした資料の中に、本計画期間内にさらに新たな取り組みに着手するような、そういう可能性もございませうということは明記をさせていただきました。今後は、計画の進捗であったり、あるいは町民の皆様の反応であったり、あるいは社会経済情勢の変化も多分あると思いますので、そういったものも見ながら、今加藤議員からご指摘のあった見直しですとか、期の途中での見直し検討、改善というものはそういう状況を見ながら対応する場面がある可能性があるということをご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） わかりました。

そこで、歳出削減に向けて私の考えをちょっと述べたいのですけれども、時間外勤務手当や委員報酬の見直しや、また施設の整理合理化、要するに統廃合ですよね。また、各種団体の補助金の削減等も必要でないかと思っていますし、また歳入確保についても公共施設使用料の見直し、遊休資産の処分なども今後の計画案の参考としていただければありがたいと思いますので、その辺はぜひ検討していただければと思います。

私もちょっと古い資料を見させていただきましたけれども、平成15年12月1日に使用料手数料の見直し基本方針というものが、この中で議員さんも中に入っていますし、課長さんの中でも3人ぐらい入っている中で、こういうふうな基本方針、手数料見直しというものが提示されたことがあるわけです。そのときから水道料見直しとか、そういうものが検討課題にはなっていました。そういう部分で、その後こういったものが、プロジェクトチームかどうかわかりませんが、検討していった形跡があるのか、その辺ちょっとお伺いしておきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、上名参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、歳出削減、歳入確保につきましては安定した財政運営を行う上で非常に重要なことだと思っております。現在作成中の第5次行革の実施計画でしたり、第2期定住促進・公共施設有効活用計画の中にも議員おっしゃられたことが盛り込まれて

いる部分もありますので、前向きに検討していきたいと思っております。また、今使用料の見直しとかの資料がありましたけれども、現在においてはそちらのほうは今は使われておりませんが、現在は課長職でプロジェクト会議を開いているいろいろな検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 財政は厳しくなっていますので、今後毎年財政基金の取り崩しが予想されると思います。特定目的基金の運用も必要と思いますが、取り扱いについてどのように考えているのかを伺いたいです。その中で、条例改正もいかなものなのかという部分も含めて答弁お願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、上名参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

財政調整基金の繰り入れ、取り崩しにつきましては、当町の歳入の約半分を占める地方交付税の交付状況に大きく左右されますけれども、今後も老朽化した公共施設の改修ですとか更新なども出てくると思いますので、今ある特定目的基金の中でも庁舎建設基金ですとか、目的を果たした基金を統合して公共施設の整備に充てることを目的とした基金の創設も検討しております。こちらにつきましては、平成30年度中に整理していきたいと考えておまして、条例の新規制定も必要になりますので、その際には議員の皆様にもご説明したいと思っております。

また、今後も地方交付税の交付額が大きくふえることは考えにくい状況ですので、歳入予算に見合った歳出予算にし、できる限り収支のバランスを図り、財政調整基金の取り崩し、繰り入れを減らしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 今特定目的基金の説明がありましたけれども、その中でもちょっと心配なのは、今後10年ぐらいにはさらに噴火災害等も考えられるという部分で、減債基金ですか、そういったものが充当されるのかなど。こういう大切な基金は、やはりできるだけ取り崩ししないような歳出削減に努めていただきたいと思います。

そこで、2点目の平成35年度以降さらに公共施設投資などが考えられますが、基金残高がさらに減少していく可能性があれば、どのような影響が考えられるか、また2,600人を下回る人口で今までのような行政運営を維持することは難しく、住民対応をどのように考えているかをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 今回の行革については、現在まで運用してきた財政運営の方法で今後何もせず続けていくことは多分難しいという判断のもとに行革を進めていきたいと

ということでございます。今回今後5年間をめどとして行政改革の実施計画案を各自治会等に説明をして進めていこうと思っておりますが、今後も議員ご指摘のとおり、公共施設への投資というのは公営住宅等古い建物が残っておりますので、そういった部分ですとか、さらに議員ご指摘のとおり噴火災害等も当然備えなければならない事項であります。ここ二、三年、毎年のように大きな災害を受けておりますので、そういった懸念も十分考慮しなければならないということを踏まえていくと、基金のあり方をどうしていこうかというのは最重要課題であるというふうに認識してございます。特にここ2年ほど毎年のように財政調整基金を繰り入れなければ予算が組めないという状況が続いておりますので、それは今後においてはなるべく避けたいという考え方で進めていきたいと思っておりますので、そういった観点でこれから財政運営をしていくためにはこの行革が絶対欠かすことができない事項なのだということをぜひご承知おきいただきたいということでもあります。ただ、この行革を完全実施したから、必ず今後5年先絶対大丈夫ですというのは今のところでは申し上げることができませんが、少なくとも、先ほど答弁しているとおり、財政再建団体ですとか、財政再建のその1個下の団体に指定されるようなことがないように、十分さまざまな手法といいますか、有利な方策を用いて運営に当たっていききたいということで考えております。

人口がだんだんここ近年減っているという状況が続いております。ここは何としても定住対策をつなげて、現状維持、あるいは若干でもいいからふやしていきたいというのが基本的な考えですが、減ったときに財政運営を踏まえてどうするのだということのご質問ですが、現状では減ったときにこうしようという、今の時点では特に大きなものは持っていないというのが実情であります。今のこの行革を踏まえて少しでも未来につながるための運営をしていきたいというふうに考えておりますので、ご承知いただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 了解です。

ちょっと参考で資料を見させていただいたのですけれども、5年後、壮瞥町の基金ですけれども、大体10億を下回る見込みですが提示されているのですけれども、今現在144町村で基金が10億切っているのは10よりちょっと少ないのではないかな、8、9件ぐらいあるのです。もちろん人口規模とかいろんなもの、町債、借金も、いろいろなこと絡んでいきますけれども、そういった部分は、そういうところは財政基金積み立てに力を入れていると感じております。そんな中で、先ほど町長が答弁しましたように、次世代の負担を軽減し、町民の皆様が安心して豊かさを感じながら暮らせるまちづくりに取り組むことが重要であるということは、もちろんのことです。

そこで、私の意見として今後の財政計画の目標として、町債の残高の減少、また基金の積み増し、また財政指標の向上などが必要でないかと思えます。これから大型事業の実施もあり、地方債の借り入れは有利な起債に限定して取り組んでいただきたいと思えます。

また、中長期的財政計画を作成するとともに、管理経費の見直し、住民サービスの意識改革をしていかなければならないと考えますが、その必要性和町長として行政、財政運営が厳しくなる中どのように町を発展させていくのかの考えを伺い、質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、上名参事。

○総務課参事（上名正樹君） 最初のほうのご質問について私のほうからご答弁させていただきます。

何点かあったかと思えますけれども、まず町債の残高につきましては平成 29 年度末の見込みで、一般会計ですけれども、約 38 億 6,000 万円となる見込みで考えておりました、近年は公債費の元金償還額の 70%程度に地方債の発行を抑え、町債残高の減少に努めているところでございます。また、基金の積み増しにつきましてはですけれども、当初予算を組む段階で収支のバランスがとれなくて、財政調整基金から 2 億円前後の繰り入れをしている状況が続いております。現状では積み増しをすることは難しいとは思っておりますが、将来に向けて安定的な財政運営ができるよう努めていきたいと考えているところであります。

それから、財政指標の向上の必要性についてでございますけれども、当町の経常収支比率につきましては平成 28 年度で 91.5%とちょっと高い比率になっておりました、自由に使えるお金が少ない状況であります。さらに、実質公債費比率という比率がありますけれども、こちらは 12.2%と早期健全化基準の 25%は大きく下回っておりますが、計算式の中で分母のほうに普通交付税の交付額がありまして、そちらが減ってきていること、逆に分子に当たる公債費の減少速度が落ちている状況でありますので、あと数年は同じように十二、三%の数値で推移するものと思っておりますので、できる限り収支のバランスを図り、身の丈に合った財政運営をすることによってこういった指標もよくなってくるものと思っております。さらに、今回財政シミュレーションを作成したところ、5 年後には基金が半減するという非常に厳しい状況でございますので、第 5 次行革を推進し、できる限り基金を残していけるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 加藤議員がご指摘のように、基金、我々にすると貯金ですけれども、これを大事に使っていかなければ、どんな家庭でもお金がなくなると大変な状況になるわけありますので、そういったことを基本にして町民の皆さんの財産を、これからこの町をいつまでも続けていくために今回何としても行政改革に取り組んでいかなければならぬというふうに思っております。その点についてはどうかご理解をいただければなというふうに思っております。

平成 15 年は約 29 億 9,000 万円ほどの基金がございましたけれども、この庁舎の建設で

すとか、情報館の建設、保育所の建設、道路の新設等も含めていろんな財源を、有利な財源を確保しながらでも、やはり基金を使わなければ事業は進めてこれなかったわけでありまして、私がお預かりしたときは約21億ちょっとでございました。役場職員の皆さんに、課長さん方にお話ししているのは、30億近くあれば、まだ20億あるなという感じはしますけれども、20億から10億に減りますともう後がない。そういったことを常に頭に置きながら健全財政運営に努めていただくようお願いをさせていただいております。

これからも何とか、この計画は計画として実施させていただきますけれども、シミュレーション、10年後に10億の基金残高というふうになっておりますけれども、それを何とかもう少し残るように我々は努力していきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただければというふうに思っております。町民の皆さんにもぜひ、我々がそういう思いで今お預かりしている町民の皆さんの財産を有効に使いながら、そして貯金を残しながらこれからの町民、住民サービスの提供に向けて努力していくことも僕はご理解をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により3月10日から3月11日までの2日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月11日までの2日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月12日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時17分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮警町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成30年3月12日（月曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 3 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 6号 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 壮警町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 壮警町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 壮警町国民健康保険条例及び壮警町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 壮警町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 壮警町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 壮警町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 土地改良施設の災害復旧について
- 日程第13 議案第14号 平成29年度壮警町一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第14 議案第15号 平成29年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第16号 平成29年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第17号 平成29年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第18号 平成30年度壮警町一般会計予算について

- 日程第 18 議案第 19 号 平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 30 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君		
副	町	長	杉	村	治	男	君
教	育	長	田	鍋	敏	也	君

会計管理者

小松正明君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 庵 匡君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 小林一也君

経済環境課長（兼） 阿部正一君

商工観光課長 齊藤英俊君

建設課長 工藤正彦君

生涯学習課長 山本貴浩君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 阿部正一君

監委事務局長（兼） 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 佐藤 恣君 2番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎議案第3号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第3号 町道路線の認定及び廃止についてを議題
といたします。

質疑を受けます。

7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 町道認定で延長されるということだと思いのですけれども、もう
少し認定する必要がある内容について質問したいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

国道453号が蟠溪から大滝側のほうですけれども、整備が終わりまして区域が変わった
ことによりまして、旧国道の敷地で延長約66メートル分が町道に移管することになりま
した。距離が短いということと、あと付近に町道があったことから、新規の認定ではなく
て既存の町道を延長する認定を行うというものでございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この認定によって多分若干国道とかぶっている部分が出ると思う
のですけれども、かぶっている部分について町のほうに管理責任がどの程度及ぶのかとい

う部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） 国道との重複延長は約 464 メーターになるのですが、国道と重複している部分については今までどおり国道が管理して、町で管理はしないということで、今のところは変わりません。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 町道路線の認定及び廃止については原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 8 日の提案説明では、国の保険料軽減判定システムの誤りとありました。壮警町はこの誤りを早急に専決処分処理したことは私は評価してもよいと思うのですが、このような誤りは壮警町だけでなく、基本になる判定システムに誤りがあったため、全国的に行われていた、このような形で壮警と同じようなことが行われていたのではないかと思うのですけれども、このシステムの誤りであると国から、多分国だと思うのですけれども、国から通知があったのはいつころでしょうか。専決処分が 2 月 9 日ですから、それよりもちょっと以前だと思えますけれども、国からの通知はいつころあったか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

こちらは、新聞等の報道でも大きく報道された点でございまして、平成 28 年度中にこの件についての報道等がなされていたところでございます。後期高齢者医療制度の保険料軽

減判定による誤り、こちらは国のほうの電算処理システム、標準システムの設定誤りということで、これに係る分の過大、過少徴収についてということの通知が厚生労働省のほうから、保健局高齢者医療課長通知で平成 28 年 12 月 27 日にリリースされているところでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 4 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 5 号

○議長（松本 勉君） 日程第 4、議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 6 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、議案第 6 号 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 今まで住民福祉課、経済環境課、商工観光課、建設課、この 4 つの課を住民福祉課と経済建設課という形に再編するということの提案でございます。この

大きな狙いは、財政改革といえますか、行財政改革によるものが大きいのかなと思っておりますけれども、この課の統合を実施することによってどの程度の職員の人的な削減、また経費的な削減を見込んでおられるのか。それから、財政以外にどのようなメリットがあると考えているのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 私のほうからお答えをさせていただきますが、基本的に今回の行革を含めての中での組織機構の見直しにつきましては、小規模人数配置の課を整理をさせていただいて、一定程度の人数のいる課の体制として運用していくことによって事務の効率化を図っていこうということとあわせて、説明でも申し上げておりましたが、情報館に配置しております分庁舎的な考え方での配置を改めさせていただこうというものが大きな狙いであります。ご指摘のとおり、将来的にわたってどれほど人数の削減ができるのかということでございますが、現状においてはただいますぐに人員削減につないでいくということでは考えておりません。将来的にわたって一定程度削減が必要という認識は持っておりますが、年次計画で何人にしましょうということについては言及する予定は持っておりません。ただ、職員の適正配置の計画はつくっておりますので、それに基づきながら、今後長い期間をかけながら、5年、10年かかるかもしれませんが、職員の削減には努めていくという考え方でおりますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

もう一点の部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、小規模人数の配置の課をなくして、一定程度の職員配置のもとに事務の効率化を最優先で進めていきたいということでございますので、そこはこれからこういった効果が本当に出るのかというのは検証しながら、中では再度検討が必要かという部分もあるかもしれませんが、まずはこの課の体制で進めていきたいということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） すぐの削減効果を狙うというよりも、5年、10年先を見越して取り組んでいきたいということでございますけれども、以前にも農業課と商工課でしたか、一つにして農業観光課とやった時期がございました。そうした中で、これは多分町民から指摘もあったでしょうし、私たちもそう感じている。ある面で農業と商工の観光も含めた連携という部分に期待するのも当時あったのかなと思ってはおりますけれども、指揮命令系統といえますか、そういう意味で、農業にしても商工観光にしても私たちの町にとっては重要な経済の2本柱という部分の中においてなかなか思ったような効果が得づらかったのかなという形で、また戻りといえますか、農業と商工観光に分けたというように記憶もしておりますけれども、また今回そういう形として建設課も含むということで、非常に巨大なといえますか、私たちの町にとっては非常に大きな範囲の広い課になると感じますけれども、ある程度規模の大きな市あたりでは例えば経済部というような形で置いて、経済部の中で課を分けて運営しているということも見るわけですが、私たちの町にとってなかなかそういう部制はなじまないでしょうから、課の中で参事制を取り入れるということ

ですけれども、その辺の指揮命令系統の部分の中で考えられることがないのかという点、今当然総務課の中にも参事職置いておりますけれども、そういう中で責任の所在や指揮命令系統の部分の中で課題は出てこないのかという感じがいたします。

それから、防災上の部分も含めて、今情報館 i に観光協会の事務局と、それから道の駅と、そして商工観光課の部署があるということで、ある意味そういうワンフロア化という部分も、防災上の大きな狙いもちろんあったのですが、同時にそれをやっていく中でワンフロア化という、商工観光に関する、農業も一部含めてワンフロア化という部分を経験したと思いますけれども、その辺の効果等をどのように評価されているのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 1点目、どういった効果という部分は、あるかとは思いますが。指揮命令系統の部分当然あると思います。今回29年で総務課、企画調整課、そして税務財政課の部分で一部先行して、行革の流れの一環でも先行パターンとして3課にまたがってを1つの課にしたというときに経験しておりますので、そういった中で一定程度の効果はあったというふうに思っておりますし、またある程度3カ月、4カ月というのは指揮命令系統での調整に時間を要したという部分もあったのかなというふうには認識しています。そういったことを踏まえながら、今回大きな課の体制ということで組織を変えさせていただこうという狙いについては、先ほど来申し上げているとおり、今後の将来にわたっての壮警町の人口程度の中で職員体制がだんだん減ってきたときに課の体制として今までの4課体制が本当にいいのかというところを考えたときには、一定程度少ない中なのですが、4つぐらいの課で運用したほうが命令系統的にはスムーズに行くのかなと。ただ、その過程においては絶対大丈夫だという確証は今のところないのですが、そこは工面をしながら継承していくべきことかなということで、精度を高めていって運用をうまくスムーズになるようにしていきたいということで考えております。

さらに、情報館 i のワンフロア化的部分も当然ありますが、今現状ではサムズさん側でされている部分と観光協会の部分での1階部分の区分けといいますか、それは整理をされていますし、2階の部分の今まで入っていた商工観光課のフロアについては災害時の全体的な運用の仕方の中で、当面は何に使うというのは考えておりませんが、災害時の対応のためのフロアとしてあけておくということを想定していますから、そういったことで通常的には会議室として使えるということも思っておりますので、そういった運用の仕方を今後も模索していかなければいけないのかなということは思っておりますので、課題は確かにあると思います。それを一つ一つクリアしながら運用を進めていきたいなと思っておりますので、その辺はご理解いただきながら、運用の中で改善すべき点は改善していきたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。ある程度実際にやってみなければわからないとい

うことがあるでしょうし、また過去のそういう経緯というか、経験も含めて今の時代に合った中で取り進めていただければなと思っています。

それから、理想的には規模に応じて職員数も執行していくということでしょうけれども、また正職員だけではなくて嘱託や臨時職員も含めて、それを少ない人件費の中でカバーして、行政のサービスは落とさないようにということが基本的な部分なのかなと。近年、私も20年ほど議員やらせていただいて感じることは、国からの移管の部分も含めていろんな部分の中で、規模は小さくても取り扱う事務量や仕事というものは、例えば人口が10分の1になったから仕事が10分の1ということではなくて、それなりに行政に求められているものは年々ふえてきているというのは思っています。その中で、特に20年ほど前に比べるとパソコン等を使って事務の効率化等は図っているということなのでしょうけれども、当初のパソコンを入れることによって事務の効率化、ペーパーレスを図っていくというようなことがなかなか現実的には省力化につながっていかない面も事務的にはあるのかなと思うのですが、特にこれは評価としてはいい評価として捉えられることもあるとは思いますが、こういうふうにペーパー化して、パソコンを駆使して、ある意味でプレゼンテーションというか、説明する上では見やすく非常にいい資料を近年職員の方も努力されてつくられていて、渡していただいて見させてもらうわけですが、資料作成というのでしょうか、いろんな会議等における資料作成にある面でいうと相当のエネルギーを使われているのではないのかなというような感じがするのですが、それは私も事務経験ないですから感触でお話をしているのですが、事務、要するに会議のための資料作成等に非常に多大なエネルギーや時間を費やしている傾向はないだろうかというのをちょっと感じるのですが、最後にその辺も含めて、事務の効率化という部分の中でパソコンの活用やそういう部分も含めてお答えいただければなと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 議員ご指摘のとおり、二十数年前ぐらいからコンピューターが全国的に、世界的にも普及してきたという流れの中で、当初多分、過去の議会の中ではコンピューター化に伴って事務が削減されるですとか、効率が上がるとか、人が少なくて済むのだというようなご指摘だったり答弁をしていたかなというふうに記憶していますが、正直申し上げまして、現状の中でパソコンがこれだけ普及して、事務処理は確かにスピードアップされたというふうに思っていますし、使い方によっては非常に便利な道具であるというふうに認識しています。ただ、それに伴って人件費な部分で人が削減されたかというところ、決してそうはつながっていないだろうと。逆に、議員からご指摘あったとおり、国あるいは道からの権限移譲に伴って事務量が過去に比べて相当ふえております。さらにまた、こういった会議等の資料の作成も相当な、やらなければならないことなのですが、労力はかなりかかっているというのが実態でございます。

そんな中で、ご承知だと思いますが、セキュリティー対策が非常に高く求められていたことに伴って、現状役場庁舎見ていただければわかるとおり、職員の机には2台のパソコン

ンがございます。本当にそれがいいのかどうかというのは個人的には疑問を感じていますが、今のセキュリティー対策上はやむを得ない事象ということで思っていますが、財政運営上考えていくと負担が大きくなってくる。固定経費の人件費の次に必ずかかる固定経費が、第2の固定経費だなというふうな認識を持っていますので、そういったことを考えていけば、便利な道具ではあるし、また必要なものなのですが、果たしてこのままずっとどこまで続くのかなという不安は持っております。そうはいつでも、今後この情報社会においてはなくてはならないですし、今後は議会の資料なんかについても多分タブレット化になるのかなというふうには思っていますので、そういった時代の流れをつかみながら、事務処理になるべく効率よく、また正確性を持って取り組む必要があるかなというふうな認識でおります。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（松本 勉君） 日程第6、議案第7号 壮警町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 壮警町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第8号 壮警町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 壮警町の長寿祝金支給条例を改正するというので、99歳の祝金を廃止をしたいという提案だと思います。これも1つは行財政改革に伴ってのことだと思いますが、これは振れが大きいとは思いますが、どの程度支給されているのか。年度によって振れは大きいと思うのですが、おおむねどの程度支給されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

長寿祝金の支給に関しましては、今年度100歳に達した方がいらっしゃいまして、この方に係る分の給付等がありまして、29年度でいきますと大体40万を超える金額でございます。例年ですと、100歳に達する方がいらっしゃらない場合ですと大体20万弱というふうに把握をしております。なお、99歳につきましては、昨年99歳に達した方いらっしゃったのですが、30年度についてはいらっしゃらないというふうに今現在把握をしております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 壮警町は全国でも特に女性の高齢者非常に高い地域ということで注目をされているわけですが、100歳の部分では1人20万でしたか、40万という。これは、毎年何人なのかというのは当然なかなかつかめないことだと思いますし、88歳、99歳と。99歳の部分の支給を廃止をするということだと思いますが、1年といいますか、傾向、何となく感じる部分で見ますと、長寿の時代になったとはいえ、88歳は比較的到達しやすい年齢なのかなというような感じがします。それから上の100歳という道のりは本当に険しいのかなと、ある面で非常にそういう感じをいたしています。もう一息で100歳という部分の中で残念ながらお亡くなりになられる方も少なからずいらっしゃる。99歳の祝金の金額は100歳と違ってそれほど大きくはなかったのかなと思いますが、私は祝金というお金の中で気持ちを伝えることだけではなくて、小さい町として、小さい町ですから

ある意味できることといえますが、長生きをしていただいて当然町にも貢献をしていただいていた。その方が99歳を迎える、間もなく100歳を迎えると。頑張っしてほしいという気持ちも込めて何らかの気持ちを伝えることが私は重要なのかなと思っているのですが、特に99歳、100歳までの1年間というのは我々の10年間、現役世代の10年間以上にもしかしたら非常に貴重な1年なのかなということを考えると、本人やご家族に対して、今まで健康を保って生活されたことに対する敬意とあわせて、これから安心して住んでいただきますか、生活しながらさらに長生きをしていただけるような気持ちを伝える取り組みということではできれば続けていただきなという思いがあるわけですが、私は祝金、お金としては、それはある面でそれよりもむしろ気持ちをどう伝えるかということのほうが重要な気がいたしますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 私のほうからお答えさせていただきますが、長寿祝金の制度については結構古くから制度として運用してきたという実態がございます。ここ近年この制度の運営の中で、99歳があつて100歳、1年ですが、近い中で果たしてどうなのでしょうかねという観点で見ていったときに、近隣の状況も踏まえながら、また胆振管内、その他のいろいろな自治体の中でその制度を見ていったときに、長寿祝金の制度自体がない。都市部についてはそういった制度自体がないということもありますが、郡部に行くと長寿祝金については、長寿ですから、100歳は当然あります。その下はどうかというと、それはまちまちなのです。うちがどちらかというと手厚いという制度できています。

そういったことを踏まえていって、今回行革もあります、もう数年前に福祉事業全般について見直しをしていただいたことがあります。その中で、こういった制度については整理されるべきでしょうという当時の議員さんからの意見を踏まえて、どこかの時点でしたいという思いがずっとあつて、今回たまたまできれば整理をさせていただきたいということで提案をさせていただいています。気持ちを伝える場面が本当にこの機会でないといけないと言われれば、僕は決してそうではないだろうなど。高齢になって99歳とか100歳のときに、どこかでお会いして言葉を交わすというのは非常に難しくなっているかもしれませんが、ある時点の機会を捉えて敬意を表するような言葉をかけるとか、そういったことは十分できるだろうという前提で考えていったときには、この祝金制度はとりあえずなくても、整理させていただいても構わないかなという、そういった考え方で今回の提案をさせていただいているということでもありますので、そこはいろんな考え方があろうかと思いますが、今回整理をさせていただきたいということで提案をさせていただいております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 100歳は大きな節目として、その気持ちを伝える場があるので、1年前でそれがどうか、ほかの町村の動向を見ながらということではありますけれども、祝金の条例が仮にきょう可決してなくなっても、私は気持ちを贈ることが大事だと実は思

っているのです。私は直接聞いたのですが、100歳のお祝金をいただいて、1年後にお亡くなりになりました。非常に元気なおばあちゃんで、100歳、町長が来ていただいて、もらった。家族も含めて非常に喜んでおりました。1世紀を生きただけですから、そういう意味では戦中、戦後やいろんな激動の中で壮瞥町の中で生きてこられた。女性の方ですからお嫁さんに来てということもあるのですが、非常に喜んだ姿が印象的でした。

100歳に皆さんが到達できるかという決してそうではなくて、ちょっと手前ぐらいでお亡くなりになる方が結構いらっしゃるのだと、そんなような感じがしています。祝金条例がなくなっても、それにかわる感謝や激励の言葉をかけていただけるような何らかの取り組みといますか、そういうことがあると、別にお祝金ということだけではなくて、1年前でなくても2年前でもいいわけで、ある面でそういう気持ちを小さい町だからこそ伝えて、長生きしてくださいということが非常に大事なのかなというようなことを感じますが、その辺について町長はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 確かに高齢になって今まで壮瞥町の発展のためにご尽力をいただいた皆さんですから、敬意を表することは、これは大事なことであって、今回99歳の祝金を廃止をしたいと提案をさせていただいておりますけれども、人生の中で1度、88歳というときに敬意を表しての祝金を贈呈させていただいておりますし、決して我々こういったものを支給することによって敬意を表するだけではなくして、常にそういう気持ちを我々も持っていることが大事かなというふうに思っております。今回99歳の支給を廃止をさせていただく提案しておりますけれども、今申し上げたとおり、地域の皆さん方も我々も常にそういう気持ちを持っていること自体をその方に届けることも大事かなというふうに思っております。そういった意味で、100歳は当然これは残していきたいというふうに思っておりますけれども、そういう気持ちを持って対応していきたいというふうに思っております。

また、先日の一般質問の中でも永年在住の件についてもいろいろご質問いただきましたけれども、そのときにお話しすればよかったのでしょうかけれども、気持ちとして常に敬意を表する気持ち、これを常に持つことが何よりも大事だというふうに思っております。そういった意味でも、これからは福祉施策についても十分頑張っていきたい。尽力していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 壮瞥町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（松本 勉君） 日程第8、議案第9号 壮瞥町国民健康保険条例及び壮瞥町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 理解を深める上で次の点について質問したいのですが、葬祭費の支給は現在1万5,000円です。これは条例に定められておりますし、来る4月1日からは都道府県単位になる。そして、3万円になるということで今回も提案されてきて、これは私としては、少々ではあるけれども、葬儀等に係る経費の軽減につながるの、大変いいことではないか。また、今基金の条例の一部改正も出ておりますけれども、これについても私は理解をすることができます。そこで、改正前、道内の市町村で3万円の支給をしていたところがあるのかどうか、これわかればいいです。それから、4月1日から都道府県単位になって、この葬祭費が全国的に3万円になったのか、そういう傾向、これはもしも承知していればよろしいです。伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

葬祭費3万円についてのご質問ですが、全道的にも3万円で支給をされていた市町村が数としては多かったということで、数字がすぐ何市町村だったというのは出てこないのですが、申しわけないのですが、3万円ということで支給をされている市町村が全道的に多かったということもあって、北海道の国民健康保険の運営の指針の中で全道統一の3万円とするということの決定がなされましたので、これに合わせる形で今回条例の改正を行っているものでございます。

また、全国状況についてということでございますが、大変申しわけないのですが、全国で葬祭費を3万円というか、金額をどのように設定しているかというのは47都道府県の中でそれぞれ、各都府県の中で所在市町村等との協議の中で決定されていくものということと承知しておりますので、全国的に葬祭費の金額が統一されるかということについては、まだ現状では把握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 壮警町国民健康保険条例及び壮警町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（松本 勉君） 日程第9、議案第10号 壮警町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 質問したいと思います。

壮警町の介護保険事業の運営について、先ほどといたしますか、先般平成32年度までの被保険者数だとか、要支援1から要介護5までの推計が示されました。そして、今回32年度までの保険料の額が示されております。そこで、示された資料を見ますと、被保険者の人数は横ばい、人口減の中ですので、保険者数は横ばいですが、29年度をもとにして30年から32年度までの保険給付額を見ると年3,000万ないし4,000万増加しているという数字が示されました。そこで、私はこのような状況が続く中では、現在の第5段階の基準になっている5,700円を400円値上げするのはいたし方ないかと、そのように理解をしております。

そこで、今いろいろと上がります。壮警町、いろんなことで住民負担がふえていきますので、町として、行政として住民の皆さんにわかりやすい言葉で、なぜ上げなければならないのか、そういう介護保険の状況を易しい言葉で広報活動が私は必要でないかなと、そんなことを考えていますけれども、このようなことを4月から実施されるのですけれども、どのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

今回介護保険条例の改正をご提案させていただきました。介護保険計画を策定していく

中で、介護保険料、将来見通し等も含めての算定、積み上げ等を行ってきた中で、平成 30 年度から 32 年度までの介護保険料について今回基準額、介護保険料が上がるという改正をご提案させていただいているところでございます。この件につきましては、本議会で条例の改正等の議決をいただいた後、町民の皆様にはわかりやすく広報 4 月号以降でお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） できるだけ町民の皆さんにわかりやすい言葉で広報活動をお願いしたいと思います。

そこで、もう一点、この条例改正についてお聞かせ願いたいのですけれども、介護保険制度で要支援状態というのは、皆さんご承知のように日常生活を送るために支援が必要な方、また要介護、これは 1 から 5 までありますけれども、これは寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態であるということはお互いに理解しているものですが、壮警町の介護保険事業の第 1 号と第 2 号の被保険者、これも先般資料としていただいているのですけれども、例えば 29 年度の被保険者数、第 1 号と第 2 号は 1,829 名いらっしゃいます。そのうち 195 名の方が要支援だとか要介護に認定されているというようなことが書かれておりました。本当にこれは被保険者 10 人に 1 人がこの対象になっているということを見て驚いたのですけれども、要支援者だとか要介護者をできるだけ少なくするのはこれからの福祉活動で重要な位置を占めてくるのでないかなと。そこで、このために町は現在どのような対策を考えて、要介護、要支援を少なくするための取り組み、これについて全部というたくさんあると思いますが、代表的なものあればお答え願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

介護状態といいますか、重症化に対する予防等ということの取り組みとして町で今力を入れて取り組んでおりますものについては、冬期間になりますけれども、転ばん塾の取り組みの中で、冬期間どうしても外出機会が少なくなったり、いろんな人とお話しする機会がなかったり、あと体を実際に動かす機会を持ちたいというようなことで、おおむね 6 カ月間、転ばん塾という取り組みを行っております。また、2 月に開催しましたが、健康づくり講演会ということで、お医者さん等をお招きして日々の健康づくりのために必要な取り組みというのはどういったものかといったようなお話を日々の生活の中で生かしていただきたいと、そういう意味で取り組み等を行っています。また、特定健診等の中で、さまざまな面で生活上の支援、または改善が必要である方等について保健師のほうから指導等を行う、そういった取り組みを行っているところでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議案第 11 号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 12 号 壮瞥町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 壮瞥町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（松本 勉君） 日程第 12、議案第 13 号 土地改良施設の災害復旧についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 土地改良施設の災害復旧については原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（松本 勉君） 日程第 13、議案第 14 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 15 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 4

ページから。

6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 私は、企画費の企画調整用務経費についてお伺いいたします。今回ふるさと納税特産品が550万の減額となっております。28年度の決算額を見させていただきましたが、3,559万8,000円ということで28年度は寄附金をいただいております。

そこで、まず1点目は、2月いっぱい結構なのですけれども、現在までの寄附金の額をお伺いしたいのと、また交換、取りかえですね、そういった部分でどのようなものが多く交換された。要するにランキング的なものを承知していれば、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の2月末の額でございますが、およそですが、2,850万ということで、昨年よりは数百万単位で落ちていると、そういう状況です。今の段階で2,850万ですので、恐らくは2,900万台くらいに落ちつくのではないかと、そういう予想をしております。

それから、返礼品についての人気ランキングといたしましうか、でいいますと、今年度でいうと一番多かったのがメロンです。2番目がリンゴ、それから3番目がトウモロコシ、4番目がトマト、5番目が詰め合わせのセット等、いろんな野菜を詰め合わせたりとか、米と組み合わせたりとかというのがあるのですが、そういった詰め合わせが5番目ということで、年によってこの中での順位が入れかわったりはするのですが、総体的に見ると当町での人気商品としてはこのような形になっているという状況です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 少し寄附金が下がっているということで理解させていただきますが、30年度に向けてこの寄附金をいかにふやすかという考え方として、対策とか取り組みが何か考えられているものがあればお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

当町のふるさと納税につきましては、返礼品を始めたのが平成26年度からで、当初70万ぐらいだったものがどんどん上がってきて、昨年ピークになって、ことしちょっと落ちてしまったということで、その落ちた原因、そもそもの原因が何なのかというのを今分析をしているところです。明確にこれだというものはまだ見つかっているというわけではございません。昨年の春に総務省のほうから返礼品の競争の激化を懸念して通知が来て、返礼品の割合を3割以下にきなさいと、そういう通知が来て、それにも対応はしているのですけれども、それも一部の理由にはあったかもしれません。聞くところでは対応していないという市町村もあるようで、そういう意味では若干その影響もあったのかなというふうには思いますが、根本的に返礼品のメニューであったり、あるいは仕入れ数の確保であったり、それからまちによっては使い道を一本化することで人気を博している、そういう自

治体もあつたり、あとは今ふるさとチョイスというふるさと納税の総合サイト、インターネットのサイトで当町は運営をしているのですが、その中で目立つような工夫をしたり、広告的なものを打ったり、そういうふうにはやり方は幾つかあるのだろうというふうには考えています。当町は、北海道の中でも決して額の多い町ではございません。まだまだ研究の余地はあると思いますし、そういった先進事例といたしましうか、他市町村の事例なんかも調査しながら、当町の財政運営上も非常に重要な財源でございますので、来年度少しでも伸びるように、今回の反省を踏まえて研究をして改善をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 私は、総務費の一般管理費の一般管理事業通信運搬費についてなのですが、ふるさと納税の関係が経費のほうが減っているのだけれども、通信費が上がったというのはどうしてなのかということ。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

實際上確かにふるさと納税のほうは減っているという形なのですが、29年度の予算は、当初の今までの通信運搬費で実際ふるさと納税の部分というのは実態が、どれだけかかるかと、お礼状とか、いろんな面で郵便料がなかなか把握できなかったという形もあって、実際上は減ってはいるのだけれども、その分の経費として今回計上させて、その分が逆に役場の一般の通信運搬費は間に合ってはいるのですけれども、幾らかという細かい割合は出せなかったのですが、その辺の部分でトータルのバランスとして足りなかったという形になってございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか、4ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般5ページ。ございませんか。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 衛生費の温泉管理費、地熱資源開発事業のこの部分ですが、これは以前にも説明ありましたが、地熱開発が不調に終わっているということでございますけれども、これは国の補助を受けながらやる事業は残念ながらだめだということは理解するのですが、今後町単独での取り組みといたしますか、少なくとも今現在使用されている地熱資源があるわけですが、それらの新たな掘削といたしますか、調査も含めて、町の今後の展開といたしますか、地熱開発をする取り組みの姿勢について伺いたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 今のご質問については、町全体での地熱の調査、または掘削という観点で捉えさせていただきますが、現状では新たなものの調査、または掘削するとい

う予定は持ってございません。今回温泉地区ということで、オロフレ峠に係る部分であります。そこについては現状では残念な方向になっています。その前には蟠溪地区で調査をさせていただいて、期待はしましたが、残念な結果で終了したということ踏まえていくと、新たな場所での候補地が今現状町側で押さえている部分では有望性はなかなか厳しいのかなということで捉えておりますので、現時点では練っておりませんが、今後の展開に当たり新たな動きがあれば、そこは検討しながらということになるかと思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） その辺は理解するところなのですが、可能性として有珠山側、登別寄りのほうでは若干問題というか、なかなかいい結果が出ていないということなのですが、有珠山寄りのほうでの可能性というのはあり得ないのかどうかということです。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 町側の現時点で押さえている部分では、関係機関等から聞いている情報の中では、有望性のあるところは現時点では非常に難しいということで聞いてございます。ただ、壮瞥温泉地区について一部、代替井といいますか、現状使っている井戸の近辺で、そこが温度低下があるから代替井というようなことも検討はされておりますが、そこはまだ今後の展開でどうなるかというのは聞いておりませんので、有望性が高いかどうかというのは情報としては捉えておりませんという状況にあります。

○議長（松本 勉君） この際、休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続します。一般5ページ。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 農業振興費について伺いたいと思います。

農業振興費で今回負担金補助及び交付金について計上されております。この計上は、今まであった予算にプラスして増加でなくて、新たに組まれておりますけれども、540万です。そして、8日の説明では2つの経営体に対する支援、援助補助金で3割補助ということの説明がありました。今回この予算が議決されて、残すところ29年度も半月しかないのです。そういう中で今回補正して議決された予算がこの半月間で事業を終えることができるのかどうか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

この事業は、経営体育成支援事業ということで国の事業なのですが、ご質問で残りわずかでもって事業を終えることができるかというご質問だったので、中身

としましては各農家さんが機械を購入したりとか、そういう事業なのですけれども、皆さん準備をされているので、残りは少ないですけれども、事業自体は年度内に完成できるものというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 準備しているということですね。そこで、この事業は国の事業と今答弁ありましたけれども、後からまた歳入のほうで説明というか、議決されると思いますけれども、道費補助です。国から道に来て、道から壮瞥町に入ってくるお金だと思っておりますけれども、そのため道の補助金も540万ですので、町の持ち出しはありませんが、この事業の目的です。今農機具等のお話ありましたけれども、この支援の目的、事業の目的をさらにお聞きしたいことと、今農機具ということでお話ありましたけれども、540万を単純に2戸で分けると270万ですか、それが3割でやるとおのずと1戸がいかにか農機具更新するかどうかわかるのですけれども、2つの経営企業体に取り組む事業内容です。単に農機具ですというだけでなく、もう少し中身を知りたいなど。そして、この補助事業を実施することによる効果です。これについても伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

先ほど国の事業ということでご説明しました。歳入のほうは道補助金ということなのですけれども、議員おっしゃるとおり国の事業なのですけれども、北海道を経由して入ってくるということで、項目上は道補助金というふうになってはいますが、国の補助事業でございます。それと目的ということだったので、事業名は経営体育成支援事業というものでして、生産者、農業者の方が例えば経営を安定化させるですとか、あとは経営規模拡大するですとか、そういったことに支援をするという目的の事業となっております。それで、今回540万円計上しておりますけれども、2経営体で540万ということなのですけれども、これが総事業費ではなくて、全体の事業費は合わせて大体2,300万円ほどになっております。2,300万円のうち、この事業の内容としましてはそのうちの30%が国の補助、全体の2分の1は金融機関からの融資を受けるというような内容になってございます。2経営体合わせて2,300万ということですので、単純に割りますと大体1経営体一千何百万、同額ではないのですけれども、1,000万から一千二、三百万程度の事業で、そのうちの30%分が国から北海道を経由して、町を経由して補助金として交付するというようになっております。

それで、具体的内容ということだったので、具体的内容につきましては、2経営体なのですけれども、いずれも農業用のトラクター購入ということになってございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに5ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般6ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般7ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般8ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般9ページ。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 給与費についてお伺いしたいと思います。

年度末を控えて負担金や納付金などの額の確定によって今回2,340万円減額補正ですけれども、お聞きしたいのは、時間外勤務手当が150万円増で補正が提案されております。少ない職員で行政事務を進める上で、時間外勤務も必要とは理解しております。29年度の当初の時間外勤務手当は883万3,000円を計上して、今回150万を補正しますと1,033万3,000円となります。超過勤務命令を出したことにより時間外勤務手当を払うのは当然で、正しい支出行為と私は理解しておりますし、否定するものではありません。29年度当初予算に今回また補正するに至った要因は何か。そして、先ほど議案第6号で壮瞥町の組織改編について議決しましたが、その提案理由として行政事務を組織として効率的に進める体制に、また少人数規模の課の編成を改めて、一定の人員を有する課の編成を挙げております。そういう中で、今回の改編で超過勤務というのはどの程度解消されるのか、そこまで考えて今回の改編をしているのか、その点について最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 何点かあったと思うのですが、時間外、本年度29年度の部分につきまして150万増額という形で計上させていただいております。要因としましてという形になると、なかなか細かい点でどの勤務がどうのこうのという形のは、申しわけございません。全部が全部集計とっているわけではございませんでしたので、その辺がはっきりと明確に申し上げられませんが、いずれにしても、災害のときもそうでしょうし、いろんな面が出る機会が多かったのかなというふうに思っております。ただ、あくまでも予算という形で、何%という形の見方で全体で出しておりますので、一概にその辺の部分については、明確にという形で今議員ご質問されたような形のは明確には答えられないのかなというふうに思っております。申しわけございません。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 今回の機構改編に伴っての時間外勤務の削減はという部分のご質問でありましたが、できる限り時間外というのが発生しないようにしたいというのは考えてございますが、組織改編に伴ってどれぐらい減るのだということは、現状では申し上げられるような部分は持ち合わせてございません。ただ、削減に努めていきたいという考

え方には変わりございませんので、そういった観点でご理解いただければと思います。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 仕事の内容によっては時間外勤務が生じることは私は理解できませんけれども、私は町民の皆さんと会う機会とか、できるだけ多く会う機会を設けて話し合っておりますけれども、町民からこんな声があり、町民の皆さんから職員の皆さんよく遅くまで働いているなど、そういう言葉を聞くことがかなりあるのです。

そこで、今度町長にお聞きしたいのですけれども、町長だとか理事者の皆さんは勤務する職員の健康管理、また職員の休養、そしてさらには職員の家庭での団らんといいますか、いつも子供が寝てから帰宅するだとか、子供と接することが少ないのでないか。そういう機会をとれる環境づくりが私は町長に求められているのでないかと思うのです。そういう面で、今回の時間外勤務手当の補正で今申し上げたこと等について町長はどのように考えて、職員の健康管理だとか、休養だとか、家庭での団らん、この確保についてどのように考えを持っているか、最後に聞きたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 職員の健康管理につきましては、総務課のほうでいろいろとメンタルヘルス部分の対応ですとか、職員さんの健康管理については年1回ほどの健診を受けていただいていますとか、体調の悪いときには申し出ていただいて、すぐに病院にかかるようなことも考えております。また、時間外勤務につきましては、私自身もなるべく職員の皆さんには定時、時間外をしないようにしていただいて、早く自宅のほうに帰っていただくことは、副町長のほうにもなるべく時間外しないように、帰っていただいたほうがいいのでないかというお話をさせていただいておりますけれども、今議員おっしゃるとおり、社会的にも超過勤務で体調を崩されていらっしゃる会社員もいらっしゃるけれども、役場職員も災害のときに一昼夜通して勤務する職員さんもいますけれども、そういった職員さんについては次の日早急に休んでいただくようお願いをしております。健康管理につきましては常々気をつけていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） ほかに9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、歳入です。一般1ページからです。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般3ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、繰越明許費補正に

ついて。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第3表、債務負担行為補正及び第4表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成29年度壮警町一般会計補正予算（第15号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（松本 勉君） 日程第14、議案第15号 平成29年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成29年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に

については原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（松本 勉君） 日程第15、議案第16号 平成29年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成29年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（松本 勉君） 日程第16、議案第17号 平成29年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成29年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に

については原案のとおり可決されました。

◎議案第18号ないし議案第23号

○議長（松本 勉君） 日程第17、議案第18号 平成30年度壮瞥町一般会計予算について、日程第18、議案第19号 平成30年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第19、議案第20号 平成30年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第20、議案第21号 平成30年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第21、議案第22号 平成30年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第22、議案第23号 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議案第18号から議案第23号までの6件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第23号までの6件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

委員長に真鍋盛男君、副委員長に高井一英君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に真鍋盛男君、副委員長に高井一英君を選任することに決しました。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により3月13日から3月15日までの3日間休会にいたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、3月13日から3月15日までの3日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月16日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成30年3月16日（金曜日） 午後 3時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第18号 平成30年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第19号 平成30年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第20号 平成30年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第21号 平成30年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第22号 平成30年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第23号 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第24号 平成29年度壮瞥町一般会計補正予算（第16号）
- 日程第 9 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君		
副	町	長	杉	村	治	男	君
教	育	長	田	鍋	敏	也	君

会計管理者

小松正明君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 庵 匡君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 小林一也君

経済環境課長（兼） 阿部正一君

商工観光課長 齊藤英俊君

建設課長 工藤正彦君

生涯学習課長 山本貴浩君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 阿部正一君

監委事務局長（兼） 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午後 3時30分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 毛利 爾君 4番 森 太郎君
を指名いたします。

◎議案第18号ないし議案第23号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第18号 平成30年度壮警町一般会計予算について、日程第3、議案第19号 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第20号 平成30年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第21号 平成30年度壮警町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第22号 平成30年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について、日程第7、議案第23号 平成30年度壮警町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第18号から議案第23号までの6件については、3月12日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長（真鍋盛男君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

平成30年3月12日開催の第1回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第18号から第23号までの平成30年度各会計予算について3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第18号 平成30年度壮警町一般会計予算について、以下5件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第18号から第23号までを審査するため、特別委員会を平成30年3月14日から16日までの3日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席し

た説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、平成 30 年 3 月 12 日開催の第 1 回定例会において本特別委員会に付託されました議案第 18 号から議案第 23 号までの平成 30 年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、真鍋盛男。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 18 号から議案第 23 号までの 6 件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 18 号から議案第 23 号までの 6 件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号から議案第 23 号までの 6 件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 24 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 今定例会に追加提出いたします議件は、議案第 24 号の 1 件であります。その内容について説明をいたします。

議案第 24 号 平成 29 年度壮警町一般会計補正予算（第 16 号）について。

平成 29 年度壮警町一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 39 億 6,005 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 8,898 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 4,903 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。総務費、企画費で404万3,000円の追加となります。企画調整用務経費となります。こちらは、さきに補正予算の議決をいただいたところでございますが、執行残額の確認不足により過大に減額処理を行っていたことが判明したことによる追加補正となります。事務処理の不利でございまして、大変申しわけございません。二度とこのような事態を起こさないよう万全を期したいと考えておりますので、何とぞご容赦をいただきたいと思っております。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で300万円の追加となります。除雪経費となります。例年になく2月までの降雪量が多く、除排雪に要する稼働時間の増加に伴う不足分の経費計上となります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で8,194万3,000円の追加となります。農林水産災害復旧費となりますが、昨年の台風18号で被災した立香地区頭首工の災害復旧に係る災害査定により、平成29年度分の補助金割り当てにより予算計上するものとなります。財源区分では、補助金で8,186万1,000円、補助残のうち8割を地元負担として6万5,000円、残りの2割、1万7,000円を町負担として計上してございます。こちらは、全額繰越明許となります。

歳入では、分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金で6万5,000円の追加、国庫支出金、国庫補助金、災害復旧費補助金で8,186万1,000円、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で706万円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

第2表、繰越明許費補正では、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、立香地区頭首工災害復旧事業、金額8,194万3,000円を追加するものとなります。

以上が追加提出いたします議案の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第8、議案第24号 平成29年度壮瞥町一般会計補正予算（第16号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 今回の補正予算で補助金がついたということで、事業化されるのですけれども、事業はいつからかかって、農業者の人が水を引くまでには終わるという予定なのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

補助の関係は建設課で今かかわっておりますので、私のほうから答弁したいと思います
が、こちらは頭首工の関係の工事だと思えますけれども、水をとるのは工事中でも農業者
の方が水とることは可能でございます、頭首工の下流側の付近になりますので、支障は
ないかと思えます。ただ、工事自体は、今工程の都合上2カ年かかって工事をする予定で
今進めているところでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成29年度壮警町一般会計補正予算（第16号）については原案
のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第9、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会ま
での会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申
し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管
事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を
実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年壮警町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 3時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員